職員の給与等に関する報告及び勧告

令和元年10月

京都府人事委員会

目 次

報		告	•						••••			• • •			• • • •	• • •	• • • •	 • • •	 	• • • •	 • • • •	• • • •		 • 1
	1	職	員	給与	手の	実	態等	F	• • • •			• • •				• • • •	• • • •	 • • •	 		 	• • • •		 • 1
	(1)		職	員絲	合与							• • •				• • • •	• • • •	 • • •	 		 	• • • •		 • 1
	(2)		民	出間系	合与	Ø ፟፟	調査	£等				• • •				• • • •	• • • •	 • • •	 		 	• • • •		 . 2
	(3)		職	種別	川民	間網	給与	寒	態	調才	室の	美	施	結	果			 	 		 			 . 2
		ア		給与	产改	定	等の)状	況			• • • •						 • • •	 		 			 . 2
		イ		職員	員給	与。	とほ	己間	給-	与と	- O	比	햁					 • • •	 		 			 . 3
	(4)		物	加価及	とび	生	計費	ŧ				• • • •					• • • •	 • • •	 		 			 . 6
	(5)		玉	家々	〉務	員(の糸	令	に	関す	トる	報	告	及で	び観	力告	等		 		 			 . 6
	2	職	員	給与	手の	改	定及	とび	勤	務纬	€件	-等	F				• • • •	 • • •	 		 			 . 7
	(1)		職	員絲	合与	Ø Ē		三等				• • • •					• • • •	 • • •	 		 			 . 7
		ア		職員	員給	与(ひざ	文定	•			• • •				• • • •	• • • •	 •••	 		 			 . 7
		1		給与	护制	度り	こ仔	る	諸	課是	頁					• • • •	• • • •	 •••	 		 			 . 8
	(2)		職	員の)勤	務	条件	ŧ				• • •				• • • •	• • • •	 •••	 		 	• • • •		 . 8
		ア		総ま	ミ勤	務日	侍間	一の	短	縮		• • •				• • • •		 • • •	 		 	• • • •		 . 9
		1		健身	€の	保护	寺埠	曾進				• • •				• • • •	• • • •	 •••	 		 			 ·11
		ウ		職業	(生	活。	と爹	え庭	生	舌の	力 向	ijψ	-			• • • •		 • • •	 		 	• • • •		 ·11
		工		適正	三な	勤	努瑪	環境	<u>の</u>	確ゴ	Ż.					• • • •		 • • •	 		 	• • • •		 ·12
		オ	•	非常	常勤	職」	員 <i>0</i>	勤	務	条件	‡	••				• • • •		 • • •	 		 	• • • •		 ·13
	(3)		人	、事管	9理							• • •			• • • •	• • •		 • • •	 		 	• • • •	• • • • •	 ·14
		ア		人材	すの	確何	呆•	育	成	等	• •	• • •				• • • •	• • • •	 • • •	 • • • •	• • • •	 	• • • •		 ·14
		1		高齢	帥期	O) J	雇月]	• • • •			• • •				• • •		 	 	• • • •	 • • • •	• • • •	• • • • •	 •16
		ウ		公務	好員	倫牙	里の	徹	底			• • •				• • •		 	 	• • • •	 • • • •	• • • •	• • • • •	 ·16
	3	給	与	勧告	実	施(の要	E請	等			• • •				• • • •	• • • •	 • • •	 		 	• • • •		 .17
ÆL		4-																						1.0
勧																								
				のま	き施																			
	別表			••																				
	加表	丰	. 2	• •		• • • •						• • • •						 • • • •	 • • • •	• • • •	 	• • • • •		 •43

説明資料

報告

地方公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方公務員法第14条において、 社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされている。また、同法第24条において、給与は、職務と責任に応ずるものでなければならず、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされ、給与以外の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとされている。

人事委員会の報告及び勧告は、地方公務員の労働基本権が制約されていることの 代償措置として、人事委員会が中立性、専門性を有する第三者機関の立場から行う ことにより、前記の地方公務員法に定める諸原則に基づく適正な勤務条件を確保す る機能を有するものである。職員に対して適正な処遇を確保することは、人材の確 保や労使関係の安定を図り、効率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

本委員会は、報告及び勧告が果たす役割や職員の勤務条件を取り巻く諸情勢を認識する中で、これまでから地域の民間賃金のより適切な反映をはじめとする適正な給与制度・水準の確立に取り組んできており、本年においても職員給与の実態及び給与決定の基礎となる諸事情等について調査研究を行ってきたところである。

その結果は、次のとおりである。

1 職員給与の実態等

(1) 職員給与

本委員会が平成31年4月1日現在で実施した職員給与実態調査によると、職員(職員の給与等に関する条例(以下この報告において「給与条例」という。)及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例に定める給料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)は、昨年に比べて145人多い21,555人であって、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、医療職、研究職、第2号任期付研究員及び特定任期付職員の7種10給料表の適用を受けている。

これらのうち、行政職給料表適用職員から本年度の新規学卒の採用者等を除いた公民給与の較差算定対象職員(以下「較差算定対象職員」という。)は 4,470人で、その給料(給料の調整額を含む。以下同じ。)及び主な手当の平均 月額(実支給額)は、給料325,791円、扶養手当8,080円、地域手当26,897円であり、その平均年齢は42.5歳、平均経験年数は20.5年、男女別構成比は男性62.7%、女性37.3%、学歴別構成比は大学卒72.2%、短大卒7.5%、高校卒20.1%、中学卒0.2%となっている。(「説明資料」第1表参照)

また、教員、警察官、看護師等を含めた職員全体では、給料(教職調整額を含む。)341,705円、扶養手当9,165円、地域手当24,122円であり、その平均年齢は40.5歳、平均経験年数は18.4年、男女別構成比は男性64.3%、女性35.7%、学歴別構成比は大学卒75.5%、短大卒7.2%、高校卒17.3%、中学卒0.0%となっている。(「説明資料」第2表から第12表まで参照)

(2) 民間給与の調査等

本委員会は、職員給与等を検討する資料を得るため、人事院及び京都市人事委員会等と共同して職種別民間給与実態調査を実施した。

この調査は、人事院が行う国家公務員の給与を検討する資料を得るための調査を兼ねており、府内に所在する企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である1,016の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した245の事業所を対象に調査を実施し、公務と類似すると認められる76職種の職務に従事する者について、本年4月分として支払われた給与や過去1年間に支払われた賞与等の調査を行うとともに、各企業における給与改定の状況等についても調査を行った。(「説明資料」第13表から第25表まで参照)

本年の調査完了率は91.0%と例年と同様に極めて高い割合となっており、その調査結果は広く民間事業所の状況を反映したものとなっている。

本委員会では、この調査のほか、今後とも、機会あるごとに幅広く情報収集 ・意見聴取に努め、人事・給与制度に関する調査研究を一層深めていくことと する。

(3) 職種別民間給与実態調査の実施結果

ア 給与改定等の状況

民間事業所における給与改定等の状況について調査した結果は、次のとおりである。

採用及び初任給の状況は、新規学卒者の採用(事務員・技術者)を行った事業所の割合は大学卒で45.3%(昨年34.7%)、高校卒で17.1%(同18.0%)となっている。そのうち、初任給が増額となっている事業所は、大学卒で48.0%(同38.3%)、高校卒で57.0%(同46.9%)となっており、据置きとなっている事業所は、大学卒で52.0%(同61.7%)、高校卒で43.0%

(同53.1%) となっている。また、初任給の平均額は、大学卒で212,033円 (同210,055円)、高校卒で172,314円(同163,922円)となっている。(「説明資料」第14表及び第15表参照)

給与改定の状況は、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施 した事業所の割合は35.9%(同33.8%)、ベースアップを中止した事業所の 割合は6.5%(同11.5%)となっている。(「説明資料」第16表参照)

また、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は87.7%(同91.0%)となっている。昇給額が昨年に比べて増額となっている事業所の割合は16.4%(同27.0%)、変化なしとしている事業所の割合は63.4%(同61.2%)、減額となっている事業所の割合は7.9%(同2.8%)となっている。(「説明資料」第17表参照)

イ 職員給与と民間給与との比較

(ア) 月例給

職員給与の改定に当たっては、職員給与の水準を民間給与の水準と均衡させることを基本としている。これは、職員についても勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、その時々の経済・雇用情勢等が反映された民間給与の水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

民間給与の水準をより適正に反映させ、広く府民の理解を得ていくため、 単純な平均値によるのではなく、職員にあっては較差算定対象職員、民間 企業従業員にあってはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の 者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする 者同士の4月分の給与を対比させ、職員の人員数ウエイトを用いたラスパイレス方式により精密に比較を行っている。

本年4月分の給与について、給与条例に定める本来の給与に基づく公民 較差を算出したところ、第1表に示すとおり、職員給与が民間給与を 478円・0.13%下回っていた。

なお、本府においては、現在、管理職員の給料月額のカット措置が行われており、この措置による減額後の職員給与は、民間給与を1,313円・0.35%下回っていた。

第1表 職員給与と民間給与との月例給の比較

	民 間 給	与	職	員	給	与	較	差
		1				2	1)-2=3	3/2×100
給 与 減 額 前	379, 61	o⊞		37	9, 13	4円	478円	0. 13%
給 与 減 額 後	379, 01	2 M		37	8, 29	9円	1,313円	0. 35%

- (注) 1 「給与減額後」は、管理職員等の給与の特例に関する条例による管理職員に対する給料月額のカット措置により、実際に支払われた職員給与である。
 - 2 管理職員の給料月額のカット措置の影響分は、835円(0.22%)である。
 - 3 職員給与、民間給与ともに、本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない。
 - 4 比較給与種目は次のとおりである。

民	間	給	与	職員給与
				給料の月額(給料の調整額を含む。)、扶養手当、 地域手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特 地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当、へき 地手当及びへき地手当に準ずる手当、管理職手当、 初任給調整手当

- (注1) 基本給、家族手当、地域手当、住宅手当、役付手当等名称のいかんを問わず月ごと に支給される給与をいう。
- (注2) 超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手 当をいう。
- 5 公民較差の算定は、役職段階、年齢及び学歴を同じくする者同士を比較するラスパイレス 方式による。

給与較差 =
$$\frac{\Sigma P_1 Q_0}{\Sigma P_0 Q_0}$$

P1…民間企業従業員の平均給与月額

Po···職員の平均給与月額

Qo…職員数

ラスパイレス方式

民間企業従業員を役職段階・年齢・学歴に応じて区分した上で、それぞれの区分ごとの給与(平均額)をそれぞれ同等と認められる職員に支給した場合の給与総額を職員の実際の給与総額で除したもの。

なお、民間企業従業員の本年4月分の 平均給与月額については、「説明資料」 第19表参照のこと。

(4) 特別給

職員の特別給(期末・勤勉手当)については、民間の特別給(賞与等)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これと職員の特別給の年間支給月数とを比較した上で、0.05月単位で改定を行ってきている。

昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支払われた特別給は、第2表のとおり、年間で所定内給与月額の4.50月分に相当しており、職員の特別給の年間支給月数(4.45月分)が民間事業所の特別給を0.05月分下回っていた。

第2表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期(A ₁)	369, 490
平均所足內和子月額 (円)	上半期(A 2)	369, 543
	下半期 (B ₁)	837, 628
特別給の支給額 (円)	上半期(B ₂)	827, 002
	下半期 (B ₁ /A ₁)	2. 26 7
特別給の支給割合 (月分)	上半期 (B2/A2)	2. 23 8
	計	4. 50

- (注) 1 「所定内給与月額」とは、月ごとに支給されるすべての給与から超過勤務手当、夜勤手当、 休日手当、宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当を除いたものをいう。
 - 2 「下半期」とは平成30年8月から平成31年1月まで、「上半期」とは平成31年2月から令和元年7月までの期間をいう。
- 備考 職員の場合、現行の期末・勤勉手当の年間支給月数は4.45月分である。

(4) 物価及び生計費

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ、全国では0.9%の増加、京都市では0.8%の増加となっている。

家計調査(同省)を基礎に人事院が行う計算方法により算定した本年4月における京都市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ123,430円、155,010円及び186,610円となった。また、全国消費実態調査(同省)を基礎に算定した同月における1人世帯の標準生計費は、112,230円となった。(「説明資料」第26表及び第27表参照)

(5) 国家公務員の給与に関する報告及び勧告等

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関する報告及び勧告等を行った。

本年の給与改定としては、本年4月分として支給された月例給について国家 公務員給与と民間給与を比較した結果、国家公務員給与が民間給与を387円 (0.09%)下回っており、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について、所 要の改定を行い、行政職俸給表(一)の場合、平均0.1%引き上げることとして いる。

特別給についても、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別 給の支給割合に見合うよう、支給月数を0.05月分引き上げ勤勉手当に配分する こととしている。

また、公務員宿舎の使用料の状況等を考慮し住居手当の改定を行うこととしている。(「説明資料」参考(国家公務員の給与等)参照)

小・中学校、高等学校等の教員に適用される教育職給料表等については、従前どおり、本委員会も参画する全国人事委員会連合会において検討を行い、本年の人事院勧告に準じて改定されたこれらの者に適用される給料表のモデルとなる給料表が示されたところである。

2 職員給与の改定及び勤務条件等

(1) 職員給与の改定等

ア 職員給与の改定

(ア) 公民の給与較差に基づく職員給与の改定

a 月例給

本府においては、管理職員の給料月額のカット措置が行われている。 この措置は、本委員会の勧告に基づく給与改定とは異なる臨時・特例的 なものであることから、公民の給与較差に基づく職員給与の改定に当た っては、地域の国家公務員の給与水準を考慮するとともに、給与条例に 定める本来の職員給与の水準と民間給与の水準との均衡を図ることを基 本に対応することが適切である。

本年4月分の給与条例に定める本来の職員給与と民間給与を比較した結果、職員給与は、民間給与を478円・0.13%下回っており、民間給与との均衡を図るとともに、国家公務員に対して執られる措置との均衡を踏まえ、本府においても人事院勧告で示された俸給表等の構造及び改定内容を基本として、給料表を改定する必要がある。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて、職員給与と民間給与を 均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することと する。

これにより職員給与は、給料表の改定により平均439円、給料の月額 を算定基礎としている地域手当等の諸手当により平均34円の増額とな る。

b 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、府内の民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.50月分とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するために勤勉手当に配分することとし、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分することが適当であることから、この改定は、本年6月に遡及して実施することとする。

また、指定職給料表適用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、支給月数を引き上げることとする。

(イ) その他の改定

住居手当については、人事院勧告の改定の考え方に準じ、職員住宅等に

居住する職員の家賃負担の状況や本府における同手当の改定経過等を踏ま え、手当の支給対象を月額12,000円を超える家賃を支払っている職員とす るなどの改定を行う必要がある。

この改定は、令和2年4月から実施することとする。

イ 給与制度に係る諸課題

50歳台後半層の給与水準の上昇をより抑制するための昇給制度の見直しについては、昨年の報告で高齢層の給与水準の推移等を注視しつつ、引き続き検討していくこととしたところであり、本府における高齢層職員の給与水準の現状や他の都道府県の動向等を踏まえ、所要の検討を進める必要がある。

また、獣医師職については、(3)アに述べる確保・定着対策の一環として、他の都道府県の状況等を考慮し、給与上の措置を検討していく必要がある。

その他の手当等については、本府を取り巻く社会情勢に即した府民の納得性の高いものとなるよう、不断に点検・検証を進めるとともに、業務や職員の勤務実態にも配慮しながら、今後とも適切に対応していく必要がある。

(2) 職員の勤務条件

職員の勤務条件は、職員が安んじて公務に精励する上で重要であるとともに、 有為な人材の確保を図る上でも極めて重要である。本府においては、適正な勤 務条件を確立するための取組をこれまで積極的に推進してきたところであり、 今後とも時宜にかなった対応を講じていかなければならない。

本年4月に、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の根幹となる部分が施行され、社会全体で長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現などに向け、従来の働き方を見直す様々な取組が進められている。地方公務員においては、直接適用がない内容も含め、その立法趣旨を踏まえ、適切な対応が求められている。

こうした社会情勢を踏まえ、任命権者においては、総実勤務時間の短縮に向けたより実効ある取組を推進するとともに、職員の健康を保持増進し、ワーク・ライフ・バランスを実現する効果的な取組を進め、また、公務能率の向上に資する適正な勤務環境を整備していくことが重要である。

本委員会においても、管理監督者に対して労働基準法等の法令上の義務を周知し、各職場におけるより適正な勤務環境を創出する契機として「勤務条件及び安全衛生に関する講習会」を開催するとともに、地方公務員法の規定に基づく労働基準監督機関として、各事業場を調査し、適正な勤務条件の確立に向けた指導などを通じ、人事行政の専門的・中立的機関として調査・研究等を進め、

必要とされる措置を講じていくこととする。

ア 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員が心身ともに充実した状態で意欲と能力を十分に発揮できる職場環境の実現につながるものであり、ワーク・ライフ・バランスの実現に寄与するとともに職員の健康の保持増進、さらに、有為な人材の確保にも資する極めて重要な課題である。

本府においては、更なる総実勤務時間の短縮に資するよう、国家公務員の 取扱いを踏まえ、本年5月から、いわゆる三六協定の締結義務のない一般官 公署において、人事委員会規則による時間外勤務命令に係る上限時間規制を 設定したところである。

本府の昨年度の職員1人当たりの時間外勤務時間数は、災害への対応等により全体として増加したところであるが、年次休暇については、平均取得日数の増加とともに、取得日数が5日未満の職員も減少していることが確認された。

時間外勤務は、公務のため臨時又は緊急の必要があるときに命じることができるものである。このため、所属長は、効率的に業務を執行するために、業務の必要性、緊急性を常に意識しながら、業務の進捗状況を適宜把握し、適切な勤務時間の管理に更に努める必要がある。その上で、時間外勤務を必要と認めるときには、適切に事前命令・修正命令を行い、時間外勤務命令を受けていない職員の速やかな退庁を徹底しなくてはならない。

一方で、本委員会が実施した事業場調査では、依然として、一部で時間外勤務の事前命令・修正命令が徹底されていない事例が見受けられ、また、業務外の理由で長時間にわたり在庁している事例も確認されたところである。

こうした状況を踏まえ、任命権者においては、時間外勤務を含めた勤務時間について、労働法制等を遵守する意識を再確認するとともに、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に沿って、ICカードによる出退勤時刻記録やパソコン使用時間の記録等、客観的な記録を基礎として、各所属長が勤務時間を確認し、適切な管理がなされる必要がある。さらに、長時間勤務が生じている場合は、その原因を分析し、具体的な業務改善等の取組につなげていくことが重要である。

本委員会としても、事業場調査等において、これらの運用状況を把握する ほか、他律的業務の比重の高い部署の指定状況や時間外勤務の状況、特例業 務による時間外勤務の状況等を確認し、必要に応じて指導していくこととす る。 また、AI (人工知能) やRPA (ロボティック・プロセス・オートメーション (ロボットによる業務自動化)) といった情報通信技術の適切な活用などを通じて、事務・事業の効率化を更に推進するとともに、業務内容や業務量など各職場の業務実態に応じた職制の見直しや職員配置など、適切な執行体制の整備を進め、全庁的に時間外勤務の縮減を図る必要がある。

長時間に及ぶ勤務は職員の心身の健康や生活に深刻な影響を及ぼすこともあることから、所属長は、職員の時間外勤務の状況を適切に把握し、必要に応じて医師による面接指導を受けさせるなど関係法令の趣旨を踏まえた取組を徹底しなければならない。また、週休日や休日に勤務を命じる場合は、週休日の振替等や代休日の指定を促進し、長時間に及ぶ勤務を抑制しなければならない。こうした取組は管理職員も同様である。さらに、時間外勤務手当については、適切な勤務時間管理を行うことにより、適時・適切に支給されなければならない。

教員については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の規定等により、時間外勤務を命じ得る場面は限られているが、勤務時間管理の必要性は他の職員と同様である。

昨年3月に本府教育委員会が策定した「教職員の働き方改革実行計画」で 示された長時間勤務の縮減などの評価指標をはじめ、各取組の進捗状況を把 握しながら、改革の取組を着実に実行していく必要がある。

また、文部科学省策定の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に基づき、本年7月に、本府教育委員会は「府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定した。設定された目標を達成するためにも、保護者や地域等関係者の理解を得ながら、部活動指導の適正化など学校現場における具体的な業務改善の取組を着実に実行していく必要がある。

時間外勤務縮減の取組に加えて、年次休暇や夏季の特別休暇の計画的取得 や連続取得の促進についても総実勤務時間の短縮のために重要である。年次 有給休暇5日の取得が義務化された民間労働法制の状況を踏まえ、所属長は、 各職場の実情に応じた職員の年次休暇等の計画的かつ着実な取得の促進や休 暇を取得しやすい職場環境の整備、職員の意識啓発等に引き続き取り組むこ とが重要である。

さらに、職員一人ひとりが自身の働き方を見直すことで、行政運営を効果 的・効率的に推進し、府民の理解を得つつ、総実勤務時間の短縮につなげて いくことが重要である。

イ 健康の保持増進

職員の健康の保持増進は、職員がその能力を十分に発揮し行政サービスを 一層向上させるとともに、職業生活及び家庭生活を充実させるためにも、極 めて基本的な重要課題である。また、政府の「過労死等の防止のための対策 に関する大綱」においても、改めて地方公務員の心身の健康のための対策が 求められている。

任命権者においては、これまでから、職員の健康状態の把握や生活習慣病等の予防、メンタルヘルスの不調を未然に防ぐ取組を進めてきた。今後とも、産業医との連携を維持・強化し、定期健康診断等の全員受診の徹底、さらには、精密検査の受診の促進を図る必要がある。加えて、メンタルヘルス対策については、予防、早期発見・早期対応、職場への復帰支援・再発防止のそれぞれの場面における対策に引き続き積極的に取り組む必要がある。

大規模な災害や事件事故の現場で業務に従事した職員について、事後に身体面の不調や強いストレスが認められる場合、産業医による相談制度の活用や医療機関の受診等の対応が求められる。

また、所属長は、職員の健康管理の責任者として、日頃から職員の勤務状況や健康状態を把握し、産業医等との連携を行うほか、衛生委員会を積極的に活用しながら、職員が健康な状態で就業できるよう対策を講じる必要がある。特に、メンタルヘルス対策については、不調を未然に防止するため、ストレスチェックの集団分析結果に基づき、職場のストレス要因を検証し、職場改善に積極的に取り組むとともに、日常的に職員と接する中でその言動等に現れる変化を早期に発見し、職員に専門医の受診を促すなどの適切な措置を講じることが重要である。病気休務から職場に復帰する職員については、専門医、家族等と緊密に連携し、職員の個々の状況に配慮したフォローアップを適宜・適切に継続していくことにより、再発の防止に努めることが必要である。

さらに、職員自らが心身の健康づくりに努めることや、全職員が一体となって働きやすい職場づくりに継続的かつ積極的に取り組んでいくことが重要である。

ウ 職業生活と家庭生活の両立

性別にかかわりなく仕事と育児・介護等が両立できる職場環境を整えることは、職員が安心して働き続ける上で重要な課題であり、多様で有為な人材の確保にもつながるものであることから、仕事と育児・介護等との両立支援の重要性に対する社会の認識はますます高まっている。

これまでからも支援制度の拡充が行われており、昨年度も育児時間の拡充、不妊治療休暇の新設など制度の充実が図られたところである。

任命権者が策定している次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画に定められた、男性職員の育児休業取得率が目標15%に対し12.4%(知事部局等)まで進捗するなど取組が進んできている。引き続き、任命権者は、同計画の数値目標の達成に向けて、各種の支援施策を推進するなど、両立支援に向けた所属長や職員の意識改革、制度の周知徹底、時間外勤務縮減等の取組を着実に進めることが求められる。

所属長は、仕事と育児・介護等との両立支援の必要性や両立支援制度の内容を十分に理解し、制度の利用を促すなど、職場全体としてのサポート体制を構築し、制度を利用しやすい職場環境づくりを引き続き推進することが求められる。

仕事と家庭生活の両立支援策として多様で柔軟な働き方が推奨される中、 知事部局では、本年5月から、テレワークが本格実施されたところである。 今後とも、サテライトオフィスの設置をはじめとした仕事と家庭生活の両立 につながる勤務形態の多様化・弾力化を実現する制度の検討を進める必要が ある。

エ 適正な勤務環境の確立

複雑・多様化する府政の課題に的確に対応していくために、公務能率の一層の向上が求められている。そのためにも職員の意欲を高め、能力を更に発揮できる適正な勤務環境を整えることは極めて重要である。任命権者においては、これまでから、勤務条件の向上に取り組んできているが、さらに物理的な執務環境の面も含めた環境の整備向上に努めることが、ワーク・ライフ・バランスの実現や有為な人材の確保にもつながる。また、職員への安全配慮の観点から、リスクアセスメントをはじめとする安全衛生活動により労働災害を未然に防止することは、安全な職場を確保する上で最も基本となるものである。万一労働災害が発生した場合にも、施設や作業の再点検など関係者間で共有できる再発防止に実効ある取組が必要である。

職員には原則として労働安全衛生法等が適用されており、衛生委員会における定期的な議論や開催結果概要の周知などその仕組みを効果的に活用し、化学物質のリスクアセスメントや事務所の室温など環境管理等について定める事務所衛生基準規則等、これらの法制の下で導入されている仕組みに適切に対応するとともに、府民サービスの提供との調和を図りながら、働きやすい勤務環境を追求していく必要がある。

また、健康増進法の改正に伴い、本年7月から、学校・病院等や行政機関において、原則として敷地内を禁煙とする規定が施行されたが、任命権者においては、同法に基づく施設管理面での対応や施設利用者への周知などに加え、職員の禁煙への支援など、引き続き適切な受動喫煙対策の徹底が求められる。

本委員会においても、事業場調査等の機会を捉え、こうした事項等を確認 し、不備が見られる職場については改善を促すなど指導を行っていく。

パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントをはじめとする上司 や同僚等による不適切な言動等は、職員の人格や尊厳を不当に傷つけ、職員 の仕事への意欲や自信を減退させ、メンタルヘルス不調の一因となるだけで なく、職員の能力発揮を妨げ、正常な公務運営の障害になる重大な問題であ る。任命権者においては、これまでから、外部相談員の設置や啓発リーフレ ット配布、所属長等に対する研修等の取組を行うなど、その防止や発生した 場合の対応に努めてきたが、本委員会へ寄せられるハラスメントに関する苦 情相談は増加傾向にある。本年6月、労働施策の総合的な推進並びに労働者 の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正が公布され、法 的にパワー・ハラスメントの定義が示されるとともに、その防止のための雇 用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務とされたところである。今 後、厚生労働省において、事業主が講ずべき措置の具体的内容等について指 針が示されるが、任命権者においては、これを踏まえながら、それまでの取 組を点検し、その結果を踏まえた見直しを行う必要がある。併せて、性的指 向や性自認に関する正しい理解や、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関 するハラスメントの防止など社会的課題に対する意識啓発などの対策を引き 続き積極的に進める必要がある。

本委員会としても、本年7月、所属長等を対象に、ハラスメント防止策を テーマとした「勤務条件及び安全衛生に関する講習会」を開催し、管理職員 の意識の醸成を図ったところであるが、引き続き苦情相談への的確な対応と 任命権者との連携による適切な事案解決に向けて、相談職員のスキルアップ に努めていくこととする。

オ 非常勤職員の勤務条件

簡素で効率的な組織を維持しつつ、行政ニーズの変化や多様化に的確に対応するため、本府においても、様々な形態の非常勤職員が任用されており、 多方面で公務の円滑な推進に寄与している。

現在、これらの職員の給与、休暇等の勤務条件については、労働基準法等

の規定を踏まえた上で、常勤職員との権衡を考慮して任命権者において定められている。非常勤職員が意欲と能力を発揮し公務に精励できることは、効率的な行政運営のためにも重要であることから、本委員会は適正な勤務条件の確保やその仕組みの周知等の重要性について長年にわたり報告で言及し、任命権者においても、これに沿った取組が進められてきている。

こうした中、非常勤職員の適正な任用や勤務条件を確保するため、地方公務員法等が改正され、令和2年4月から会計年度任用職員制度が導入されることとなっており、本年10月には、その勤務条件について基本的な事項を定める条例が成立したところである。本府の会計年度任用職員には多様な職務の性質や任用形態が見込まれるところであり、勤務条件を画一的に定めることは困難であるが、今後、制度の運用開始に向け、本委員会は、任用や勤務条件に関し任命権者共通の基準を定める人事委員会規則を整備し、任命権者はその基準に従い、具体の勤務条件を定めることになる。人事委員会規則及びその他の関係規定の整備に当たっては、制度創設の趣旨及び衆参両議院における附帯決議も踏まえ、適切な勤務条件になるよう留意しなければならない。

(3) 人事管理

アー人材の確保・育成等

少子高齢化とこれに伴う生産年齢人口の減少、IoT・AI等の技術革新など、本府を取り巻く環境が急激に変化する中で、複雑・困難な課題に迅速・的確に対応し、府民視点で質の高いサービスを提供していくためには、優秀かつ多様な人材の確保が重要である。こうした中、就業意識の多様化とともに民間企業が引き続き高い採用意欲を有しており、全国的に人材の確保が課題となっている。本府においても、今後の退職者数が多く見込まれる中、職員の採用試験の申込者は、今年度は一類採用試験(大卒程度)で若干の増加を見たものの、国家公務員や他の地方公務員と同様、近年減少傾向にある。

特に、人と動物の共通感染症等の流行制御や食品の安全確保等高度な専門性が求められる獣医師職の確保・定着が重要な課題となっていることに加え、社会基盤整備に関する計画・設計、災害対応業務等を担う総合土木職や児童相談業務等を担う福祉職の確保をめぐる公民間・公務間の競合が激しくなっている。

このため、受験者の確保に向けた活動の強化をはじめ、採用候補者名簿に 登載された後の採用辞退防止、さらには若年層の離職防止など、人材確保・ 定着対策を講じる必要がある。今後とも、本委員会及び任命権者は、社会一 般の情勢と調和を図りつつ、職員の退職者数の推移や年齢構成、高齢期の雇用に関する状況等を踏まえて、長期的な視点に立って計画的に総合的な人材確保対策に取り組む必要がある。

その際、チャレンジ精神や柔軟な発想を有する人材の確保に向け、受験者 の資質や特性を多面的に見極める人物重視の取組を継続するとともに、行政 の試験区分では行動力や創造力などを有する多様な受験者を、技術系の試験 区分では高度な専門性を有する受験者を幅広く確保できるよう、試験の実施 方法も適宜必要に応じて見直しを図っていく必要がある。

臨時的任用については、地方公務員法の改正に伴い、令和2年4月から任用条件が常勤職員に欠員が生じた場合に厳格化される。臨時的任用は、本来、緊急の場合等に任用を行う例外的な制度であり、任命権者において適切に制度が運用されるよう、本委員会として引き続き適切に関与していくこととする。

障害者の雇用については、本府では、昭和59年度から身体障害者を対象とした、また、平成25年度からは知的障害者を対象とした採用試験を継続的に実施してきたが、政府において「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」が昨年10月に策定され、各地方公共団体においては、その実情に応じ、この基本方針を参考にしながら必要な措置を講じるよう要請されている。また、地方公務員法の改正により、いわゆる欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が除外されることとなり、本年12月14日から施行されることとなっている。

障害者の雇用の促進等に関する法律や京都府障害のある人もない人も安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例の趣旨を踏まえ、今後とも合理的配慮を行うとともに、障害種別に関わりなく任命権者が障害の内容及び程度に応じて能力を発揮できる業務や任用形態を積極的に確保し、障害者が働きやすい勤務環境づくりを図る必要がある。

女性職員の活躍の推進については、女性の職業生活における活躍の推進に 関する法律に基づく特定事業主行動計画が任命権者において策定され、女性 管理職比率等具体的な数値目標を掲げ、女性職員の一層の活躍促進や子育て 支援のための取組を進めることなどにより、一定の成果につながっていると ころである。

さらに、女性職員がその希望に応じて十分に能力を発揮できるよう、キャリア形成の支援や多様な分野への配置等、積極的な育成・登用などに加え、職員からの意見等も踏まえながら、柔軟な勤務形態などに取り組むことが必要と考えられる。

引き続き、仕事と家庭生活の両立に向けた意識改革や制度の充実、育児・介護を行う職員への両立支援、総実勤務時間短縮の推進など、性別にかかわりなく働きやすい職場環境づくりを一層推進することが必要である。

職員の採用後の育成については、近年、本府において高齢層職員の退職に伴い若手職員の割合が増えるなど、職員構成が急速に変化していることから、このような状況を踏まえた人材育成に係る指針等に基づき、職員一人ひとりの資質・能力を高め、多様化する府民ニーズに柔軟・的確に対応できる、高い専門性と強い使命感を持った人材を計画的に育成していくことが必要である。

また、職員が十分に能力を発揮できるよう、任命権者においては、地方公務 員法に基づく人事評価を適切に運用するとともに、職員自身のキャリア形成 とも連携した効果的な研修を通じた人材育成を強化することが必要である。

イ 高齢期の雇用

高齢期の雇用については、年金支給開始年齢が段階的に引き上げられることや、当面、定年退職者数が高い水準で推移する見込みであることなどから、本府においては再任用職員の増加とともに、在職期間の長期化が進んでいる。このような中、公務員の定年延長について、国家公務員では、昨年8月、人事院が行った「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の

人事院が行った「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」において、定年の引上げへの具体的な道筋が示された。政府においてこれを受けた検討が行われており、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本指針2019」においても「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」とされているところである。

また、地方公務員の定年については、地方公務員法の規定により国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとされている。

本府においても、組織の維持・発展のため、適正な人数の新規採用を継続しながら、高齢層職員がモチベーションを保持し職責を果たすことができるよう、スタッフ職の育成とその役割が十分に発揮される複線型の人事制度の確立を図る必要がある。また、再任用職員を含む高齢層職員の経験・技術の活用と継承等について、本府の実情等を十分に踏まえた適切な制度の在り方を引き続き研究していく必要がある。これらの課題について、本委員会においては国の動向を注視して、適時、所要の検討を進めていく。

ウ 公務員倫理の徹底

職員は、全体の奉仕者であり、法令遵守はもとより、公務員としての高い

職業倫理が求められる。しかし、残念ながら、これらに反するような懲戒処分事案はこれまでからも発生しており、免職事案が、昨年度は6件、今年度はすでに4件と昨年度を上回るペースで発生している状況である。多くの職員が真摯に職務に精励している中で、公務員、ひいては府政全体に対する府民の信頼を著しく損なう事態が生じている。このような中、任命権者はもとより、職員一丸となって府民の信頼回復に努める必要がある。

任命権者においては、これまでから、研修やリーフレットの配布等による 周知等、様々な対策を講じてきているが、再発を防止するための研修・啓発 を実施するなど実効ある取組を徹底していく必要がある。さらに、所属長は、 日頃から職員の勤務状況や勤務態度を把握し、職員に対して適切な指導を行 うとともに、職員相互に意思疎通のできる風通しの良い職場環境づくりなど 不祥事を起こさない職場環境の構築に取り組む必要がある。

また、地方自治法の改正により、地方公共団体における内部統制制度が、 令和2年4月から導入されることとなっており、組織として、予めリスクが あることを前提に、法令等を遵守しつつ、適正に業務を執行することが求め られる。

職員一人ひとりにあっては、法令を遵守することはもちろん、公務員としての自覚と責任を再認識し、職務上・職務外を問わず高い倫理観を持って自らを律するとともに、強い使命感を持って職務を遂行する必要がある。

3 給与勧告実施の要請等

職員の給与等に関する報告及び勧告の制度は、公務員について憲法に保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、この制度は、職員にとって社会一般の情勢に適応した適正な給与等の勤務条件を確保する機能を有するものである。

この仕組みは、日々行政の各分野において真摯に職務に精励している職員に対して、府民から支持される納得性の高い給与等の制度と水準を保障し、職員の努力や実績に報いるとともに、士気高揚につながるものであり、効率的な行政運営に資するものである。また、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、行政運営の安定にも寄与するものである。

ついては、人事委員会勧告制度の意義や役割について、更に深い理解を示され、 これを実施されるよう要請する。

なお、本府においては、厳しい財政状況等を踏まえ、管理職員に対する給与抑制措置が行われているが、この措置は、本委員会の勧告に基づく給与改定とは異なるものであり、適正な給与が確保されるよう望むものである。

勧 告

職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号)及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年京都府条例第45号)に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

1 改定の内容

(1) 職員の給与等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表(指定職給料表を除く。)を別表第1のとおり改定すること。

イ 諸手当

- (ア) 住居手当
 - a 住居手当は、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して 支給すること。
 - b 職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当の支給月額は、 家賃の月額と12,000円との差額が11,000円以下の職員についてはその差 額、その差額が11,000円を超える職員についてはその超える額の2分の 1の額を19,000円を限度として11,000円に加算した額とすること。

(イ) 勤勉手当

- a b及びc以外の職員(再任用職員を除く。)
 - 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分と すること。
- b 特定管理職員(再任用職員を除く。)
 - 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.15月分と すること。
- c 指定職給料表の適用を受ける職員
 - 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分とすること。
- (2) 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正
 - ア 給料表

現行の給料表を別表第2のとおり改定すること。

イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、1の(1)イ(1)及び (2)イについては、令和元年6月1日から、1の(1)イ(1)については、令和2年4月1日から実施すること。

別表第1 行 政 職 給 料 表

職員	職務	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
の区	<u>の級</u> 号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
分	ケルロ	和科方領 円	和科力領 円	和科力領 円	和科力領 円	和科力領	和科力領 円	和科力領 円	和科力領 円	和科力領 円	和科力領 円
	1	147,800	197,800	234,300	267,400	293,300	323,200	367,500	413,200	464,200	528,300
再任	2	148,900	199,700	235,900			325,400		415,700		531,200
用職	3	150,100					327,800		418,200		534,300
員以外の	4	151,300	203,300				330,000		420,600		537,500
雅員	5	152,400	204,800				332,200		422,500		540,600
194 54	6	153,500	206,600	242,200			334,200		424,900		542,900
	7	154,600	208,500	243,700		306,000	336,500		427,000		545,500
	8	155,700	210,300		· ·	· ·	338,700	-	429,200		547,900
	9	156,700	211,900				340,600		431,300		550,300
	10	158,100	213,700			· ·	342,900		433,400		552,200
	11	159,500	215,600			314,500	344,900		435,500	494,500	554,000
	12	160,800	217,400	250,900	288,600		347,100		437,600	497,700	555,900
	13	162,000	218,800	252,400	290,600	319,000	348,900	397,400	439,400	500,400	557,600
	14	163,500	220,600	253,800	292,500	321,100	351,000		441,200	502,700	559,000
	15	165,000	222,300		294,500		353,000	402,000	443,200	505,100	560,400
	16	166,600	224,200	256,600	296,300		355,000		445,200	507,400	561,500
	17	167,900	225,900	258,100	298,100	327,400	356,700	406,200	447,200	509,500	562,800
	18	169,400	227,600	259,600	300,100	329,400	358,800	408,300	449,000	510,900	563,800
	19	170,900	229,200	261,300	302,300	331,400	360,600	410,200	450,800	512,500	564,700
	20	172,400			304,300	333,400	362,500		452,500	513,900	565,600
	21	173,700					364,400		454,300		566,500
	22	176,500					366,300		455,900		
	23	179,100	235,600	268,200	•	339,300	368,400		457,300		
	24	181,700	237,200	269,800	312,500		370,300		458,800		
	25	184,400	238,200		•		372,300		460,200		
	26	186,100	239,800				374,200		461,500		
	27	187,700	241,200				376,300		462,800		
	28 29	189,400	242,400				378,300	-	464,100		
	30	191,000	243,600	278,800	•		379,800		465,100		
	31	192,700	244,800	280,500			381,600		465,800		
	32	194,500 196,200	245,800 247,100				383,500 385,100		466,600 467,300		
	33	190,200			· ·		386,900		467,300		
	34	199,300					388,300		468,800		
	35	200,800	250,600				389,800		469,500		
	36	202,300					-	-	470,100		
	37	203,600									
	38	204,900	254,200						471,300		
	39	206,100	255,500				395,300		471,900		
	40	207,500	256,800				396,400		472,500		
	41	208,800	258,200	299,500			397,500		473,000		
	42	210,100			· ·		398,800		473,500		
	43	211,400					400,000		473,900		
	44	212,700							474,200		
	45	213,800					401,800		474,500		
	46	215,200	264,500	307,700			402,500				
	47	216,500	265,800	309,300	· ·		403,200				
	48	217,800	266,900		· ·	· ·	403,900				
	49	218,900	268,000				404,500	446,100			
	50	220,000	269,100	313,500	359,500						
	51	221,000		315,000	360,700	379,300	405,600				
	52	222,100	271,800	316,600	361,700	380,100	406,000	447,400			

1	:									1	
	53	223,300	272,800	318,300	362,600	380,800	406,400	447,800			
	54	224,300	273,900	319,900	363,700	381,500	406,700	448,200			
	55	225,200	275,200	321,500	364,600	382,200	407,100	448,600			
	56	226,200	276,500	323,000	365,700	383,000	407,400	448,900			
	57	226,500	277,400	324,500	366,700	383,500	407,700	449,200			
	58	227,300	278,500	325,700	367,400	384,100	408,000	449,600			
	59	228,100	279,400	327,000	368,100	384,700	408,300	449,900			
	60	228,800	280,500	328,200	368,800	385,400	408,600	450,200			
	61	229,500	281,600	328,900	369,200	385,800	408,900	450,500			
	62	230,500	282,600	329,800	369,800	386,500	409,200				
	63	231,400	283,500	330,600	370,500	387,100	409,500				
	64	232,200	284,500	331,400	371,200	387,700	409,800				
	65	232,900	285,000	332,300	371,500	388,100	410,100				
	66	233,700	285,900	332,700	372,200	388,700	410,400				
	67	234,600	286,700	333,400	372,900	389,300	410,700				
	68	235,600	287,600	334,200	373,600	389,900	411,000				
	69 70	236,300	288,600	335,100	373,900	390,300	411,200				
	70	236,900	289,400	335,800	374,500	390,900	411,500				
	71	237,400	290,200	336,500	375,300	391,400	411,800				
	72 73	238,100	291,000	337,200	375,900	392,000	412,100				
		239,000	291,800	337,700	376,200	392,300	412,300				
	74 75	239,600	292,300	338,300	376,800	392,700	412,600				
	75 76	240,200	292,700	338,800	377,500	393,100	412,900				
	77	240,700	293,200 293,400	339,400 339,700	378,100 378,500	393,500 393,800	413,100				
	78	241,400 242,100	293,400	340,200	378,500	393,800	413,300				
	79	242,100	293,700	340,200	379,600	394,100	413,600 413,900				
	80	243,300	294,400	341,100	380,100	394,400	414,100				
	81	243,800	294,600	341,500	380,600	394,900	414,300				
	82	244,500	294,800	342,000	381,200	395,200	414,600				
	83	245,200	295,200	342,600	381,700	395,500	415,000				
	84	246,000	295,500	343,100	382,000	395,700	415,200				
	85	246,600	295,800	343,400	382,400	395,900	415,400				
	86	247,300	296,100	343,800	383,000	396,200	,				
	87	248,000	296,400	344,300	383,400	396,500					
	88	248,700	296,800	344,700	383,800	396,700					
	89	249,200	297,100	345,000	384,200	396,900					
	90	249,700	297,500	345,400	384,700	397,200					
	91	250,000	297,800	345,900	385,100	397,500					
	92	250,400	298,200	346,300	385,500	397,700					
	93	250,700	298,400	346,500	385,800	397,900					
	94		298,600	346,900	386,300						1
	95		298,900	347,400	386,700						1
	96		299,300	347,800	387,100						
	97		299,500	348,000	387,400						
	98		299,800	348,400	387,900						
	99		300,200	348,800	388,300						
	100		300,600	349,100	388,700						
	101		300,800	349,400	389,000						
	102		301,100	349,800							
	103		301,500	350,200							1
	104		301,800	350,700							
	105		302,000	351,200							
	106		302,400	351,600							
	107 108		302,800	352,000							
			303,100	352,400							
	109 110		303,300	352,900							
	110		303,700 304,100	353,300 353,600							
	112		304,100	353,900							
I	1 114	ı	001,100	555,500	l	l	I		1	I	1

	113		304,600	354,400							
	114		304,800								
	115		305,100								
	116		305,500								
	117		305,700								
	118		305,900								
	119		306,200								
	120		306,500								
	121		306,900								
	122		307,100								
	123		307,400								
	124		307,700								
	125		308,000								
再任 用職 員		190,100	217,900	258,400	278,000	293,300	319,100	361,300	394,800	446,500	527,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

公 安 職 給 料 表

職員 の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	171,900	187,800	214,100	254,300	297,900	324,200	352,000	386,700	428,100
再任	2	173,600	189,500	216,200	256,200	299,700	326,400	354,200	388,900	429,900
用職員以	3	175,500	191,400	218,200	258,000	301,800	328,600	356,500	390,900	431,900
外の	4	177,200	193,200	220,200		304,200	330,600	358,800	393,000	433,800
職員	5	178,600	195,000	222,200	261,500	305,900	332,800	360,800	394,700	435,200
	6	180,500	197,300	224,100	263,300	308,000	334,800	362,900	396,700	436,900
	7	182,300	199,700	226,100	265,000	310,100	337,000	365,100		438,500
	8	184,300	202,000	228,000	266,700	312,300	339,000	367,400	400,400	440,100
	9	185,900	204,000	230,100	268,000	314,200	340,700	369,100	402,100	441,700
	10	187,600	206,600	232,000	269,600	316,400	343,100	371,300	404,100	443,400
	11	189,300		233,800	270,900	318,500	345,300	373,300	406,100	445,000
	12	191,000	211,700	235,600	272,300	320,600	347,600	375,600	408,300	446,600
	13	192,900		237,400				377,400		447,800
	14	195,000		239,400		324,700		379,500		449,400
	15	197,100		241,300						
	16	199,300		243,200						453,000
	17	201,400		244,700						454,600
	18	203,800		246,500				387,300		456,500
	19	206,200		248,400						
	20	208,700		250,200						
	21	211,100		251,800						-
	22	212,900		253,200						
	23	214,600		254,400						
	24	216,500		255,800						466,800
	25	218,400		257,100						468,300
	26	220,100		258,300			375,800	403,000		469,700
	27 28	221,900		259,600						
	28 29	223,700		260,800						
	30	225,600		261,900				408,800		473,800
	31	227,400		263,000						474,500
	32	229,200 231,000		264,300 265,400						475,200 475,900
	33	232,700		265,400						
	34	234,400								
	35	234,400								
	36	237,800								
	37	239,000								
	38	240,900								
	39	242,700								
	40	244,500								
	41	245,900								
	42	247,400								
	43	248,700								
	44	249,900								
	45	251,200								
	46	252,300								
	47	253,300								
	48	254,200								
I	48	254,200	266,600	283,600	330,800	392,100	411,100	435,000	456,500	

	ı	ı									
l		49	255,000	267,400	285,400	332,200		412,400	435,500	457,000	
l		50	256,200	268,600	287,200	333,800	394,500	413,200	435,900	457,300	
l		51	257,300	269,600	288,700	335,300	395,500	414,000	436,300	457,600	
l		52	258,400	270,700	290,100	337,000	396,500	414,700	436,600	458,000	
l		53	258,900	272,000	291,600	338,500	397,800	415,300	436,900	458,400	
l		54	260,100	272,800	293,200	340,200	399,000	416,000	437,300	458,600	
l		55	261,000	274,200	294,900	341,800	400,100	416,700	437,600	458,900	
l		56	262,100	275,400	296,400	343,700	401,300	417,300	437,900	459,100	
l		57	263,100	276,400	297,800	344,600	402,600	418,000	438,200	459,500	
l		58	264,100	277,900	299,500	346,300	403,400	418,400	438,500	459,700	
l		59	264,900	279,300	301,300	347,900	404,200	419,000	438,800	459,900	
l		60	265,900	280,700	303,200	349,500	404,900	419,600	439,200	460,100	
l		61	267,000	282,300	304,600	351,200	405,400	420,000	439,500	460,500	
l		62	267,700	283,900	306,400	352,900	406,100	420,600	439,800		
l		63	268,800	285,200	308,200	354,600	406,900	421,100	440,100		
l		64	269,700	286,800	309,900	356,300	407,600	421,600	440,400		
l		65	270,800	288,200	311,300	357,900	407,900	422,100	440,700		
l		66	272,100	289,400	313,000	359,600	408,600	422,700	441,000		
l		67	273,200	290,800	314,400	361,200	409,300	423,200	441,300		
l		68	274,100	292,000	316,100	362,800	409,900	423,700	441,600		
l		69	275,300	293,500	317,500	364,000	410,300	424,100	441,800		
l		70	276,700	295,100	319,000	365,400	410,800	424,400	442,100		
l		71	277,900	296,700	320,300	366,800	411,400	424,700	442,400		
l		72	279,300	298,300	321,800	368,200	411,900	425,000	442,700		
l		73	280,500	299,500	322,500	369,400	412,400	425,300	442,900		
l		74	281,700	300,900	324,100	370,600	412,800	425,600	443,200		
l		75	283,000	302,500	325,600	371,900	413,300	425,900	443,500		
l		76	284,000	304,000	327,400	373,200	413,800	426,200	443,800		
l		77	285,100	304,900	329,200	374,500	414,300	426,400	444,000		
l		78	286,400	306,400	330,900	375,800	414,800	426,700	444,300		
l		79	287,600	307,600	332,500	377,000	415,500	427,000	444,600		
l		80	288,600	309,100	334,100	378,200	416,000	427,300	444,900		
l		81	289,700	310,500	335,900	379,400	416,400	427,500	445,100		
l		82	290,900	311,900	337,600	380,600	417,000	427,800	445,400		
l		83	292,200	313,000	339,200	381,700	417,500	428,100	445,700		
l		84	293,500	314,400	340,900	383,000	417,700	428,300	446,000		
l		85	294,700	315,300	342,300	384,100	418,000	428,500	446,200		
l		86	295,900	316,800	343,900	384,700	418,500	428,800			
١		87 88	296,800	318,100	345,400	385,200	418,800	429,100			
		88	298,000	319,700	346,900	385,800	419,100	429,300			
١		90	299,000 300,200	321,200 322,700	348,200	386,400 387,000	419,400 419,800	429,500 429,800			
l		91			349,400		420,200				
l		92	301,300 302,600	324,100 325,600	350,800 352,100	387,600 388,200	420,200	430,100 430,300			
l		93	302,600	327,000	353,500	388,500	420,800	430,500			
l		94	304,400	328,300	355,000	389,000	420,900	450,500			
١		95	304,400	328,300	356,500	389,600	421,700				
		96	306,800	331,000	358,000	390,100	422,100				
١		97	307,900	332,200	359,400	390,500	422,100				
١		98	309,100	333,500	360,600	391,000	422,400				
١		99	310,400	334,900	361,700	391,600	423,300				
١		100	311,600	336,200	362,900	392,100	423,700				
١		101	312,800	337,600	364,000	392,500	424,000				
١		102	313,800	338,500	365,100	393,000	424,400				
١		103	314,900	339,600	366,200	393,600	424,800				
١		104	315,900	340,800	367,500						

1	105	010 500	041.00.1	000 500	004 402	405 50.1	į į			ĺ
	105	316,700	341,900	368,700	394,400	425,500				
	106	317,300	343,100	369,200	394,800					
	107	317,900	344,100	369,800	395,300					
	108 109	318,700	345,200	370,400	395,600					
		319,200	346,400	371,000	395,900					
	110	319,700	347,400	371,500	396,400					
	111	320,200	348,400	372,000	396,900					
	112	320,800	349,300	372,500	397,400					
	113	321,600	350,200	372,900	397,700					
	114 115	322,300	351,200	373,300	398,200					
		323,000	352,200	373,900	398,800					
	116	323,700	353,200	374,400	399,300					
	117	324,300	354,200	374,900	399,600					
	118	325,100	354,700	375,400	400,100					
	119 120	325,800	355,300	376,000	400,600					
		326,700	355,900	376,500	401,100					
	121	327,300	356,200	376,700	401,500					
	122	327,600	356,600	377,200	402,000					
	123 124	328,100	357,100	377,700	402,400					
		328,600	357,500	378,100	402,900					
	125 126	328,900	357,900	378,600	403,300					
	120		358,300	379,100	403,800					
	127		358,900	379,600	404,200					
	128		359,300	380,100	404,700					
	130		359,700	380,400	405,100					
	131		360,100	380,900	405,600					
	132		360,500	381,400	406,000 406,500					
	133		360,900 361,100	381,900	400,500					
	134			382,200 382,800	407,500					
	135		361,600 362,000	383,200	407,900					
	136		362,300	383,600	407,900					
	137		362,600	383,900	408,400					
	138		363,000	384,400	400,000					
	139		363,500	384,900						
	140		364,000	385,400						
	141		364,300	385,700						
	142		364,800	303,700						
	143		365,300							
	144		365,800							
	145		366,100							
再任 用職 員		244,500	256,400	260,500	292,200	308,900	323,200	347,100	382,600	414,600

備考 この表は、警察に勤務する職員のうちで警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある警察官に適用する。

教育職給料表

イ 教育職給料表(2)

職員	職務	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
の区 分	の級 号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	7J //H	円	円	円	円	円
	1	161,900	206,400	267,300	335,300	422,100
再任	2	163,400	208,200	269,800	337,500	424,000
用職	3	164,900	209,800	272,200	339,600	425,800
員以	4	166,400	211,500	274,500	341,600	427,500
外の職員	5	168,100	213,300	277,000	343,900	429,000
144 🖂	6	170,000	214,900	279,400	345,800	430,500
	7	171,800	216,700	281,700	348,000	432,500
	8	173,600	218,300	283,900	350,100	434,400
	9	175,400	220,100	286,000	351,900	436,200
	10	177,500	222,000	288,400	354,000	438,000
	11	179,500	224,000	290,800	356,100	440,000
	12	181,500	225,900	292,900	358,200	441,800
	13	183,500	227,400	295,300	360,400	443,500
	14	185,700	229,400	297,400	362,400	445,400
	15	187,900	231,500	299,300	364,400	447,300
	16	190,100	233,500	301,300	366,400	449,200
	17	192,400	235,300	303,500	368,100	450,900
	18	195,000	238,000	305,900	370,000	452,700
	19	197,500	240,800	308,400	371,800	454,500
	20	200,100	243,500	311,100	373,800	456,400
	21	202,600	246,100	313,400	375,500	458,000
	22	204,300	249,000	315,800	377,400	459,700
	23	206,000	251,600	318,100	379,200	461,600
	24	207,800	254,300	320,800	381,100	463,400
	25	209,300	256,900	323,400	382,400	465,100
	26	210,800	259,300	325,700	384,300	466,700
	27	212,500	261,800	328,000	386,100	468,300
	28	214,100	264,200	330,100	388,000	469,800
	29	215,700	266,800	332,300	389,800	471,400
	30	217,400	269,200	334,000	391,800	472,700
	31	219,100	271,500	336,200	393,700	474,000
	32	220,800	273,700	338,200	395,700	475,300
	33	222,200	275,800	340,000	397,400	476,500
	34	224,100	278,000	342,100	399,200	477,200
	35	225,900	280,300	344,300	400,800	477,900
	36	227,700	282,200	346,300	402,600	478,600
	37	229,200	284,500	348,400	403,800	479,200
	38 39	231,000	286,400	350,600	405,300	480,000
	40	232,900	288,400	352,800	406,700 408,200	480,700
	40	234,700 236,400	290,400 292,100	354,900 356,800	408,200	481,400 482,000
	42	238,100	294,400	359,000	411,300	482,700
	43	239,800	296,800	360,900	411,300	483,400
	44	241,400	299,300	363,000	412,000	484,100
	45	242,800	301,300	364,800	414,100	484,700
	46	244,100	303,800	366,900	417,100	485,400
	47	245,400	306,100	368,800	417,100	486,100
	48	246,600	308,700	370,800	420,200	486,800
	49	248,100	311,100	372,400	421,900	487,500
	50	249,600	313,500	374,200	423,400	101,000
	51	250,800	315,800	376,200	425,000	
	52	252,300		378,200		
	I 92	202,000	510,000	510,200	120,000	

	_				
	53	253,400	320,300	380,000	428,200
	54	254,600	322,300	381,800	429,700
	55	256,100	324,300	383,700	431,400
	56	257,100	326,400	385,400	433,000
	57	258,400	328,300	386,900	434,500
	58	259,400	330,400	388,500	436,000
	59	260,500	332,500	390,200	437,200
	60	261,700	334,600	392,000	438,400
	61	263,100	336,700	393,200	439,700
	62	264,100	338,800	394,600	441,000
	63	265,500	341,000	396,000	442,300
	64	266,600	343,300	397,300	443,500
	65	267,900	345,000	398,800	444,700
	66	269,400	347,200	400,000	445,900
	67	270,900	349,200	401,400	447,200
	68	272,500	351,500	402,800	448,400
	69	273,900	353,300	404,100	449,600
	70	275,200	355,200	405,400	450,800
	71	276,500	357,200	406,900	452,000
	72	277,800	359,300	408,200	453,200
	73	279,000	360,900	409,500	454,300
	74	280,200	362,800	410,900	454,900
	75	281,500	364,600	412,300	455,500
	76	282,500	366,600	413,600	456,000
	77	283,700	368,400	414,800	456,500
	78	284,900	370,100	416,100	457,100
	79	286,200	371,800	417,400	457,600
	80	287,400	373,400	418,800	458,100
	81	288,500	375,000	420,100	458,600
	82	289,700	376,500	421,300	459,200
	83	290,900	378,000	422,300	459,700
	84	292,100	379,400	423,600	460,200
	85	293,100	380,500	424,800	460,700
	86	294,300	381,900	426,000	461,300
	87	295,300	383,400	427,200	461,800
	88	296,500	384,700	428,200	462,300
	89	297,600	386,000	429,300	462,800
	90	298,700	387,300	430,300	
	91	299,900	388,500	431,400	
	92	301,100	389,800	432,400	
	93	301,600	391,200	433,300	
	94	302,700	392,300	434,100	
	95	303,800	393,600	434,900	
	96	305,000	394,800	435,700	
	97	306,000	396,200	436,500	
	98	307,100	397,200	436,900	
	99	308,100	398,300	437,300	
	100	309,200	399,400	437,700	
	101	310,200	400,300	438,100	
	102	311,300	401,300	438,400	
	103	312,400	402,400	438,700	
	104 105	313,400	403,500	439,100	
		314,000	404,200	439,400	
	106 107	314,900	405,100 406,000	439,700 440,000	
		315,700	406,000		
	108	316,500		440,200	
	109 110	317,400	407,800 408,700	440,400 440,700	
	110	317,800 318,300	408,700	440,700	
	111	318,800	410,300	441,000	
l	114	310,800	410,300	441,200	

再任 用職 員		236,900	277,700	306,800	335,300	420,400
まに	153	332,600				
	152	332,400				
	151	332,100				
	150	331,800				
	149	331,600				
	148	331,400				
	147	331,100				
	146	330,800				
	145	330,600	421,400			
	144	330,300	421,200			
	143	330,100	421,000			
	142	329,800	420,700			
	141	329,600	420,400			
	140	329,400	420,200			
	139	329,100	420,000			
	138	328,800	419,700			
	137	328,600	419,400			
	136	328,300	419,200			
	135	328,000	419,000			
	134	327,800	418,700			
	133	327,600	418,400			
	132	327,400	418,200			
	131	327,100	418,000			
	130	326,800	417,700			
	129	326,500	417,400			
	128	326,300	417,200			
	127	325,900	417,000			
	126	325,600	416,700			
	125	325,300	416,400			
	124	324,700	416,200			
	123	324,200	416,000			
	122	323,700	415,700			
	121	323,300	415,400			
	120	322,800	415,000			
	119	322,300	414,500			
	118	321,900	414,100	112,100		
	117	321,400	413,600	442,400		
	116	320,800	413,000	442,200		
	115	320,300	412,300	442,000		
	114	319,400 319,800	410,900 411,600	441,400 441,700		

備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、 教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員その他の職 員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

² この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円(人事委員会規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として人事委員会規則で定める額)をそれぞれ加算した額とする。

ウ 教育職給料表(3)

職員の区	秋月戦和不 職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
分分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	161,900	177,900	267,300	296,600	411,800
再任	2	163,400	180,000	269,800	299,200	413,300
用職 員以	3	164,900	182,100	272,200	302,100	414,800
外の	4	166,400	184,400	274,500	304,600	416,400
職員	5	168,100	186,400	277,000	307,100	417,800
	6	170,000	188,600	279,400	309,400	419,200
	7	171,800	190,800	281,700	311,800	420,700
	8	173,600	193,100	283,900	314,200	422,300
	9	175,400	195,300	286,000	316,600	423,800
	10	177,500	198,100	288,400	319,000	425,200
	11	179,500	200,900	290,800	321,800	426,600
	12	181,500	203,600	292,900	324,700	427,900
	13	183,500	206,400	295,300	327,100	429,200
	14	185,700	208,200	297,400	329,100	430,600
	15	187,900	209,800	299,300	331,000	432,100
	16	190,100	211,500	301,300	333,200	433,500
	17	192,400	213,300	303,500	335,300	434,700
	18	195,000	214,900	305,900	337,500	436,000
	19	197,500	216,700	308,400	339,600	437,200
	20	200,100	218,300	311,100	341,600	438,500
	21	202,600	220,100	313,400	343,900	439,700
	22	204,300	222,000	315,800	345,800	440,900
	23	206,000	224,000	318,100	348,000	442,200
	24	207,800	225,900	320,800	350,100	443,500
	25	209,300	227,400	323,400	351,900	444,800
	26	210,700	229,400	325,700	353,700	446,000
	27	212,300	231,500	328,000	355,600	447,000
	28	213,800	233,500	330,100	357,500	448,200
	29	215,600	235,300	332,300	359,400	449,400
	30	217,300	238,000	334,000	361,200	450,200
	31	219,000	240,800	336,200	362,900	451,000
	32	220,700	243,500	338,200	364,800	451,900
	33	222,000	246,100	340,000	366,100	452,800
	34	223,800	249,000	342,100	367,900	453,300
	35 36	225,500	251,600	344,300	369,400	453,800
	~ -	227,200	254,300	346,300	371,200	454,300
	37 38	228,600	256,900 259,300	348,300	373,100	454,800
	39	230,300		350,200	374,700	455,400
	40	232,100	261,800 264,200	352,300	376,000 377,600	455,900 456,400
	40	233,800 235,400	266,800	354,200 355,700	377,600 378,700	456,400 456,900
	42	237,100	269,200	357,500	380,100	457,400
	43	238,700	271,500	359,200	381,500	457,400
	44	240,400	273,700	360,900	383,100	458,400
	45	240,400	275,800	362,700	384,500	458,400
	46	242,100	278,000	364,400	386,100	450,900
	47	244,900	280,300	365,700	387,700	459,400
	48	246,300	282,200	367,400	389,200	460,400
	49	247,600	284,500	368,600	390,600	460,900
	50	249,000	286,400	370,100	392,200	400,300
	51	250,400	288,400	371,700	393,700	
	52	251,600				
l	94	201,000	490,400	373,300	390,100	ļ

53	252,700	292,100	374,800	396,300	
54	254,100	294,400	376,300	397,600	
55	255,400	296,800	377,800	398,800	
56	256,400	299,300	379,300	399,900	
57	257,600	301,300	380,800	401,300	
58	258,800	303,800	382,200	402,500	
59	259,900	306,100	383,700	403,700	
60	261,100	308,700	385,000	405,000	
61	262,500	311,100	385,900	406,200	
62	263,400	313,500	387,100	407,300	
63	264,600	315,800	388,300	408,700	
64	265,500	318,000	389,400	410,000	
65	266,500	320,300	390,300	411,200	
66	267,900	322,300	391,600	412,300	
67	269,100	324,300	392,600	413,500	
68	270,400	326,400	393,700	414,600	
69					
	272,100	328,300	394,900	415,700	
70	273,600	330,400	395,900	416,900	
71	274,900	332,500	397,000	418,100	
72	276,300	334,600	398,200	419,300	
73	277,300	336,700	399,300	419,900	
74	278,400	338,800	400,400	420,700	
75	279,600	341,000	401,500	421,400	
76	280,600	343,300	402,600	421,900	
77			403,500		
	281,800	345,000	*	422,200	
78	282,900	346,900	404,400	422,600	
79	284,100	348,600	405,400	423,100	
80	285,300	350,500	406,400	423,500	
81	286,600	352,300	407,300	423,800	
82	287,500	354,100	408,100	424,200	
83	288,700	355,500	408,800	424,600	
84	289,900	357,300	409,600	424,900	
85	290,800	358,600	410,300	425,200	
86	291,700	360,200	411,100	425,600	
87	292,400	361,700	411,800	426,000	
88					
	293,400	363,200	412,500	426,300	
89	294,500	364,500	413,100	426,600	
90	295,400	365,800	413,800	426,900	
91	296,300	367,300	414,300	427,200	
92	297,100	368,700	415,100	427,400	
93	297,400	370,200	415,500	427,600	
94	298,100	371,500	415,900	427,900	
95	298,800	372,800	416,200	428,200	
96	299,600	374,000	416,500	428,400	
97	300,400	375,100	416,800	428,600	
98					
	301,200	376,100	417,100	428,900	
99	302,000	377,100	417,400	429,200	
100	302,800	378,100	417,600	429,400	
101	303,700	379,000	417,800	429,600	
102	304,200	380,000	418,100	429,900	
103	304,700	381,000	418,400	430,200	
104	305,200	382,000	418,600	430,400	
105	305,400	382,900	418,800	430,600	
106	305,800	383,800	419,100	100,000	
107	306,100	384,700	419,400		
108	306,300	385,700	419,600		
109	306,500	386,500	419,800		
110	306,700	387,500	420,100		
111	307,000	388,500	420,400		

ı	112	307,300	389,500	420,600	İ	į l
	113	307,500	390,100	420,800		
	113	307,700	390,100	420,800		
	115	307,700	392,000	421,100		
	116	308,200	392,900	421,600		
	117	308,500	393,700	421,800		
	118	308,800	394,400	421,000		
	119	309,100	395,200			
	120	309,100	396,000			
	120	309,400	396,600			
	121					
	123	309,800 310,000	397,400			
	123		398,100 398,900			
	125	310,400 310,700				
	126	310,700	399,500			
	127		400,200			
	128		400,700			
	128		401,300 402,000			
	130		402,600			
	131		402,600			
	131					
	132		403,600 403,900			
	134					
	135		404,200 404,500			
	136		404,800			
	137		405,100			
	138		405,400			
	139		405,400			
	140		406,000			
	141		406,300			
	142		406,600			
	143		407,000			
	144		407,300			
	145		407,500			
	146		407,800			
	147		408,100			
	148		408,300			
	149		408,500			
	150		408,800			
	151		409,100			
	152		409,300			
	153		409,500			
	154		409,800			
	155		410,100			
	156		410,100			
	157		410,500			
再任			110,000			
用職		228,000	274,500	301,800	328,500	410,300
員						

備考 1 この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準じるもので人事委員会の指定する ものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教 諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

² この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円(人事委員会規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として人事委員会規則で定める額)をそれぞれ加算した額とする。

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
}	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	P
	1	249,800	335,000	399,000	471,70
耳 任 田 職	2	252,300	338,000	401,900	474,00
用職 員以	3	254,800	340,900	404,500	476,20
への	4	257,300	343,800	407,200	478,50
哉員	5	259,500	346,500	409,800	480,70
	6	263,300	349,700	412,200	482,90
	7	267,100	352,800	414,900	485,10
	8	270,900	355,900	417,300	487,30
	9	274,500	358,700	419,500	489,30
	10	278,500	361,400	422,200	491,4
	11	282,500	364,500	424,800	493,50
	12	286,500	367,700	427,500	495,60
	13	290,300	370,600	429,900	497,70
	14	294,300	374,100	432,400	499,80
	15	298,200	377,100	434,800	501,9
	16	302,100	380,700	437,300	504,0
	17	305,800	384,300	439,300	506,1
	18	309,400	387,000	441,700	508,1
	19	312,900	389,500	444,000	510,1
	20	316,500	392,100	446,400	512,1
	21	320,100	394,900	447,900	513,9
	22	323,800	397,200	450,300	515,7
	23	327,300	399,700	452,600	517,6
	24	330,600	401,800	454,900	519,5
	25	334,100	403,800	456,900	521,2
	26	336,800	406,100	459,200	523,0
	27	339,400	408,300	461,400	524,8
	28	342,000	410,600	463,700	526,6
	29	344,800	412,900	465,800	528,2
	30	346,700	415,000	468,100	530,0
	31	348,900	417,000	470,400	531,8
	32	351,300	419,100	472,600	533,6
	33	353,500	421,000	474,600	535,0
	34	355,800	422,800	476,700	537,0
	35	357,900	424,600	478,800	538,7
	36	360,200	426,600	480,900	540,5
	37	362,400	428,500	483,000	542,1
	38	364,800	430,500	484,800	543,7
	39	367,000	432,400	486,600	545,10
	40	369,000	434,400	488,400	546,70
	41	371,300	436,200	490,100	548,20
	42	372,500	438,000	491,900	549,60
	43	372,500	439,700	493,700	549,60 551,00
	44	375,000		495,500	552,30
	45	375,000	441,500 443,300	495,500	552,3 553,5
	46				
	47	377,600	445,100	498,800	554,50
	48	379,100	446,900	500,600	555,50
	48	380,600	448,600	502,400	556,5

再任 用職 員		296,200	338,600	393,000	466,000
田ド	97		486,800		
	96		486,300		
	95		485,700		
	94		485,100		
	93		484,500		
	92		484,000		
	91		483,600		
	90		483,000		
	89		482,400	541,100	
	88		481,900	540,300	
	87		481,400	539,400	
	86		481,000	538,500	
	85		480,400	537,600	
	84		480,000	536,800	
	83		479,500	535,000	
	82		478,500 479,000	534,100 535,000	
	81		477,900 478,500	533,300 534,100	
	79 80		477,400	532,400	
	78 70		476,800	531,500	
	77		476,200	530,600	
	76		475,800	529,800	
	75		475,100	529,100	
	74		474,400	528,200	
	73		473,800	527,300	
	72		473,400	526,500	
	71		472,700	525,600	
	70		472,000	524,700	
	69		471,300	523,900	
	68		471,000	523,000	
	67		470,400	522,100	
	66	000,000	469,700	521,400	011,000
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	63	392,100 392,500	467,600	517,900 518,800	569,800
	62	391,600	466,200 466,900	517,100 517,000	568,000 568,900
	60 61	391,100	465,400	516,200 517,100	567,100
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	58 50	389,500	463,400	514,600	565,500
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	49	381,700	450,400	504,000	557,500

備考 この表は、病院、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

	27只4以小口	1120(=)						
職員 の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
分	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	152,800	190,600	226,300	252,600	284,400	331,100	375,800
再 任	2	154,200	192,300	227,900	253,800	286,400	333,100	378,500
用職	3	155,600	193,900	229,500	255,000	288,600	335,400	381,100
員以の	4	157,000	195,500	231,200	256,500	290,600	337,600	383,900
外の職員	5	157,000	197,000	232,600	257,700	292,700	339,400	386,300
机具	6	160,100	198,500	234,200	258,900	294,900	341,600	389,000
	7	161,800	200,200	235,700	260,100	296,800	343,700	391,700
	8	163,400	200,200	237,300	261,100	298,800	345,700	394,400
	9	165,000	201,700	238,400	262,400		347,700	394,400
	10					300,800		
		166,700	205,000	240,000	263,300	302,900	349,800	398,900
	11 12	168,400	206,600	241,400	264,300	304,900	352,000	401,100
		170,200	208,400	242,600	265,300	306,900	354,100	403,300
	13	171,700	209,800	244,200	266,600	308,900	355,600	405,400
	14	173,600	211,400	245,600	267,800	310,900	357,600	407,500
	15	175,700	213,000	246,800	269,400	313,000	359,600	409,500
	16	177,600	214,600	248,300	270,800	315,000	361,600	411,600
	17	179,500	216,100	249,100	272,400	317,000	363,400	413,400
	18	181,300	217,700	250,300	274,200	319,100	365,400	415,500
	19	183,200	219,400	251,500	275,900	321,200	367,500	417,400
	20	185,100	221,100	252,600	277,600	323,300	369,500	419,500
	21	186,900	222,400	254,000	279,500	325,100	371,300	421,300
	22	188,400	224,000	255,000	281,200	327,200	373,300	423,000
	23	189,900	225,400	256,000	282,900	329,000	375,500	424,600
	24	191,500	226,900	257,100	284,500	331,000	377,600	426,100
	25	193,100	228,300	258,300	286,300	332,700	379,000	427,600
	26	194,400	229,700	259,500	288,100	334,700	380,800	428,900
	27	195,900	231,100	260,900	289,900	336,700	382,700	430,200
	28	197,300	232,400	262,400	291,500	338,700	384,400	431,600
	29	198,900	233,700	263,900	293,200	340,000	386,200	432,900
	30	200,100	235,100	265,600	295,100	341,800	387,700	434,100
	31	201,400	236,600	267,200	296,900	343,600	389,300	435,300
	32	202,700	238,000	268,700	298,800	345,400	391,100	436,400
	33	204,100	239,100	270,100	300,500	347,100	392,400	437,600
	34	205,500	240,400	271,900	302,300	348,900	393,700	438,800
	35	206,900		273,500	304,100	350,900	395,000	440,100
	36	208,300		275,100	305,900	352,700	396,200	441,300
	37	209,400	243,900	276,600	307,200	354,500	397,300	442,600
	38	210,700	245,200	278,100	308,900	356,200	398,500	443,400
	39	212,000	246,300	279,800	310,500	357,800	399,700	443,800
	40	213,300	247,700	281,200	312,100	359,600	400,800	444,500
	41	214,400	249,000	282,700	313,800	360,800	401,600	445,000
	42	215,700	250,000	284,300	315,500	361,900	402,400	445,400
	43	216,900	251,200	286,100	317,100	363,100	403,200	445,800
	44	218,100	252,300	287,800	318,900	364,300	404,000	446,200
1	45	219,300	253,400	289,300	319,800	365,500	404,400	446,600
1	46	220,400	254,900	291,000	321,200	366,300	405,000	447,000
	47	221,400	256,200	292,700	322,700	367,600	405,500	447,500
	48	222,500	257,400	294,400	324,300	368,700	405,900	447,800

49	223,600	259,000	295,600	325,700	369,700	406,300	448,100
50	224,600	260,400	297,200	327,100	370,700	406,600	448,500
51	225,500	261,600	298,500	328,300	371,700	407,000	448,800
52	226,500	262,900	300,100	329,600	372,700	407,300	449,100
53	226,800	264,000	301,400	330,700	373,500	407,600	449,400
54	227,600	265,300	303,000	331,700	374,300	407,900	449,800
55	228,300	266,600	304,400	332,800	375,300	408,200	450,100
56	229,100	267,700	305,900	333,800	376,200	408,500	450,400
57	229,800	268,500	306,900	334,400	376,700	408,800	450,700
58	230,800	269,800	308,100	335,300	377,500	409,100	451,100
59	231,500	271,200	309,300	336,100	378,300	409,400	451,400
60	232,200	272,500	310,800	337,000	379,100	409,800	451,700
61	233,100	273,400	312,100	337,800	379,500	410,000	452,000
62	233,900	274,600	313,300	338,100	380,200	410,300	102,000
63	234,800	275,900	314,600	338,700	380,900	410,600	
64	235,800	277,200	315,800	339,400	381,600	410,900	
65	236,400	278,100	317,200	340,000	382,000	411,100	
66	237,100	279,200	318,000	340,000	382,700	411,400	
67	237,100	280,100	318,000	341,400	383,400	411,700	
68	237,800	281,200					
69	239,300	282,200	319,700 320,300	342,100 342,900	384,000 384,400	412,000 412,200	
70					384,400	412,200	
70	239,900	283,200	321,000	343,400			
72	240,500	284,300	321,700	344,000	385,400		
73	241,000	285,400	322,300	344,600	385,900		
73	241,700	286,100	323,000	344,900	386,500		
	242,400	286,800	323,200	345,500	387,000		
75 76	243,100	287,300	323,800	346,000	387,600		
76	243,600	288,100	324,400	346,600	388,200		
77	244,000	288,900	325,000	347,100	388,700		
78	244,600	289,500	325,500	347,600	389,200		
79	245,200	290,100	326,000	348,100	389,700		
80	245,900	290,700	326,600	348,500	390,200		
81	246,200	291,400	327,200	348,800	390,500		
82	246,600	291,900	327,700	349,100	391,100		
83	247,000	292,300	328,100	349,500	391,500		
84	247,300	292,700	328,600	349,800	391,900		
85	247,600	292,900	329,100	350,300	392,300		
86		293,100	329,500	350,700	392,800		
87		293,300	329,700	351,000	393,200		
88		293,500	330,100	351,300	393,600		
89		293,900	330,500	351,700	394,000		
90		294,200	330,900	352,000	394,500		
91		294,400	331,300	352,400	394,900		
92		294,600	331,700	352,700	395,300		
93		295,000	332,000	353,100	395,700		
94		295,200	332,200	353,400	396,200		
95		295,400	332,600	353,700	396,600		
96		295,700	332,900	354,000	397,000		
97		296,100	333,100	354,300	397,400		
98		296,400	333,400	354,700			
99		296,600	333,700	355,100			
100		296,900	334,000	355,500			
101		297,200	334,200	356,000			
102		297,400	334,600	356,400			
103		297,600	335,000	356,800			
104		297,900	335,200				
	•	•		•			•

	107 108 109 110			336,000 336,200 336,400 336,800			
再任用職員	111 112 113	191,100	218,000	337,200 337,600 337,800 246,600	285,600	326,900	369,600

備考 この表は、病院、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、栄養士、診療 放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
•		円	円	円	円	円	
	1	167,200	194,700	243,100	265,900	290,600	334,20
耳任.	2	168,700	196,800	244,900	266,900	292,300	336,40
用職 員以	3	170,200	198,900	246,700	267,800	294,000	338,40
も の	4	171,600	201,000	248,600	268,900	295,900	340,60
战員	5	173,000	203,100	250,000	269,400	297,600	342,7
	6	174,500	205,400	251,300	270,400	299,400	344,8
	7	176,100	207,800	252,400	271,200	301,100	346,9
	8	177,600	210,000	253,700	272,200	302,900	349,0
	9	178,800	212,300	254,700	273,300	304,800	350,6
	10	180,500	213,700	255,800	274,000	306,500	352,6
	11	182,100	215,200	256,700	275,100	308,200	354,5
	12	183,700	216,400	257,600	276,300	309,900	356,5
	13	185,100	217,800	258,800	277,600	311,500	358,4
	14	187,100	219,200	259,900	278,700	313,100	360,6
	15	189,100	220,700	260,700	280,000	314,900	362,7
	16	191,100	221,900	261,700	281,400	316,700	364,7
	17	193,300	223,400	262,200	282,700	318,500	366,8
	18	195,400	224,900	263,100	284,000	320,100	368,8
	19	197,500	226,400	264,200	285,100	321,800	370,9
	20	199,700	227,900	265,000	286,300	323,500	373,0
	21	201,700	229,000	265,900	288,000	324,900	374,8
	22	203,900	230,700	266,800	289,600	326,500	376,9
	23	206,100	232,500	267,700	290,900	328,000	379,0
	24	208,400	234,200	268,700	292,200	329,500	381,0
	25	210,300	235,500	269,900	293,500	330,900	383,1
	26	211,600	237,200	270,800	295,200	332,300	384,7
	27	212,800	238,900	272,100	296,900	333,800	386,6
	28	214,100	240,700	273,300	298,400	335,500	388,5
	29	215,400	242,300	274,500	299,700	336,600	390,3
	30	216,500	243,700	276,000	301,300	338,100	392,1
	31	217,800	245,000	277,500	303,000	339,500	394,0
	32	219,000	246,100	278,900	304,700	341,000	395,8
	33	220,300	247,400	280,500	306,100	342,700	397,5
	34	221,600	248,500	281,900	307,600	344,200	399,3
	35	222,900	249,400	283,100	309,200	345,800	401,1
	36	224,300	250,500	284,300	310,900	347,300	402,8
	37	225,400	251,400	285,900	312,200	349,000	404,4
	38	226,800	252,500	287,200	313,600	350,700	406,1
	39	228,100	253,400	288,600	315,000	352,200	408,0
	40	229,500	254,500	289,800	316,600	353,800	409,8
	41	230,400	254,900	291,100	318,100	355,000	411,3
	42	231,900	255,900	292,600	319,600	356,500	412,8
	43	233,300	256,800	294,200	321,000	358,000	414,3
	44	234,700	257,500	295,800	322,500	359,500	415,7
	45	235,900	258,300	297,100	323,300	361,100	416,8
	46	237,300	259,200	298,500	324,700	362,100	417,9
	47	238,600	260,100	300,000	326,100	363,600	419,0
	48	240,000	261,100	301,500	327,700	364,900	420,2
	49	241,000	262,100	302,700	328,800	366,300	421,5
	50	242,100	263,200	304,000	330,200	367,800	422,6
	51	243,100	264,400	305,200	331,500	369,100	423,9
	52	244,200	265,600	306,600	332,800	370,500	425,0
	53	245,100	266,700	308,000	334,200	372,000	426,2
	54	246,200	268,200	309,300	335,700	373,200	427,2
	55	247,200	269,500	310,800	337,100	374,300	428,3

56	248,200	270,900	312,200	338,400	375,600	429,400
57	248,900	272,400	313,000	339,300	376,700	430,500
58	249,900	273,900	314,200	340,600	377,600	431,100
59	250,600	275,300	315,400	341,800	378,600	431,700
60	251,400	276,700	316,800	343,200	379,600	432,100
61	252,200	278,100	317,900	344,300	380,200	432,700
62	253,200	279,500	319,300	345,200	381,000	433,200
63	254,000	280,900	320,600	346,400	381,800	433,600
64	255,100	282,000	321,800	347,700	382,700	434,100
65	256,000	283,400	323,100	348,800	383,400	434,700
66	256,800	284,900	324,400	350,000	384,100	435,100
67	257,900	286,500	325,700	351,300	384,900	435,400
68	258,800	288,000	327,100	352,400	385,600	435,700
69	259,600	289,100	327,800	353,400	386,200	436,100
70	260,700	290,600	328,900	354,400	386,800	100,100
71	261,600	292,100	330,000	355,500	387,500	
72	262,700	293,500	330,900	356,600	388,100	
73	264,100	294,600	332,200	357,400	388,800	
74	265,400	296,000	332,200	358,600	389,300	
75	266,500	297,200	334,000	359,700	389,900	
76	267,600	298,500	335,300	360,800	390,400	
77	268,600	299,900 299,900	336,400	361,500	390,400	
78	269,600	301,200	337,600	362,300	391,500	
79		·	338,700	363,100	392,000	
80	270,900	302,500	•			
81	271,900 272,800	303,800 304,300	339,900	363,800 364,400	392,300 392,600	
82		·	341,000 342,100			
83	273,800 274,900	305,500 306,600	,	364,900 365,500	393,100	
84	· ·	·	343,200		393,500	
85	276,000	307,800	344,300	366,000	393,800	
86	276,800	308,900	345,200	366,700	394,100	
87	277,700	310,200	346,200	367,200	394,600	
88	278,900	311,400	347,100	367,800	395,100	
89	280,000	312,500	348,100	368,300	395,500	
90	280,800	313,800	349,100	368,700	395,800	
91	281,700	315,000	349,900	369,100	396,200	
92	282,500	316,200	350,800	369,700	396,700	
93	283,500	317,400	351,600 352,200	370,200 370,500	397,100	
94	284,400	318,300	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,	397,500	
95	285,400	319,000 319,700	352,800	371,000	397,900	
96	286,400		353,500	371,400	398,400	
97	287,400	320,300	354,100	371,700	398,900	
98	288,000	321,000	354,500	372,300	399,300	
99	288,800	321,300	354,900	372,800	399,700	
100	289,400	321,900	355,400	373,300	400,200	
100	290,300	322,600	355,800	373,800	400,600	
	291,100	323,000	356,300	374,400	401,000	
102	291,900	323,600	356,700	375,000		
103	292,700	324,200	357,200	375,500		
104	293,500	324,800	357,600	375,900		
105 106	294,300	325,200	357,900	376,500		
	294,800	325,700	358,400	377,000		
107	295,300	326,300	358,900	377,500		
108	295,800	326,800	359,200	378,000		
109	296,000	327,200	359,700	378,600		
110	296,300	327,600	360,200	379,000		
111	296,500	327,900	360,700	379,500		
112	296,900	328,200	361,200	380,000		
113	297,200	328,600	361,700	380,600		
114	297,400	329,000	362,200			
115	297,800	329,400	362,700			
116	298,100	329,700	363,100	l		

再任 用職		238,100	258,600	265,900	276,200	292,700	330,300
		,					
	169	314,500		_			
	168	314,100					
	167	313,800					
	166	313,500					
	165	313,200					
	164	312,800					
	163	312,200					
	162	311,900 312,200					
	161	311,500					
	160	311,200					
	158 159	310,900					
	157	310,600					
	156	310,300					
	155	309,900					
	154	309,700					
	153	309,500	341,800				
	152	309,100	341,500				
	151	308,800	341,100				
	150	308,500	340,700				
	149	308,300	340,300				
	148	308,100	340,000				
	147	307,700	339,600				
	146	307,400	339,200				
	145	307,000	338,500				
	143	306,700	338,100 338,500				
	142	306,300 306,700	337,800 338,100				
	141	305,900	337,400				
	140 141	305,700	337,100				
	139	305,400	336,700				
	138	305,000	336,300				
	137	304,700	335,900				
	136	304,500	335,600				
	135	304,200	335,200				
	134	303,800	334,800				
	133	303,500	334,400				
	132	303,300	334,000				
	131	302,900	333,800				
	130	302,500	333,400				
	129	302,200	333,200				
	128	301,900	333,000				
	127	301,500	332,800				
	126	301,200	332,400	001,200			
	125	301,000	332,100	367,200			
	124	300,800	331,900	366,900			
	123	300,400	331,600	366,300			
	122	300,100	331,300	365,800			
	121	299,700	331,000	365,300			
	120	299,400	330,800	364,900			
	119	299,000	330,600	364,400			
	118	298,700	330,200	363,900			İ

備考 この表は、病院に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

研究職給料表

職員 の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
分分分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
-		円	円	円	円	円
	1	148,000	197,900	285,200	336,600	393,700
再任	2	149,100	200,600		338,800	396,600
用職員以	3	150,300	203,000		340,800	399,300
外の	4	151,500	205,400	292,400	342,700	402,100
職員	5	152,600	208,000	294,700	344,600	404,200
	6	153,900	210,300	296,900	346,400	407,000
	7	155,200	212,600	298,900	348,400	409,700
	8	156,500	214,800	300,900	350,200	412,400
	9	157,500	217,000	303,000	352,000	415,000
	10	159,300	219,300	305,600	354,000	417,600
	11	160,900	221,800	308,200	356,100	420,300
	12	162,500	224,200	311,000	358,000	423,200
	13	163,900	226,200	313,200	360,100	425,800
	14	165,800	228,600	315,600	362,000	428,500
	15	167,800	231,000	318,100	363,800	431,400
	16	169,800	233,500	320,900	365,700	434,100
	17	171,500	235,700	323,500	367,500	436,600
	18	173,700	238,500	325,700	369,400	439,300
	19	176,000	241,500	327,800	371,100	441,800
	20	178,100	244,400	329,800	373,100	444,400
	21	180,200	246,900	332,000	374,700	446,900
	22	182,600	249,700	333,700	376,700	449,600
	23	185,000	252,200	335,700	378,400	452,200
	24	187,300	254,900	337,500	380,300	454,700
	25	189,400	257,700	339,400	381,700	457,000
	26	191,700	260,100	341,300	383,500	459,300
	27	193,800	262,400	343,200	385,400	461,800
	28	195,900	264,700		387,300	464,400
	29	198,000	267,300	346,900	389,000	466,900
	30	199,700	269,500	348,600	391,000	469,400
	31	201,500	271,500		392,900	472,000
	32	203,200	273,600		394,800	474,500
	33	205,000	275,300			476,800
	34	207,000	277,300		398,200	479,200
	35	208,900	279,500		399,900	481,700
	36	210,800	281,300		401,700	484,200
	37	212,300	283,200		402,900	486,600
	38	214,200	284,500		404,400	489,200
	39	216,200	285,700		405,800	491,600
	40	218,100	287,300		407,300	494,100
	41	219,900	288,700		408,700	496,500
	42	221,800	289,500		410,000	498,700
	43	223,800	290,500		411,500	500,900
	44	225,700	291,500		413,100	503,100
	45	227,400	292,200		414,500	504,900
	46	229,300	293,300	369,100	415,800	506,400

47	231,200	294,500	370,400	417,400	508,000
48	233,000	295,700	371,500	419,000	509,500
49	234,700	297,000	372,600	420,300	511,200
50	236,500	298,200	373,900	421,700	512,700
51	238,200	299,200	375,300	423,300	514,100
52	240,000	300,100	376,600	424,700	515,600
53	241,400	301,300	377,300	426,100	516,700
54	243,200	302,300	378,300	427,500	517,900
55	244,800	303,600	379,200	428,900	519,100
56	246,400	304,500	380,200	430,300	520,400
57	247,700	305,300	381,000	431,500	521,300
58	248,900	306,400	381,800	432,800	522,300
59	249,900	307,600	382,500	434,200	523,300
60	250,800	308,700	383,300	435,500	524,300
61	251,800	309,600	383,900	436,300	525,400
62	252,900	310,800	384,600	437,200	526,300
63	253,800	311,900	385,500	438,200	527,000
64	255,000	313,000	386,400	439,200	527,800
65	256,200	313,800	387,000	440,100	528,600
66	257,100	314,900	387,800	440,900	529,400
67	258,200	315,800	388,600	441,500	530,200
68	259,100	316,800	389,400	442,300	531,000
69	260,000	317,800	390,000	442,700	531,700
70	261,400	318,900	390,800	443,300	532,500
71	262,800	320,000	391,500	443,800	533,300
72	264,000	321,100	392,200	444,300	534,100
73	265,400	321,600	392,900	444,800	534,800
74	266,800	322,600	393,500		
75	268,000	323,700	394,100		
76	269,000	324,800	394,800		
77	270,100	325,900	395,500		
78	271,300	327,000	396,100		
79	272,500	327,900	396,700		
80	273,400	328,800	397,300		
81	274,600	329,900	397,900		
82	275,900	330,700			
83	277,200	331,400	399,200		
84	278,500	332,200	399,800		
85	279,600	332,700	400,300		
86	280,700	333,200	400,800		
87	282,000	333,700	401,300		
88	283,200	334,200	402,000		
89	284,000	334,600	402,400		
90	285,200	335,100	402,900		
91	286,300	335,600	403,400		
92	287,500	336,100	404,100		
93	288,400	336,400	404,500		
94	289,400	336,800	405,000		
95	290,400	337,300	405,500		
96	291,400	337,800	406,200		
97	291,700	338,300	406,600		
98	292,600	338,800	407,200		
99	293,300	339,300	407,700		

再任用職	120 121	303,400 303,700 220,200	349,000 349,400 261,900	287,100	330,000	389,200
	119	303,000	348,600			
	117	302,300 302,700	347,800 348,200			
	116 117	301,900	347,300			
	115	301,600	346,900			
	114	301,300	346,400			
	113	301,000	346,000			
	112	300,700	345,500			
	111	300,400	345,100			
	110	300,100	344,600			
	109	299,700	344,200			
	108	299,500	343,700			
	107	299,000	343,300			
	106	298,500	342,800			
	104	297,300 298,000	341,800 342,300			
	103	296,600	341,300			
	102 103	295,900	340,800			
	101	295,200	340,300	408,800		
	100	294,300	339,800	408,400		

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務する職員で人事委員会規則で 定めるものに適用する。

別表第2

第1号任期付研究員給料表

号給	給料月額
	円
1	402,000
2	462,000
3	522,000
4	603,000
5	702,000
6	801,000

第2号任期付研究員給料表

号給	給料月額		
	円		
1	335,000		
2	372,000		
3	399,000		

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	478,000
4	540,000
5	616,000
6	719,000
7	840,000

説 明 資 料

目 次

第1表 公民給与の較差算定対象職員の状況	1	職員給与関係資料	
第2表 職員の給料表別、平型知、住別、員構成比		平成31年職員給与実態調査の概要	
第2表 職員の給料表別、平型知、住別、員構成比		第1表 公民給与の較差算定対象職員の状況	
第3表 職員の給料表別、学歴別、件別人員構成比		第2表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	資-5
第 4 表 職員の給料表別、学歴別、年齢別人員分布及び平均給料月額		第3表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	資-6
第6表 職員の扶養手当の支給状況 その1 給料表別扶養機族数			資-7
その 2		第5表 職員の給料表別、学歴別、年齢別人員分布及び平均給料月額	資-8
その2 快美親族数別職員数 第 2 2 第 7 表 職員の地域手当の支給状況 第 2 2 3 3 5 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3			
第7表 職員の地域手当の支給状況 第 2 2 3 3 4 3 1			資-22
第8表 職員の住居手当の支給状況 第9表 職員の特地勤務 (へき地) 手当等及び初任給調整手当の支給状況 第12表 職員の管理職手当の支給状況 第12表 再任用職員の適用給料表別人員 2 民間給与関係資料 平成31年職種別民間給与実態調查の概要 第13表 職種別民間給与実態調查の対象 その1 産業別、企業規模別調查事業所数 その2 産業別調查従業員数 名の2 産業別調查で従業員数 第13表 民間における紛争の改定状況 第15表 民間における紛争の改定状況 第16表 民間における紛争の改定状況 第16表 民間における場合の改定状況 第18表 民間における場合の改定状況 第18表 民間における解析との支に状況 第18表 民間における早齢制度の状況 第18表 民間における早齢制度の状況 第18表 民間における早齢制度の状況 第2表 民間における早齢制度の状況 第9身 企業規模別、年齢階層別、学歴別給与額等 その1 給与比較の対象外職種(企業規模計) その2 給与比較の対象外職種(企業規模計) その1 家族手当の支給状況 第0名表 民間における家族計当の支給状況 第18表 民間におけるな影手当の支給状況 その1 家族手当の支給状況 第2表 民間におけるを季賞与の考熱状況 第2表 民間におけるを季賞与の考熱状況 第2表 民間におけるを季賞与の考課査定分の配分状況 第23表 民間におけるを季賞与の考課査定分の配分状況 第23表 民間におけるを季賞与の考課を分の配分状況 第23表 民間におけるを季賞与の考課を分の配分状況 第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与 第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与 第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与 第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与 第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与 第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与 第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与 第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与 第25表 定年年齢を60歳から引き上間を事業所における一定年齢到達を理由とした給与 第25表 定年年齢を60歳から引き上間を再まが表現を理由とした給与 第25表 定年年齢を60歳から引き上間を再まが表現を理由とした給与 第25表 定年時間を第35条 定年時間を60歳から引き上間を再まが表現を理由とした給与 第25表 定年時間を60歳から引き上間を10分別標準生計費 第25表 定年時間を60歳から引き上間を10分別標準生計費 第25表 定年時間を60歳から引き上間を10分別標準生計費 第25表 京都市における定規を10分別に対しているに対してい			資-22
第9表 職員の特地動務 (へき地) 手当等及び初任給調整手当の支給状況			資-23
第10表 職員の管理職手当の支給状況 第 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		30 名 一概員 0 圧/ 自 1 当 0 久間 N D	
第11表 職員の通動手当の支給状況			
第12表 再任用職員の適用給料表別人員 2 民間給与関係資料		7010 X 190 X 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
2 民間給与関係資料 での20年職種別民間給与実態調査の概要 資 -25 第13表 職種別民間給与実態調査の対象 資 -36 その1 産業別、企業規模別調查事業所数 資 -36 第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給 資 -31 第15表 民間における心を定状況 資 -31 第16表 民間における心を定状況 資 -32 第17表 民間における行動機を受ける 資 -32 第18表 民間における名給与改定の状況 資 -32 第18表 民間における子給制度の状況 資 -32 第19表 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等 その1 給与比較の対象外職種(企業規模計) 資 -36 その2 給与比較の対象外職種(企業規模計) 資 -36 その3 再雇用者(企業規模計) 資 -36 第20表 民間における家族手当の支給状況 資 -36 第21表 民間におけるを実質与の考録状況 資 -36 第21表 民間における住宅手当の支給状況 資 -36 第22表 民間における定年制の状況 資 -36 第23表 民間における定年制の表の支援を関係を理解的に対する定様に対する定様に対する定様に対するに対する定様に対する定様に対する定様に対するに対するに対するに対するに対するに対するに対するに対するに対するに対する		NATIONAL MANAGEMENT OF A STATE AND A STATE	資-27
平成31年職種別民間給与実態調査の概要 第13表 職種別民間給与実態調査の対象 その1 産業別、企業規模別調査事業所数 資子36 その2 産業別調査従業員数 資子36 第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給 資子31 第16表 民間における給与改定の状況 資子31 第16表 民間における名件合め改定状況 資子37 第17表 民間における名解音の実施状況 資子32 第17表 民間における名解音の実施状況 資子32 第17表 民間における早齢に関の、学歴別給与額等 その1 給与比較の対象職種(事務・技術関係職種) 資子36 その2 給与比較の対象N職種(事務・技術関係職種) 資子36 その3 再雇用者(企業規模計) 資子36 その3 再雇用者(企業規模計) 資子36 第20表 民間における定族手当の支給状況 資子36 第21表 民間における定族手当の支給状況 資子36 第21表 民間における住宅手当の支給状況 資子36 第21表 民間におけると手当の支給状況 資子36 第21表 民間におけると手当の支給状況 資子36 第21表 民間におけると手当の支給状況 資子36 第22表 民間におけると手当の支給状況 資子36 第23表 民間におけると手当の大路、 資子36 第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況 第23表 民間におけるもの世界の状況 第23表 民間におけるもの世界の状況 第23表 民間におけるを手間の状況 資子36 第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準 資子46 4 労働経済関係資料 平成31年4月の標準生計費算定方法の概要 資子46 第26表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費 資子46 4 労働経済関係資料 第27表 労働経済指標 資子46		第12表 再任用職員の適用給料表別人員	資-28
平成31年職種別民間給与実態調査の概要 第13表 職種別民間給与実態調査の対象 その1 産業別、企業規模別調査事業所数 資子36 その2 産業別調査従業員数 資子36 第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給 資子31 第16表 民間における給与改定の状況 資子31 第16表 民間における名件合め改定状況 資子37 第17表 民間における名解音の実施状況 資子32 第17表 民間における名解音の実施状況 資子32 第17表 民間における早齢に関の、学歴別給与額等 その1 給与比較の対象職種(事務・技術関係職種) 資子36 その2 給与比較の対象N職種(事務・技術関係職種) 資子36 その3 再雇用者(企業規模計) 資子36 その3 再雇用者(企業規模計) 資子36 第20表 民間における定族手当の支給状況 資子36 第21表 民間における定族手当の支給状況 資子36 第21表 民間における住宅手当の支給状況 資子36 第21表 民間におけると手当の支給状況 資子36 第21表 民間におけると手当の支給状況 資子36 第21表 民間におけると手当の支給状況 資子36 第22表 民間におけると手当の支給状況 資子36 第23表 民間におけると手当の大路、 資子36 第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況 第23表 民間におけるもの世界の状況 第23表 民間におけるもの世界の状況 第23表 民間におけるを手間の状況 資子36 第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準 資子46 4 労働経済関係資料 平成31年4月の標準生計費算定方法の概要 資子46 第26表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費 資子46 4 労働経済関係資料 第27表 労働経済指標 資子46	_		
第13表 職種別民間給与実態調査の対象 その1 産業別、企業規模別調査事業所数 資 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36	2		<i>∀</i> ## 0.6
その1 産業別、企業規模別調査事業所数 その2 産業別調査従業員数 第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給 資 31 第15表 民間における和任給の改定状況 第17表 民間における名りなの状況 第17表 民間における名りなの状況 第17表 民間における名りなの状況 第18表 民間における名りなの状況 第19表 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等 その1 給与比較の対象外職種(企業規模計)		1 /900 1 1 190 12/0 12/0 10/0 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	資−29
その2 産業別調査従業員数		第13表	<i>∀</i> #₹ 0.0
第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給		ての1	
第15表 民間における約日給の改定状況			
第16表 民間における定期昇給の実施状況		第14衣 民間にわける嘁悝別、子腔別、近業規模別例は結 第15末 民間にわける狐性別、子腔別、近業規模別例は結	
第17表 民間における定期昇給の実施状況		男10衣 氏削にわける例は稲の以足状况	
第18表 民間における昇給制度の状況 第19表 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等 その1 給与比較の対象職種(事務・技術関係職種) 資 33 その2 給与比較の対象外職種(企業規模計) 資 36 その3 再犀用者(企業規模計) 資 37 第20表 民間における家族手当の支給状況 その1 家族手当の支給状況 その1 家族手当の支給状況 その2 扶養家族の構成別支給月額 資 38 第21表 民間における住宅手当の支給状況 資 38 第22表 民間における住宅手当の支給状況 資 38 第22表 民間における定年制の状況 資 38 第23表 民間における定年制の状況 資 38 第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況 質 38 第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準 資 38 3 生計費関係資料 平成31年4月の標準生計費算定方法の概要 第26表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費 資 44 参 考 (国家公務員の給与等) 給与勧告の骨子		第10衣 民間にわける粒子以足り状仇 ************************************	
第19表 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等 その1 給与比較の対象外職種(事務・技術関係職種)			
その1 給与比較の対象 職種 (事務・技術関係職種) 資 36		Manager Adult 1.10 a Multiple 1. Manager 1.	貝 32
その2		7173 正未が疾が、戦性が、中間恒信が、子座が相子領守 その1 終与比較の対象職種(事務・技術関係職種)	答_3
その3 再雇用者(企業規模計) 資 37 第20表 民間における家族手当の支給状況		その9 給与比較の対象外職種(全営相構計)	
第20表 民間における家族手当の支給状況 その1 家族手当の支給状況 その2 扶養家族の構成別支給月額 第21表 民間における住宅手当の支給状況 第22表 民間におけるを季賞与の考課査定分の配分状況 第23表 民間におけるを季賞与の考課査定分の配分状況 第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況 第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準 3 生計費関係資料 平成31年4月の標準生計費算定方法の概要 第26表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費 第27表 労働経済関係資料 第27表 労働経済指標 参 考 (国家公務員の給与等) 給与勧告の骨子		その3 再雇用者(企業相模計)	- 1
その1 家族手当の支給状況		第20素 早期における家族毛当の支給状況	只 01
その2 扶養家族の構成別支給月額 第21表 民間における住宅手当の支給状況 第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況 第23表 民間における定年制の状況 第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況 第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準 第一38 生計費関係資料 平成31年4月の標準生計費算定方法の概要 第26表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費 第27表 労働経済関係資料 第27表 労働経済指標 第一46 第26号 第26号 第26号 第26号 第26号 第26号 第26号 第26		その1 家族手当の支給状況	資一38
第21表 民間における住宅手当の支給状況 資 3822表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況 資 3823表 民間における定年制の状況 資 3824表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況 資 3825表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準 資 3825表 京都市における60歳を超える従業員の年間給与水準 資 3826表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費 資 428第26表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費 資 428条 第27表 労働経済指標 資 426条 第26表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費 資 426条 第26表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費 資 426条 第27表 労働経済指標 資 427条 第27表 労働経済指標 資 427条 第27表 労働経済指標 資 427条 第27表 労働経済指標 資 427条 第27条 第27条 第27条 第27条 第27条 第27条 第27条 第		その2	
第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況 資子38 第23表 民間における定年制の状況 資子38 第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与 減額の状況 資子38 第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業 所における60歳を超える従業員の年間給与水準 資子38 4 計費関係資料 平成31年4月の標準生計費算定方法の概要 資子40 第26表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費 資子40 第27表 労働経済関係資料 第27表 労働経済指標 資子41 参考(国家公務員の給与等) 給与勧告の骨子 資子42		第21表 民間における住宅手当の支給状況	
第23表 民間における定年制の状況 資-38 第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与 減額の状況 資-38 第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業 所における60歳を超える従業員の年間給与水準 資-38 3 生計費関係資料 平成31年4月の標準生計費算定方法の概要 資-40 第26表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費 資-40 4 労働経済関係資料 第27表 労働経済指標 資-41 参 考(国家公務員の給与等) 給与勧告の骨子 資-42		第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	
第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与 減額の状況 第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業 所における60歳を超える従業員の年間給与水準 資-39 3 生計費関係資料 平成31年4月の標準生計費算定方法の概要 資-40 第26表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費 第27表 労働経済関係資料 第27表 労働経済指標 資-41 参 考(国家公務員の給与等) 給与勧告の骨子 資-42		第23表 民間における定年制の状況	
減額の状況 第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業 所における60歳を超える従業員の年間給与水準 資-39 資-39 第26表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費 第27表 労働経済関係資料 第27表 労働経済指標 資-40 第26表 労働経済指標 第27表 労働経済指標 第27表 労働経済指標 第27表 労働経済指標 第27表 労働経済目の給与等)			
所における60歳を超える従業員の年間給与水準 資-38 3 生計費関係資料 平成31年4月の標準生計費算定方法の概要 資-46 第26表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費 第27表 労働経済関係資料 第27表 労働経済指標 第27表 労働経済制御 第27表 労働			資-39
3 生計費関係資料 平成31年4月の標準生計費算定方法の概要 資-40 第26表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費 資-40 4 労働経済関係資料 第27表 労働経済指標 資-41 参 考(国家公務員の給与等) 給与勧告の骨子 資-42		第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業	
平成31年4月の標準生計費算定方法の概要 資-40 第26表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費 資-40 4 労働経済関係資料 第27表 労働経済指標 資-41 参 考(国家公務員の給与等) 給与勧告の骨子 資-42		所における60歳を超える従業員の年間給与水準	資-39
平成31年4月の標準生計費算定方法の概要 資-40 第26表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費 資-40 4 労働経済関係資料 第27表 労働経済指標 資-41 参 考(国家公務員の給与等) 給与勧告の骨子 資-42			
第26表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費	3		V/=
4 労働経済関係資料 第27表 労働経済指標 資-41 参 考(国家公務員の給与等) 給与勧告の骨子 資-42		平成31年4月の標準生計費算定方法の概要 ····································	
第27表 労働経済指標 資ー41 参 考 (国家公務員の給与等) 給与勧告の骨子		第26表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費	貸-40
第27表 労働経済指標 資ー41 参 考 (国家公務員の給与等) 給与勧告の骨子	Л	光晶 级这眼 <i>传</i>	
参 考(国家公務員の給与等) 給与勧告の骨子	4		咨 /1
給与勧告の骨子 資ー42		カ41-X / / 関性伊1日伝	貝 -4]
給与勧告の骨子 資ー42	参	者(国家公務員の給与等)	
	_		\/

1 職員給与関係資料

平成31年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、府の一般職の職員(府費負担教職員を含む。)の給与を検討するため、平成31 年4月1日現在における府の一般職の職員の給与等の実態を調査したものである。

(2) 調査対象

平成31年4月1日現在に在職する職員(平成31年4月1日付け退職者を除く。)で職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の給料表の適用を受ける職員、企業職員及び現業職員。ただし、いわゆる臨時職員、派遣職員等を除く。

(3) 調査項目

職員の給与額、学歴、年齢、経験年数、性別等を調査した。なお、休職等により給与を減額されている場合においては、その者が本来受けるべき給与の月額によることとした。

(4) 調査方法等

原則として、給与支払事務に使用された平成31年4月分の電算マスターデータを用いて集計した。

第1表 公民給与の較差算定対象職員の状況

1 人員、平均年齢、平均経験年数

職員数	平 均 年 齢	平均経験年数
4,470人	42.5歳	20.5年

(注) 公民給与の較差算定対象職員は、行政 職給料表適用職員のうち、本年度の新規 学卒の採用者等を除いたものである。

2 学歴別、性別人員構成比

4	学歷別人	員構成比	性別人員	計				
中学卒	高校卒	高校卒 短大卒		短大卒 大学卒		男性	女性	PΤ
0.2%	20.1%	7.5%	72.2%	62.7%	37.3%	100.0%		

3 年齡階層別人員構成比

20歳 未満	20歳~ 24歳	25歳~ 29歳	30歳~ 34歳	35歳~ 39歳	40歳~ 44歳	45歳~ 49歳	50歳~ 54歳	55歳 以上	計
0.3%	6.3%	15.6%	11.0%	6.8%	7.6%	14.0%	17.7%	20.7%	100.0%

4 給与種目別平均給与月額

給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
325,791円	8,080円	26,897円	7,201円	10,014円	316円	378,299円

- (注) 1 「給料」には、「給料の調整額」を含む。
 - 2 「その他」は、「単身赴任手当(基礎額)」、「特地勤務手当等」、「へき地手当等」である。

5 級別、号給別人員

職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										1
2										
3										
4							3			
5										
6										
7		2								
8		74								
9		14								
10		8	1				1			
11		25	2							
12	14	57	8							
13	2	12	4							
14	2	10	7						5	
15	1	58	68						1	
16	12	38	15						5	
17		7	7	1						
18	2	12	10							
19		59	61	5					3	
20	15	39	16							

▼職務の級	1									
順務の救	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給 🔪	2 1/04	- 1/2	3 1/50	2.100	3 1100	0 /100	. 1/20	3 1/00	0 1100	20/100
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
21	3	14	8					1	7	
22	3	17	4					1		
23	5	84	36	2				3		
24	14	28	14	2				3		
25	12	14	5	1				6		
26	5	19	8	2				3		
27	7	82	31	13				6		
28	23	24	14					8		
29	7	7	11	2			_	7		
30	7	9	14	1			5	4	1	
31	6	10	35	8			16	6		
32 33	96 9	6	18 7	3 2			5	6		
33 34	10	ა 3		12			7	5		
35	10	2	14 20	4			10 23	8		
36	93	4	11	9			23 7	1		
37	93 17	4	8	5			10	5		
38	14	4	6	15			6	1		
39	14	1	14	11		1	4	1		
40	7	1	9	3		•	7	2		
41	2	1	8	7	1		5	2		
42	3		5	5	1		2	3		
43	1	1	11	4		2	1			
44	3	3	6	4	1		3	2		
45	1	1	5	9	6	1		7		
46			6	17		1				
47	1	1	8	10	1	6				
48	2		4	1	5	1	1			
49	1		4	17	4	3	1			
50	2		8	21	2	11	2			
51	0	1	6	14	0	32				
52	2	0	6	11	2	8	1			
53	1	2	2	11	13	28	1			
54 55	1 2	2	10 7	9 16	1 3	9 30	2 1			
56 56	۷	4	5	25	1	11	2			
57			5	12	3	7	4			
58			6	9	3	12				
59			4	9	5	14	2			
60	2		5	20	2	12	-			
61			5	22	2	3	1			
62			4	19	2	8				
63	1	1	6	23	3	11				
64	2		5	24	3	3				
65			4	15	1	2				
66			3	19	11	5				
67	2		4	16	1	3				
68	1	1	2	9	12					
69 70			6	20	9	2				
70 71			4	9	13	3				
71 72	1		3 6	15 15	5 15	1 5				
73	1		6	9	15	3				
73 74			3	29	11	3				
75 75			5	23	3	1				
76	1	1	1	15	12	2				
10	1	1	1	10	14	۷				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
•	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77	1		5	14	6	1				
78			3	16	12	1				
79			7	17	18	3				
80			3	27	16	2				
81			5	8	62	7 7				
82 83			2 7	15 4	17 31	6				
84	1		5	24	16	7				
85	1		1	18	29	14				
86			_	9	14		1			
87			2	6	18					
88			3	14	11					
89			5	9	15					
90			2	6	14					
91			7	10	14					
92 93			2 5	6 2	11 186					
93 94			5 7	5	180					
94 95			1	9						
96			5	16						
97			9	9						
98			4	43						
99			7	13						
100			4	19						
101			1	331						
102			0							
103			2							
104 105			2 2							
106			5							
107			3							
108			2							
109			1							
110			5							
111			3							
112			3 4							
113			4							
114 115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124 125		1								
	116		909	1 264	650	200	190	Ω1	22	1
計	446	762	808	1,264	659	289	128	91	22	1

計 4,470

第2表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

給料表区分	職 員	数	平均年齢	平均経験年数
		構成比	1 10 1 11	1 13/12/00 1 3/1
	人	%	歳	年
全 職 員	21, 831	100.0	40. 7	18.5
行 政 職 給 料 表	4, 832	22. 1	42. 0	20.0
公 安 職 給 料 表	6, 585	30. 2	38. 5	17. 5
教育職給料表(2)	3, 601	16. 5	43. 1	20.0
教育職給料表(3)	5, 980	27. 4	39. 7	16.8
医療職給料表(1)	43	0.2	48. 0	22. 1
医療職給料表(2)	177	0.8	41. 1	17. 3
医療職給料表(3)	127	0.6	44. 9	21.5
研究職給料表	206	1.0	43. 8	20.7
第 2 号 任 期 付 研 究 員 給 料 表	1	0.0	35. 0	-
特定任期付職員給料表	3	0.0	47. 7	-
小計	21, 555	98.8	40. 5	18. 4
企 業 職 給 料 表	114	0.5	45. 6	23. 2
現業職 (協約) 給料表	162	0.7	55. 2	34. 9

⁽注) 1 再任用職員は含まれていない。(以下、第11表までについて同じ。) 2 全職員欄及び小計欄の平均経験年数には、第2号任期付研究員及び特定任期付職員 は含まれていない。

第3表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

給 料 表 区 分	1	学	歴 別 人	員 構 成	比	性別人員構成比		
和什么区力	БI	中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男 性	女性	
全 職 員	% 100. 0	% 0. 3	% 17. 6	7. 2	74. 9 [%]	% 64. 5	35. 5	
行 政 職 給 料 表	100.0	0.2	19.8	8.2	71.8	60.8	39. 2	
公安職給料表	100.0	_	42.0	4. 4	53. 6	89.6	10.4	
教育職給料表(2)	100.0	_	0.3	3. 3	96. 4	56. 5	43. 5	
教育職給料表(3)	100.0	_	_	10.0	90.0	44.1	55.9	
医療職給料表(1)	100.0	_	_	-	100.0	67.4	32.6	
医療職給料表(2)	100.0	_	_	10. 2	89.8	54. 2	45.8	
医療職給料表(3)	100.0	_	6.3	93. 7	-	53. 5	46.5	
研究職給料表	100.0	_	_	1. 0	99. 0	79. 6	20.4	
第 2 号 任 期 付 研 究 員 給 料 表	100.0	_	-	-	100. 0	100.0	_	
特 定 任 期 付職 員 給 料 表	100.0	_	_	-	100. 0	66. 7	33. 3	
小計	100.0	0.0	17. 3	7. 2	75. 5	64. 3	35. 7	
企業職給料表	100.0	_	17. 5	5. 3	77. 2	89. 5	10. 5	
現 業 職 (協約) 給 料 表	100.0	36. 4	54. 9	6.8	1. 9	72.2	27.8	

第4表 職員の給料表別平均給与月額

給 料 表 区 分	給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	計
全 職 員	円 341,895	円 9,163	円 24,114	円 6,261	円 4,760	円 3,064	円 389,257
行政職給料表	321,336	7,690	26,078	7,082	9,377	293	371,856
公安職給料表	329,381	12,660	29,439	4,607	1,620	499	378,206
教育職給料表(2)	374,680	7,958	23,942	7,583	2,835	5,420	422,418
教育職給料表(3)	351,355	7,264	16,572	6,739	5,266	5,522	392,718
医療職給料表(1)	464,051	7,581	84,647	4,884	53,512	215,795	830,470
医療職給料表(2)	321,543	7,169	19,618	8,032	4,414	508	361,284
医療職給料表(3)	339,644	12,016	18,698	4,191	1,266	236	376,051
研究職給料表	347,683	8,816	24,890	5,895	8,398	1,087	396,769
第2号任期付研究員給料表	334,000	-	10,688	-	-	-	344,688
特 定 任 期 付職 員 給 料 表	498,667	-	46,875	-	-	-	545,542
小 計	341,705	9,165	24,122	6,288	4,762	3,102	389,144
企業職給料表	342,237	10,386	25,575	5,124	11,024	263	394,609
現業職 (協約) 給 料 表	366,896	7,929	21,999	3,465	-	-	400,289

⁽注) 1 「給料」には、「給料の調整額」及び「教職調整額」を含む。 2 「その他」は、「単身赴任手当(基礎額)」、「特地勤務手当等」、「へき地手当等」、 「初任給調整手当」、「義務教育等教員特別手当」である。

第5表 職員の給料表別、学歴別、年齢別人員分布及び平均給料月額

1 全 職 員

学歴	中	学卒	高	校卒	短	大卒	大	学卒	Ê	計
区分		平均給料		平均給料		平均給料		平均給料		平均給料
F LLA	人員	月 額	人 員	月 額	人員	月額	人員	月額	人員	月 額
年齢	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18 歳	人		41	171,627	人	L1	八	L1	41	171,627
19 歳			65	179,637					65	179,637
20 歳			75	186,135	15	189,500			90	186,696
21 歳			97	195,026	17	190,653			114	194,374
22 歳			69	202,861	21	203,929	287	204,791	377	204,390
23 歳			91	213,182			210,457	443	210,879	
24 歳			67	219,609	12 215,133		436	216,879	515	217,193
25 歳			73	227,204	18	218,611	456	224,384	547	224,570
26 歳			61	233,710	18	230,444	499	233,029	578	233,021
27 歳			64	246,670	12	242,458	558	243,364	634	243,681
28 歳			53	252,053	17	248,547	563	252,117	633	252,015
29 歳			49	249,824	24	251,854	657	261,415	730	260,323
30 歳			80	262,550	14	254,229	669	269,662	763	268,633
31 歳			59	266,276	33	267,927	640	278,098	732	276,687
32 歳			63	276,400	29	275,110	596	286,335	688	284,952
33 歳			73	286,399	27	274,789	456	297,424	556	294,878
34 歳			68	293,582	31	293,668	513	304,691	612	302,898
35 歳			69	302,125	29	301,621	526	314,023	624	312,131
36 歳			63	302,378	26	302,677	464	321,474	553	318,415
37 歳			57	315,440	29	310,955	418	329,543	504	326,878
38 歳			68	327,203	28	317,611	381	341,680	477	338,203
39 歳			48	333,185	33	334,770	402	347,878	483	345,523
40 歳			69	341,107	46	343,950	383	355,257	498	352,252
41 歳			61	357,856	39	341,641	342	360,531	442	358,495
42 歳			67	375,164	42	354,379	291	370,066	400	369,273
43 歳	2	347,650	79	379,642	56	362,852	298	375,974	435	374,821
44 歳			105	378,112	52	357,119	304	381,875	461	378,225
45 歳	1	000 400	101	386,467	51	362,243	325	384,434	477	382,492
46 歳	1	339,400	118	390,827	49	368,945	317	389,622	485	387,723
47 歳 48 歳	1 3	363,900	127	394,134	59	373,052	261	389,894	448	388,820
48 歳 49 歳	4	356,367 351,600	81 112	389,860 393,020	47 62	375,697 383,731	304 285	394,690 398,707	435 463	391,474 394,919
	3	359,867	112	402,529	42	383,674	294	397,927	451	397,489
50 歳 51 歳	6	361,867	122	402,529	56	393,167	319	404,435	503	402,321
51 歳	2	353,800	98	402,985	45	398,765	282	404,433	427	406,028
53 歳	3	365,367	151	411,833	50	399,872	365	411,526	569	410,340
53 歳	6	365,616	155	410,461	67	400,565	471	411,526	699	412,621
55 歳	5	365,240	182	412,044	55	402,764	461	416,175	703	413,694
56 歳	6	361,617	169	413,232	75	405,456	502	417,976	752	415,212
57 歳	3	346,836	202	415,513	58	405,510	570	419,379	833	417,215
58 歳	3	366,062	149	413,567	60	410,123	535	423,824	747	420,446
59 歳	6	376,977	115	408,217	81	409,182	558	425,224	760	420,560
60歳以上	13	374,447	21	370,536	16	280,841	34	397,395	84	364,928
計	67		3,849		1,562		16,353		21,831	
平均給料月額		978 円		771 円		046 円		541 円		522 円
平均年齢		8 歳		4 歳		7 歳		8 歳		7 歳
学歴構成比		3 %		6 %		2 %		9 %		.0 %
丁压用从儿	0.0	<i>)</i> /U	11.	0 /0	1.2	_ /0	74.	J /U	100	·v /U

2 行政職給料表(他の給料表の適用を受けないすべての職員)

学歴	中	学卒	高	校卒		短	大卒	大	学卒	É	計
区分 年齢	人員	平均給料月 額	人員	平均給料月 額	人員	E	平均給料月 額	人員	平均給料月 額	人員	平均給料月 額
十四口	人	円	人	円		人	円	人	円	人	円
18 歳		, .	14	154,900			, ,		, .	14	154,900
19 歳			15	159,087						15	159,087
20 歳			17	165,047		3	166,300			20	165,235
21 歳			19	171,795		6	170,800			25	171,556
22 歳			18	181,772		3	180,200	89	189,427	110	187,923
23 歳			17	187,124		6	187,767	82	192,927	105	191,692
24 歳			16	193,888			118	197,682	137	197,040	
25 歳			16	201,169		7 200,500 124		124	204,932	147	204,312
26 歳			13	207,292		4	207,850	131	213,847	148	213,109
27 歳			9	219,578		1	218,600	127	219,766	137	219,745
28 歳			7	220,357		2	220,250	125	227,871	134	227,365
29 歳			12	227,808		4	232,600	136	235,015	152	234,382
30 歳			16	237,350				126	243,467	142	242,777
31 歳			13	244,892	1	10	239,830	106	250,280	129	248,927
32 歳			11	249,836		8	250,475	84	255,310	103	254,350
33 歳			7	241,100		6	262,000	47	269,663	60	265,564
34 歳			13	268,823		4	270,125	70	269,157	87	269,151
35 歳			9	265,444		6	278,883	66	278,208	81	276,840
36 歳			15	278,607		6	288,850	52	282,955	73	282,546
37 歳			9	280,267		6	284,950	58	291,766	73	289,788
38 歳			12	297,475		4	308,675	34	305,400	50	303,760
39 歳			10	313,900		5	308,500	44	311,795	59	311,873
40 歳			10	320,090		4	325,350	40	318,720	54	319,465
41 歳			8	314,525		10	319,510	47	328,453	65	325,363
42 歳			10	326,590		10	346,330	45	344,127	65	341,768
43 歳	1	355,500	12	352,925		10	350,890	51	352,421	74	352,338
44 歳			30	337,850		16	347,325	60	357,445	106	350,372
45 歳		000 400	32	361,454		14	351,857	69	363,625	115	361,588
46 歳	1	339,400	28	354,523		20	359,560	79	371,365	128	365,587
47 歳 48 歳			36	364,669		14	366,374	77	372,203	127	369,425
48 歳 49 歳			26	358,881		17	359,191	93	375,722	136	370,436
			37	366,881		21	368,911	92	382,862	150	376,967
50 歳 51 歳	2	372,550	32	374,986		15 16	366,156	123	383,654		380,478
52 歳		314,330	40 27	371,081 389,281		16 15	376,300 389,122	106 99	387,861 393,413	164 141	382,454 392,165
53 歳	1	371,200	40	393,178		15 18	383,400	110	395,413	169	393,272
54 歳	1	389,000	40	396,492		19	388,905	125	400,660	187	398,467
55 歳	1	503,000				16	396,891	136	400,660	212	399,522
56 歳			60 397,608			19	393,121	128	400,675	203	400,112
57 歳	1	389,000	56 393,718 55 404,064			18	396,256	149	407,939	223	400,112
58 歳	1	505,000	54	402,163		11	397,959	106	413,818	171	409,117
59 歳			34	384,034		16	396,908	111	415,708	161	407,151
60歳以上	1	351,600	2	250,700	-	5	268,600	2	436,067	101	306,813
計	8	001,000	959	200,100	30	98	200,000	3,467	100,001	4,832	000,010
平均給料月額		600 円		630 円			96 円		128 円		273 円
平均年齡		9 歳		5 歳			7 歳		9 歳		0 歳
学歷構成比	0.2	2 %	19.	8 %		8.2	2 %	71.	8 %	100	.0 %

3 公安職給料表(警察官)

学歴	中	学卒	高	校卒		短	大卒	大	学卒	É	計
区分 年齢	人員	平均給料月 額	人員	平均給料月 額	人員)IIII	平均給料月 額	人員	平均給料	人員	平均給料 月 額
一一回り	人	円	人	円		人	円	人	円	人	円
18 歳			27	180,300						27	180,300
19 歳			50	185,802						50	185,802
20 歳			58	192,316	1	12	195,300			70	192,827
21 歳			77	201,073	1	11	201,482			88	201,124
22 歳			51	210,304	1	15	208,920	93	213,000	159	211,750
23 歳					218,116	190	218,364				
24 歳			51	227,678		8	224,425	119	224,776	178	225,592
25 歳			57	234,512		9	232,500	115	232,219	181	232,955
26 歳			48	240,865	1	11	238,855	118	238,841	177	239,390
27 歳			55	251,104		8	244,638	132	247,276	195	248,247
28 歳			46	256,876		7	252,414	140	253,384	193	254,181
29 歳			37	256,965	1	14	253,100	146	259,209	197	258,353
30 歳			64	268,850		8	263,038	162	265,799	234	266,539
31 歳			46	272,320	1	12	273,675	166	271,736	224	271,960
32 歳			52	282,019		9	275,444	177	279,206	238	279,678
33 歳			65	291,649		11	276,682	126	288,753	202	289,028
34 歳			55	299,435		10	289,830	123	297,889	188	297,912
35 歳			60	307,627		8	305,075	134	307,456	202	307,412
36 歳			48	309,806		6	304,967	149	316,942	203	314,901
37 歳			47	321,632		6	308,567	116	326,496	169	324,507
38 歳			56	333,573		7	316,271	103	337,142	166	335,058
39 歳			38	338,261		12	338,983	109	350,916	159	346,991
40 歳			59	344,669	1	15	360,267	95	358,309	169	353,721
41 歳			50	366,382		5	376,300	89	372,088	144	370,253
42 歳			54	386,191		9	377,956	90	383,361	153	384,042
43 歳			66	385,270	1	10	393,690	89	388,982	165	387,782
44 歳			75	394,217		7	393,643	82	400,455	164	397,312
45 歳			68	399,191		3	380,767	78	400,728	149	399,625
46 歳 47 歳			89 88	402,787		4	399,375	62	408,813	155	405,109
47 歳 48 歳			51	407,934		9	399,278	41 30	409,373	138 84	407,797
49 歳			66	407,429 413,553		3	401,000 410,033	39	412,902 420,387	108	409,154 415,923
50 歳			76	416,657		1		21	419,453		417,202
50 歳			82	418,547		1	396,900	37	419,453	120	417,202
52 歳			67	420,365		1	550,500	22	420,103	89	420,301
53 歳			104	420,303		3	420,567	34	426,360	141	420,301
54 歳			99	422,664		4	410,025	49	420,013	152	422,333
55 歳			111	423,136		2	416,950	63	422,890	176	422,978
56 歳			108	425,130		7	421,457	54	425,091	169	425,055
57 歳			137 422,829			3	424,033	59	426,620	199	423,971
58 歳			137 422,829 83 425,470			2	450,382	83	427,445	168	426,742
59 歳			68 424,314			3	429,298	83	430,091	154	427,525
60歳以上			- 00	121,011		J	120,200		100,001	101	121,020
計			2,763		20	92		3,530		6,585	
平均給料月額		ı		807 円			′29 円		854 円		359 円
平均和科月額平均年齢				.2歳	50	_			.8歳		.5歳
	1										
学歷構成比			42.	0 %		4.4	- %	53.	6 %	100	.0 %

4 教育職給料表(2)(府立高校、特別支援学校の教育職員)

学歴	中学卒		高校卒		9	短	大卒	大	学卒	合計		
年齢	人員	平均給料月 額	人員	平均給料月 額	人員	JIII	平均給料月 額	人員	平均給料月 額	人員	平均給料月 額	
十一即	人	円	人	円		人	円	人	円	人	円	
18 歳		1,3	,	1,3			1.3	, ,	1,3	, ,	1 3	
19 歳												
20 歳												
21 歳												
22 歳								25	211,380	25	211,380	
23 歳								44	215,725	44	215,725	
24 歳								55	224,556	55	224,556	
25 歳								58	231,626	58	231,626	
26 歳								79	242,091	79	242,091	
27 歳								108	252,518	108	252,518	
28 歳								91	262,230	91	262,230	
29 歳						1	245,200	118	272,531	119	272,301	
30 歳						2	266,050	128	280,668	130	280,443	
31 歳						3	288,367	127	288,062	130	288,069	
32 歳						1	290,900	104	297,358	105	297,296	
33 歳						5	271,420	90	305,208	95	303,429	
34 歳						2	316,250	92	313,884	94	313,934	
35 歳						3	299,067	108	322,871	111	322,228	
36 歳								80	331,208	80	331,208	
37 歳			1	341,000				75	338,200	76	338,237	
38 歳						3	348,567	65	347,648	68	347,688	
39 歳						1	349,200	78	353,395	79	353,342	
40 歳			0	005.000		4	358,400	71	360,845	75	360,715	
41 歳			2	335,900		2	301,700	72 363,916		76	361,541	
42 歳			2	341,550		2	374,100	41	373,673	45	372,264	
43 歳 44 歳						6	342,233	52	377,368	58	373,733	
						1	386,000	61	385,574	62	385,581	
45 歳 46 歳						3	360,100 361,300	58 51	389,139	61 54	387,711	
47 歳			1	336,700		5 6	384,438	50	396,349 388,292	57	394,402 386,982	
48 歳			2	369,950		1	357,200	66	402,433	69	400,835	
49 歳			2	303,330		4	398,000	63	404,466	67	404,080	
50 歳						7	389,100	55		62	409,870	
51 歳						7	408,171	85	412,313	92	411,502	
52 歳			1	351,500		8	413,473	73	414,799	82	413,897	
53 歳			1	001,000		3	416,767	112	421,061	115	420,949	
54 歳						2	409,017	163	422,728	175	421,787	
55 歳						4	418,350	141	426,705	145	426,475	
56 歳						2	420,050	179	424,852	181	424,799	
57 歳						5	416,519	213	425,079	218	424,883	
58 歳						5	416,420	181	428,563	186	428,237	
59 歳			1	419,400		1	409,473	157	428,754	169	427,444	
60歳以上						1	278,500	4	278,500	5	278,500	
計			10		11	8		3,473		3,601		
平均給料月額			354.	340 円	37.	5.9	98 円		318 円		922 円	
平均年齢				5.7歳			.2歳		.9歳		.1歳	
学歴構成比				3 %			3 %		4 %		.0 %	
丁业伊风儿			υ.	J /U	<u> </u>	U.U	, /U	50.	1 /U	100	·V /U	

5 教育職給料表(3)(小・中学校の教育職員)

学歴	中	中学卒		高校卒		大卒	大	学卒	合計		
医分 年齢	人員	平均給料月 額	人員	平均給料月 額	人員	平均給料月 額	人員	平均給料月 額	人員	平均給料月 額	
十四	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
18 歳											
19 歳											
20 歳											
21 歳											
22 歳					3	202,700	76	211,279	79	210,953	
23 歳					1	209,100	98	215,430	99	215,366	
24 歳					1 2	220,400	136	223,651	137	223,627	
25 歳						219,500	146	231,750	148	231,584	
26 歳					3	229,733	155	241,250	158	241,032	
27 歳					3	244,600	177	253,056	180	252,915	
28 歳					6	253,317	196	262,703	202	262,424	
29 歳					5	265,100	244	273,050	249	272,891	
30 歳					1	220,400	230	282,761	231	282,491	
31 歳					8	286,763	234	290,243	242	290,128	
32 歳 33 歳					10	293,890	215	299,589	225	299,336	
33 成					3	298,967	180	308,531	183	308,374	
35 歳					14	303,100	218	317,083	232	316,239	
36 歳					9	322,622 325,578	207 170	325,563 333,975	216 179	325,441 333,553	
37 歳					13	329,046	162	341,433	175	340,513	
38 歳					10	326,310	174	349,018	184	347,784	
39 歳					13	344,500	165	354,195	178	353,487	
40 歳					16	352,513	165	359,753	181	359,113	
41 歳					15	365,427	126	364,007	141	364,158	
42 歳					9	364,956	108	370,824	117	370,372	
43 歳					22	374,836	96	376,340	118	376,060	
44 歳					19	366,726	84	381,521	103	378,792	
45 歳					22	372,659	102	385,386	124	383,128	
46 歳					16	378,044	115	389,651	131	388,233	
47 歳					16	367,974	82	396,551	98	391,886	
48 歳					20	395,050	100	403,695	120	402,254	
49 歳					29	393,820	76	402,711	105	400,255	
50 歳					16	395,748	79	403,326	95	402,050	
51 歳					25	399,449	78	409,849	103	407,325	
52 歳					16	401,009	74	412,800	90	410,704	
53 歳					22	410,472	96	414,795	118	413,989	
54 歳					26	404,010	115	418,167	141	415,556	
55 歳					32	403,705	101	418,755	133	415,134	
56 歳					43	408,873	123	420,888	166	417,776	
57 歳					27	408,261	130	420,180	157	418,131	
58 歳					39	412,141	150	423,665	189	421,287	
59 歳					45	413,281	186	425,884	231	423,429	
60歳以上					9	275,800	13	275,800	22	275,800	
計					598		5,382		5,980		
平均給料月額						940 円		593 円		528 円	
平均年齢					48	.1歳	38	.8歳	39	.7歳	
学歴構成比					10.	0 %	90.	0 %	100	.0 %	

6 医療職給料表(1)(医師・歯科医師)

下の		学歴	中	中学卒		高校卒		短	大卒		大	学卒	合計		
18 歳 人 円 人 円 人 円 人 円 人 円 人 円 人 円 人 円 人 円 日 人 円 日 日 日 日	1 1 1 1 1	区分	人員	平均給料	人員	平均給料 月 額	人	員	平均給料	人	員	平均給料 月 額	人	員	平均給料月 額
18 歳	年齢														_
19 歳	18	歳	人	円	人	円		人	円		人	円		人	円
20 歳	19	歳													
21 歳															
22 歳															
24 歳 1 250,400 1 250,400	22	歳													
24 歳 1 250,400 1 250,400	23	歳													
26 歳 1 272,600 1 272,600 1 272,600 27 歳	24	歳									1	250,400			
27 歳	25	歳									3			3	
28 歳 1 288,400 1 288,400 1 303,900 1 427,500 1 427,500 1 427,500 1 437,300 1 437,300 1 437,300 1 437,300 1 437,300 1 437,300 1 437,300 1 437,300 1 437,300 1 447,900 1 447,	26	歳									1	272,600		1	272,600
29 歳 1 303,900 1 303,900 1 303,900	27	歳													
30 歳	28	歳													
31 歳 2 363,050 2 363,050 363,050 37 歳 1 427,500 1 427,500 1 427,500 1 427,500 1 427,500 36 歳 1 437,300 1 437,300 1 437,300 1 437,300 1 437,300 1 437,300 1 437,300 1 437,300 37 歳 1 447,900 1 447,900 1 447,900 1 447,900 39 歳 1 461,400 1 461,400 1 461,400 1 461,400 1 484,800 1 484,800 1 484,800 1 484,800 1 484,800 1 484,800 1 461,4											1	303,900		1	303,900
32 歳 2 363,050 2 363,050 33 歳 34 歳 35 歳 35 歳 35 歳 37 ₺ 37 ₺	30														
33 歳	31	成									0	000 050		0	000 050
34 歳	32	成場									2	363,050		2	363,050
35 歳	24	成 - 造													
36 歳	35	成 告									1	427 500		1	427 500
37 歳 1 437,300 1 437,300 38 歳 1 447,900 1 447,900 1 447,900 39 歳 1 461,400 1 461,400 1 484,800 1 484,800 1 484,800 1 479,301 1 479,301 1 479,301 1 479,301 1 479,301 1 461,400 1 461,400 1 461,400 1 461,400 45 歳 1 425,000 2 425,000 46 歳 1 538,500 1 538,500 1 538,500 48 歳 1 429,900 1 429,900 1 429,900 49 歳 1 512,693 1 512,693 1 512,693 1 521,164 1 521,164 51 歳 1 530,600 52 歳 1 530,600 1 530,600 52 歳 1 530,600 1 530,600 55 歳 1 488,400 1 488,400 1 488,400 1 488,400 56 歳 1 488,400 1 488,400 1 532,984 1 532,984 58 歳 59 歳 1 532,984	36	战													
38 歳 1 447,900 1 447,900 39 歳 39 歳 30 40 歳 30 40 歳 30 40 41 歳 30 43 43 43 43 43 43 43	37	歳													
39 歳 1 461,400 1 461,400 1 461,400 41 歳 1 484,800 1 484,800 1 484,800 1 484,800 42 歳 3 歳 1 479,301 1 479,301 1 479,301 4 前	38	歳													
40 歳 1 461,400 1 461,400 1 484,800 1 484,800 1 484,800 1 484,800 1 484,800 1 484,800 1 479,301 1 479,301 1 479,301 1 479,301 1 479,301 1 461,400 1 461,400 1 461,400 1 461,400 1 461,400 1 461,400 1 461,400 1 461,400 1 461,400 1 461,400 1 461,400 1 461,400 1 461,400 1 429,000 1 429,000 1 429,900 1 429,900 1 429,900 1 429,900 1 429,900 1 429,900 1 429,900 1 429,900 1 429,900 1 512,693 1 512,693 1 512,693 1 512,693 1 512,693 1 521,164 1 521,164 1 521,164 1 521,164 1 530,600 1 530,6	39	歳													
41 歳 1 484,800 1 484,800 42 歳 3 歳 1 479,301 1 479,301 44 病の 1 461,400 1 461,400 45 歳 2 425,000 2 425,000 46 歳 3 538,500 1 538,500 48 歳 3 1 512,693 1 512,693 1 512,693 50 歳 3 534,683 3 534,683 55 歳 3 534,683 3 534,683 55 歳 3 534,683 57 歳 59 歳 59 歳 59 歳 59 歳 50 歳 51 532,984 1 532,984 60歳以上 1 532,984 1 532,98	40	歳									1	461,400		1	461,400
42 歳	41	歳									1				
43 歳 1 479,301 1 479,301 479,301 44 歳	42	歳													
44 歳 1 461,400 1 461,400 45 歳 2 425,000 2 425,000 46 歳 2 425,000 2 425,000 46 歳 3 538,500 1 538,500 1 538,500 48 歳 1 429,900 1 429,900 49 歳 1 512,693 1 512,693 50 歳 1 521,164 1 521,164 51 歳 1 530,600 1 530,600 52 歳 1 530,600 1 530,600 52 歳 53 歳 3 534,683 3 534,683 55 歳 1 488,400 1 488,400 56 歳 1 532,984 1 532,984 58 歳 1 532,984 1 532,984 60歳以上 1 532,984 1 532,984 1 532,984 1 532,984 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	43	歳									1	479,301		1	479,301
46 歳 1 538,500 1 538,500 1 538,500 48 歳 1 429,900 1 429,900 49 歳 1 512,693 1 512,693 1 512,693 50 歳 1 521,164 1 521,164 1 521,164 51 歳 1 530,600 1 530,600 52 歳 1 530,600 1 530,600 52 歳 53 歳 54 歳 3 534,683 3 534,683 55 歳 1 488,400 1 488,400 56 歳 57 歳 1 532,984 1 532,984 59 歳 1 532,984 1 532,984 60歳以上 1 532,984	44	歳													461,400
47 歳 1 538,500 1 538,500 48 歳 1 429,900 1 429,900 49 歳 1 512,693 1 512,693 50 歳 1 521,164 1 521,164 51 歳 52 歳 53 歳 54 歳 53 4,683 3 534,683 55 歳 1 488,400 1 488,400 1 488,400 56 歳 57 歳 59 歳 59 歳 59 歳 53 歳 1 532,984 1 532,984 60歳以上 1 532,984 1 532,984 1 532,984 1 532,984 1 532,984 1 3 551,464 13 551,464 計	45	歳									2	425,000		2	425,000
48 歳 1 429,900 1 429,900 49 歳 1 512,693 1 512,693 50 歳 1 521,164 1 521,164 51 歳 1 530,600 1 530,600 52 歳 1 488,400 1 488,400 56 歳 1 532,984 1 532,984 58 歳 1 532,984 1 532,984 60歳以上 1 532,984 1 532,984 1 79均給料月額 464,051 円 464,051 円 480,000 1 年 均 年 齢 48.0歳 48.	46	歳													
49 歳 1 512,693 1 512,693	47	歳													
50 歳 1 521,164 1 521,164 1 521,164 51 歳 1 530,600 1 530,600 1 530,600 52 歳 3 534,683 3 534,683 3 534,683 3 534,683 54 歳 1 488,400 1 488,400 1 488,400 1 488,400 1 532,984 1	48	荿													
51 歳 1 530,600 1 530,600 52 歳 2 53 歳 3 534,683 3 534,683 54 歳 3 534,683 3 534,683 3 534,683 55 歳 1 488,400 1 488,400 1 488,400 56 歳 1 532,984 1 532,984 1 532,984 58 歳 1 532,984 1 532,984 1 532,984 60歳以上 13 551,464 13 551,464 13 551,464 計 43 43 43 平均給料月額 464,051 円 464,051 円 464,051 円 平均 年 齢 48.0歳 48.0歳 48.0歳	49											512,693			
52 歳															
53 歳 3 534,683 3 534,683 3 534,683 55 歳 1 488,400 1 488,400 1 488,400 56 歳 1 532,984 1 532,984 1 532,984 58 歳 1 532,984 1 532,984 1 532,984 60歳以上 13 551,464 13 551,464 13 551,464 計 43 43 平均給料月額 464,051 円 464,051 円 464,051 円 平均 年 齢 48.0歳 48.0歳											1	53U,6UU		1	ეკ ს ,ხსს
54 歳 3 534,683 3 534,683 55 歳 1 488,400 1 488,400 56 歳 1 532,984 1 532,984 58 歳 1 532,984 1 532,984 59 歳 1 532,984 1 532,984 60歳以上 13 551,464 13 551,464 計 43 43 平均給料月額 464,051 円 464,051 円 平均年齢 48.0歳															
55歳 1 488,400 1 488,400 1 488,400 1 488,400 1 488,400 1 488,400 1 532,984											2	534 683		2	534 683
56 歳															
57 歳 1 532,984 1 532,984 58 歳 1 532,984 1 532,984 59 歳 1 532,984 1 532,984 60歳以上 13 551,464 13 551,464 計 43 43 43 平均給料月額 464,051 円 464,051 円 464,051 円 平均年齢 48.0歳											1	100,100		1	100,100
58 歳 1 532,984 1 532,984 60歳以上 13 551,464 13 551,464 計 43 43 平均給料月額 464,051 円 464,051 円 48.0歳 平均年齢 48.0歳	57	歳									1	532.984		1	532.984
59 歳 1 532,984 1 532,984 60歳以上 13 551,464 13 551,464 計 43 43 平均給料月額 464,051 円 464,051 円 平均 年齢 48.0歳														-	,
60歳以上 13 551,464 13 551,464 計 43 43 平均給料月額 464,051 円 464,051 円 48.0歳 平均 年齢 48.0歳											1	532,984		1	532,984
平均給料月額464,051 円464,051 円平均年齢48.0歳											13			13	
平 均 年 齢 48.0歳 48.0歳	計										43			43	
平 均 年 齢 48.0歳 48.0歳	平均給料	科月額								4	464,0)51 円	4	164,0)51 円
学 歴 構 成 比 100.0 % 100.0 %											100	.0 %		100	.0 %

7 医療職給料表(2)(薬剤師、獣医師、その他医療技術職員)

学歴	中学卒		高校卒		短大卒			大学卒			合計		
区分	人員	平均給料 月 額	人員	平均給料月 額	人	員	平均給料月 額	人	員	平均給料月 額	人	員	平均給料 月 額
年齢		_								_			_
18 歳	人	円	人	円		人	円		人	円		人	円
18 歳 19 歳													
20 歳													
20 歳 21 歳													
23 歳 24 歳									2	914 700		2	214,700
25 歳									3	214,700 217,733		3	214,700
26 歳									6			6	
									6	219,967			219,967
									5	228,000		5 4	228,000
28 歳 29 歳									4	235,225			235,225
									6	241,400		6	241,400
30 歳									5	246,720		5	246,720
31 歳									2	259,900		2	259,900
32 歳									6	261,183		6	261,183
33 歳									4	264,750		4	264,750
34 歳									7	283,614		7	283,614
35 歳									6	280,883		6	280,883
36 歳						1	250,200		7	291,143		8	286,025
37 歳									3	306,833		3	306,833
38 歳									1	308,900		1	308,900
39 歳									5	307,160		5	307,160
40 歳									4	335,575		4	335,575
41 歳						1	330,700		4	296,225		5	303,120
42 歳						2	327,900		3	313,667		5	319,360
43 歳						1	344,000		5	352,200		6	350,833
44 歳									11	352,882		11	352,882
45 歳						1	378,300		7	367,171		8	368,563
46 歳									5	365,040		5	365,040
47 歳						1	303,000		2	343,800		3	330,200
48 歳						1	353,400		5	377,560		6	373,533
49 歳									4	377,450		4	377,450
50 歳							369,700		5	379,840		6	378,150
51 歳						2	392,700		3	391,667		5	392,080
52 歳						1	395,700		5	390,400		6	391,283
53 歳						1	392,800		2	395,950		3	394,900
54 歳						1	394,900		3	406,001		4	403,226
55 歳									4	405,895		4	405,895
56 歳						1	394,900		2	397,400		3	396,567
57 歳						1	396,600		2	395,970		3	396,180
58 歳						1	397,400		4	409,207		5	406,845
59 歳						1	397,400		3	401,372		4	400,379
60歳以上													
計						18			159		1	177	
平均給料月額					3	363,3	844 円	3	316,5	552 円	3	21,3	311 円
平均年齢						49.	2 歳		40.	2 歳		41.	1 歳
学歴構成比						10.	2 %		89.	8 %		100	.0 %

8 医療職給料表(3)(看護師等)

学歴	中	中学卒		高校卒		大卒	大	学卒	合計		
区分	人員	平均給料 有 額	人員	平均給料 有	人員	平均給料月 額	人員	平均給料 有	人員	平均給料月 額	
年齢				m							
10 場	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
18 歳 19 歳											
20 歳											
21 歳											
22 歳											
23 歳											
24 歳											
25 歳											
26 歳											
27 歳						0.40,000			0	0.40,000	
28 歳						249,000			2	249,000	
29 歳					0	004 100			0	004 100	
30 歳					3	234,133			3	234,133	
31 歳					-	0.05, 0.00			-	005.000	
32 歳					1	265,600			1	265,600	
33 歳					2	274,900			2	274,900	
34 歳					1	249,000			1	249,000	
35 歳					3	277,433			3	277,433	
36 歳					4	281,575			4	281,575	
37 歳					4	294,750			4	294,750	
38 歳					4	283,925			4	283,925	
39 歳					2	304,700			2	304,700	
40 歳					6	292,217			6	292,217	
41 歳					5	302,880			5	302,880	
42 歳					10	333,040			10	333,040	
43 歳					7	318,586			7	318,586	
44 歳					9	322,633			9	322,633	
45 歳					6	340,683			6	340,683	
46 歳					6	359,500			6	359,500	
47 歳					12	368,617			12	368,617	
48 歳					3	352,733			3	352,733	
49 歳					4	356,500			4	356,500	
50 歳					2					392,600	
51 歳				005 500	4	395,125			4	395,125	
52 歳			1	397,500	5	397,597			6	397,581	
53 歳					2	390,650			2	390,650	
54 歳			3	397,733	4	398,100			7	397,943	
55 歳			1	401,000		161.011			1	401,000	
56 歳				101.51	1	401,000			1	401,000	
57 歳			1	401,000	3	408,386			4	406,540	
58 歳			1 399,300		1	397,100			2	398,200	
59 歳			1	401,000	3	401,000			4	401,000	
60歳以上									10-		
計			8		119				127		
平均給料月額				125 円		645 円			1	644 円	
平均年齢				4 歳		.2 歳				9 歳	
学歴構成比			6.3 %		93.7 %				100.0 %		

9 研究職給料表(研究職員)

学歴	中学卒 高校卒		校卒		短	大卒	大	学卒	合計			
区分	人員	平均給料 有 額	人	員	平均給料 月 額	人	員	平均給料月 額	人員	平均給料	人員	平均給料
年齢	1	т		1	т			Ш		П		、円
10 歩	人	円		人	円		人	円	人	円	人	H
18 歳 19 歳												
20 歳												
									-1	100 500	1	100 500
22 歳									1	196,500	1	
23 歳 24 歳									3	201,700	3	
									3	207,267	3	
25 歳									3	217,200	3	
26 歳 27 歳									8	219,013	8 7	219,013
28 歳									7	231,257		231,257
28 歳									4	235,825	4	
									3	245,633	3	
30 歳									13	252,092	13	
31 歳									4	266,000	4	
32 歳									6	270,967	6	270,967
33 歳									7	283,414	7	
34 歳									1	291,100	1	291,100
35 歳									3	302,300	3	
36 歳									4	295,475	4	
37 歳									2	307,650	2	307,650
38 歳									3	329,300	3	
39 歳									1	335,500	1	
40 歳									4	317,525	4	
41 歳									3	337,300	3	
42 歳									3	342,600	3	
43 歳									3	363,233	3	363,233
44 歳									2	345,650	2	345,650
45 歳									4	377,450	4	
46 歳									5	395,420	5	395,420
47 歳									7	398,229	7	398,229
48 歳									3	399,033	3 5	1
49 歳									5	404,340		
50 歳									9	404,344	9	404,344
51 歳									5	406,100	5	,
52 歳									8	406,388	8	
53 歳							-	400.000	9	410,989	9	
54 歳							1	408,800	8	408,296	9	408,352
55 歳									10	417,015	10	
56 歳									10	418,140	10	
57 歳								11	417,515	11	417,515	
58 歳						-	400 407	8	426,822	8	426,822	
59 歳							1	422,467	11	415,173	12	415,781
60歳以上							0		004		002	1
計							2		204	—	206	
平均給料月額						-		634 円		016 円		683 円
平均年齢								5 歳		7 歳		.8 歳
学歴構成比							1.0) %	99.	0 %	100	0.0 %

10 第2号任期付研究員給料表

学歴	中学卒 高校卒		校卒	短	大卒	大学卒		合計		
区分 年齢	人員	平均給料月 額	人員	平均給料月 額	人員	平均給料月 額	人員	平均給料月 額	人員	平均給料月 額
十一町	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18 歳		, ,		1,3	, ,	1,3		1,3	, ,	' '
19 歳										
20 歳										
21 歳										
22 歳										
23 歳										
24 歳										
25 歳 26 歳										
27 歳										
28 歳										
29 歳										
30 歳										
31 歳										
32 歳										
33 歳										
34 歳	<u> </u>									
35 歳							1	334,000	1	334,000
36 歳										
37 歳										
38 歳 39 歳										
40 歳										
41 歳										
42 歳										
43 歳										
44 歳										
45 歳										
46 歳										
47 歳										
48 歳										
49 歳										
50 歳 51 歳										
52 歳										
53 歳										
54 歳										
55 歳										
56 歳										
57 歳										
58 歳	ļ									
59 歳										
60歳以上							,		-	
計							1		1	
平均給料月額								000 円		000 円
平均年齢								0 歳		0 歳
学歷構成比							100	.0 %	100	.0 %

11 特定任期付職員給料表

学歴	中	学卒	高校卒		短	大卒	大	学卒	É	合計		
区分 年齢	人員	平均給料月 額	人員	平均給料月 額	人員	平均給料月 額	人員	平均給料月 額	人員	平均給料月 額		
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円		
18 歳												
19 歳 20 歳												
21 歳												
22 歳												
23 歳												
24 歳												
25 歳 26 歳												
27 歳												
28 歳												
29 歳												
30 歳												
31 歳												
32 歳 33 歳												
34 歳												
35 歳												
36 歳												
37 歳												
38 歳												
39 歳 40 歳							1	478,000	1	478,000		
41 歳							1	410,000	1	410,000		
42 歳												
43 歳												
44 歳							1	478,000	1	478,000		
45 歳 46 歳												
47 歳												
48 歳												
49 歳												
50 歳												
51 歳												
52 歳 53 歳												
54 歳												
55 歳												
56 歳												
57 歳												
58 歳							4	E40.000	4	E40.000		
59 歳 60歳以上							1	540,000	1	540,000		
計							3		3			
平均給料月額		1		1		<u> </u>		667 円		667 円		
平均年齢								.7 歳		7 歳		
学歴構成比								.0 %		.0 %		

12 行政職・公安職・教育職・医療職・研究職・第2号任期付研究員・特定任期付職員給料表 の合計

学歴	中学卒		高	校卒	短大卒		大学卒		合計	
区分	人員	平均給料月 額	人員	平均給料 有 額	人員	平均給料 有	人員	平均給料月 額	人員	平均給料 月 額
年齢		Ш		Ш		Ш		т		Ш
10 歩	人	円	人	円 171 697	人	円	人	円	人	円 171 697
18 歳 19 歳			41	171,627					41 65	171,627
			65	179,637	1.5	100 500				179,637
			75 00	186,135	15	189,500			90	186,696
			96	195,278	17	190,653	004	004.051	113	194,582
22 歳 23 歳			69	202,861	21	203,929	284	204,951	374	204,508
			91 67	213,182	21	207,548	329	210,568	441	210,964
				219,609	12	215,133	435	216,916	514	217,225
			73	227,204	18	218,611	455	224,418 233,054	546	224,599
26 歳 27 歳			61	233,710	18	230,444	498		577 632	233,042
28 歳			64 53	246,670 252,053	12	242,458	556 561	243,475 252,198	631	243,780
28 歳			49	249,824	17 24	248,547	561 654	261,588	727	252,087
30 歳			80	262,550		251,854 254,229		269,891	758	260,474 268,827
30 歳			59	266,276	14 33	267,927	664 639	278,126	731	276,709
32 歳			63	276,400	29		594		686	
33 歳			72	286,735	27	275,110 274,789	454	286,399 297,586	553	285,004 295,060
34 歳			68	293,582	31	293,668	511	304,812	610	302,994
35 歳			69	302,125	29	301,621	526	314,023	624	312,131
36 歳			63	302,123	26	302,677	463	321,528	552	318,455
37 歳			57	315,440	29	310,955	417	329,607	503	326,926
38 歳			68	327,203	28	317,611	381	341,680	477	338,203
39 歳			48	333,185	33	334,770	402	347,878	483	345,523
40 歳			69	341,107	45	345,167	381	355,169	495	352,299
40 歳			60	358,452	38	342,276	342	360,531	440	358,671
42 歳			66	375,808	42	354,379	290	370,092	398	369,381
43 歳	1	355,500	78	380,294	56	362,852	297	376,092	432	375,030
44 歳	1	333,300	105	378,112	52	357,119	302	382,000	452	378,292
45 歳			100	387,115	49	362,643	320	384,864	469	383,022
46 歳	1	339,400	117	391,236	49	368,945	317	389,622	484	387,815
47 歳	1	555,100	125	394,904	58	373,161	260	389,960	443	389,155
48 歳			79	390,503	45	377,312	298	395,215	422	392,424
49 歳			103	396,787	61	383,869	280	399,107	444	396,475
50 歳			108	404,310	42	383,674	293	397,981	443	398,167
51 歳	2	372,550	122	402,985	55	393,219	315	404,712	494	402,876
52 歳		5.2,000	96	410,667	45	398,765	281	406,480	422	406,610
53 歳	1	371,200	144	413,322	49	400,361	363	411,652	557	411,018
54 歳	1	389,000	144	414,511	67	400,565	466	415,763	678	413,955
55 歳		,	172	414,102	54	403,262	456	416,394	682	414,776
56 歳			164	414,496	73	405,987	496	418,254	733	416,192
57 歳	1	389.000	193	417,369	57	405,827	565	419,533	816	418,026
58 歳	-	555,000	138	416,160	59	410,651	532	423,898	729	421,361
59 歳			104	410,874	80	409,539	553	425,342	737	421,585
60歳以上	1	351,600	2	250,700	15	273,580	32	398,143	50	353,945
計	8		3,740		1,545	,	16,262		21,555	
平均給料月額	367,6	600 円)52 円	348,884 円		332,509 円		335,352 円	
平均相符为領		9 歳	42.			7 歳	332,509 円 39.8 歳		335,352 円 40.5 歳	
					7.2					
学歴構成比	0.0	70	17.	4 %	1.2	2 %	75.	4 %	100	.0 %

13 企業職給料表(企業職員)

学歴	中学卒		高	校卒	短	大卒	大	学卒	合計	
区分	人員	平均給料月 額	人員	平均給料月 額	人員	平均給料月 額	人員	平均給料月 額	人員	平均給料月 額
年齢	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18 歳	八	1 1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1.1	人	1.1	人	1 1		1 1
19 歳										
20 歳										
21 歳			1	170,800					1	170,800
22 歳							3	189,600	3	189,600
23 歳							2	192,200	2	192,200
24 歳							1	200,900	1	200,900
25 歳							1	208,900	1	208,900
26 歳							1	220,900	1	220,900
27 歳							2	212,450	2	212,450
28 歳							2	229,350	2	229,350
29 歳							3	223,767	3	223,767
30 歳							5	239,220	5	239,220
31 歳							1	260,300	1	260,300
32 歳							2	267,300	2	267,300
33 歳			1	262,200			2	260,700	3	261,200
34 歳							2	273,800	2	273,800
35 歳										
36 歳							1	296,200	1	296,200
37 歳							1	302,800	1	302,800
38 歳										
39 歳										
40 歳							2	372,045	2	372,045
41 歳			1	322,100					1	322,100
42 歳			1	332,700			1	362,600	2	347,650
43 歳							1	365,700	1	365,700
44 歳							2	362,900	2	362,900
45 歳					1	382,200	4	368,500	5	371,240
46 歳				0.40.400		222 522		252 222		221 222
47 歳			1	343,400	1	366,700	1	372,900	3	361,000
48 歳			1	374,500	4	975 999	6	368,617	7	369,457
49 歳			1	323,000	1	375,300	5	376,321	7	368,558
50 歳 51 歳			1	384,200	1	200 200	1	382,000	2	383,100
51 歳 52 歳					1	390,300	4	382,600 387,900	5	384,140
52 歳			9	206 422			1		1 5	387,900
53			3	386,433 245,200			5	388,650 404,808	5 6	387,320 378,207
54 麻 55 歳			1	386,700			5	396,181	6	378,207
56 歳			1	389,000	2	386,095	6	394,950	9	394,601
57 歳			2	389,550		500,090	5	401,983	7	392,321
58 歳			1	397,900			3	410,626	4	407,445
59 歳			3	389,000			5	412,197	8	403,498
60歳以上			3	505,000			3	114,101	0	100,100
計			20		6		88		114	
平均給料月額				855 円		115 円		400 円		237 円
平均年齢				2 歳		7歳		3 歳		6 歳
学歷構成比			17.	5 %	5.5	3 %	77.	.2 %	100	.0 %

14 現業職(協約)給料表(現業職員)

学歴	中学卒		高	校卒	短	大卒	大	大学卒		合計	
区分	人員	平均給料 類	人員	平均給料 類	人員	平均給料 類	人員	平均給料 類	人員	平均給料 類	
年齢				·							
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
18 歳											
19 歳											
20 歳											
21 歳											
22 歳											
23 歳											
24 歳											
25 歳											
26 歳											
27 歳 28 歳											
29 歳 30 歳											
30 歳											
32 歳											
33 歳											
34 歳											
35 歳											
36 歳											
37 歳											
38 歳											
39 歳											
40 歳					1	289,200			1	289,200	
41 歳					1	317,500			1	317,500	
42 歳						,				,	
43 歳	1	339,800	1	328,800					2	334,300	
44 歳											
45 歳			1	321,600	1	322,700	1	310,600	3	318,300	
46 歳			1	342,900					1	342,900	
47 歳	1	363,900	1	348,700					2	356,300	
48 歳	3	356,367	1	354,500	2	339,350			6	350,383	
49 歳	4	351,600	8	353,263					12	352,708	
50 歳	3	359,867	3	344,533					6	352,200	
51 歳	4	356,525							4	356,525	
52 歳	2	353,800	2	344,500					4	349,150	
53 歳	2	362,450	4	377,250	1	375,900			7	372,829	
54 歳	5	360,939	10	368,670					15	366,093	
55 歳	5	365,240	9	375,521	1	375,900			15	372,120	
56 歳	6	361,617	4	367,475		005 :05			10	363,960	
57 歳	2	325,755	7	371,766	1	387,435			10	364,131	
58 歳	3	366,062	10	379,356	1	379,000			14	376,482	
59 歳	6	376,977	8	380,878	1	380,600 389,752	2	205 421	15	379,299	
60歳以上	12	376,351	19	383,151	1 1 1	J09,152	3	385,431	34	381,079	
計	59	105 E	89	00 E	11)	_	105 E	162	200 5	
平均給料月額		487 円		936 円		244 円		487 円	1	896 円	
平均年齢		1 歳		7 歳		3 歳		.0 歳		2 歳	
学歴構成比	36.	4 %	54.	9 %	6.8	8 %	1.9	9 %	100	.0 %	

第6表 職員の扶養手当の支給状況

その1 給料表別扶養親族数

				扶 養 親 族 数			平均扶養親族数		平均手当 月 額		
給	料表区分	職員数	受 給職員数	配偶者	子	その他の扶養親族	- -	職員 1人 当たり	受 職 1 1 当 た り	職員 1人 当たり	受給 職員 1人 当たり
全	職員	人 21,831	人 10,251	人 5,519	人 14,098	人 516	人 20,133	人 0.9	人 2.0	円 9,163	円 19,513
行项	牧職給料表	4,832	1,924	1,005	2,455	163	3,623	0.7	1.9	7,690	19,313
公岁	安職給料表	6,585	3,899	2,738	5,863	85	8,686	1.3	2.2	12,660	21,382
教育	職給料表(2)	3,601	1,553	713	1,982	81	2,776	0.8	1.8	7,958	18,451
教育	職給料表(3)	5,980	2,477	851	3,311	150	4,312	0.7	1.7	7,264	17,537
医療	職給料表(1)	43	21	17	21	1	39	0.9	1.9	7,581	15,524
医療	職給料表(2)	177	59	26	96	-	122	0.7	2.1	7,169	21,508
医療	職給料表(3)	127	72	16	120	8	144	1.1	2.0	12,016	21,194
研究	空職給料表	206	100	53	119	5	177	0.9	1.8	8,816	18,160
第 2 研 9	2 号任期付	1	-	-	-	-	-	-	_	_	-
	定任期付員給料表	3	-	-	-	-	_	-	-	-	-
	小 計	21,555	10,105	5,419	13,967	493	19,879	0.9	2.0	9,165	19,551
企業	熊職給料表	114	63	44	69	6	119	1.0	1.9	10,386	18,794
現業	(協約)料 表	162	83	56	62	17	135	0.8	1.6	7,929	15,476

(注) 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

その2 扶養親族数別職員数

区分扶養親族数	受給職員数	うち 扶養親族である 配偶者を有する者	うち 扶養親族である 子を有する者	うち 配偶者・子以外の 扶養親族を有する者
	人	人	人	人
<u></u>	10,251	5,519	8,466	442
1 人	4,285	1,482	2,588	215
2 人	2,939	1,467	2,853	120
3 人	2,266	1,863	2,264	53
4 人	651	604	651	37
5 人	96	92	96	13
6 人以上	14	11	14	4

第7表 職員の地域手当の支給状況

4	合料表区分	支	給 地 域	別受給	職員数	(構成上	上)	平均手当
不	日 村 衣 区 刀	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	計	月 額
		人	人	人	人	人	人	円
	全 職 員	21 (0. 1%)	9, 050 (41. 5%)	6, 067 (27. 8%)	1, 365 (6. 2%)	5, 328 (24. 4%)	21, 831 (100. 0%)	24, 114
	行政職給料表	21 (0. 4%)	2,802 (58.0%)	745 (15. 4%)	155 (3. 2%)	1, 109 (23. 0%)	4, 832 (100. 0%)	26, 078
	公安職給料表	_ (-)	4, 746 (72. 1%)	971 (14. 7%)	137 (2. 1%)	731 (11. 1%)	6, 585 (100. 0%)	29, 439
	教育職給料表(2)	_ (-)	1, 202 (33. 4%)	1,068 (29.6%)	247 (6. 9%)	1, 084 (30. 1%)	3, 601 (100. 0%)	23, 942
	教育職給料表(3)	_ (-)	54 (0. 9%)	2, 970 (49. 7%)	792 (13. 2%)	2, 164 (36. 2%)	5, 980 (100. 0%)	16, 572
	医療職給料表(1)	_ (-)	17 (39. 5%)	19 (44. 2%)	(2. 3%)	6 (14. 0%)	43 (100. 0%)	84, 647
	医療職給料表(2)	_ (-)	41 (23. 2%)	46 (26. 0%)	7 (3. 9%)	83 (46. 9%)	177 (100. 0%)	19, 618
	医療職給料表(3)	_ (-)	(-)	118 (92. 9%)	_ (-)	9 (7. 1%)	127 (100. 0%)	18, 698
	研究職給料表	_ (-)	94 (45. 6%)	39 (18. 9%)	9 (4. 4%)	64 (31. 1%)	206 (100. 0%)	24, 890
	第2号任期付研究員給料表	_ (-)	_ (-)	_ (-)	_ (-)	1 (100.0%)	1 (100. 0%)	10, 688
	特定任期付職員給料表	_ (-)	3 (100. 0%)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (100.0%)	46, 875
	小 計	21 (0. 1%)	8, 959 (41. 6%)	5, 976 (27. 7%)	1, 348 (6. 2%)	5, 251 (24. 4%)	21, 555 (100. 0%)	24, 122
	企業職給料表	(-)	34 (29. 8%)	59 (51. 8%)	9 (7. 9%)	12 (10.5%)	114 (100. 0%)	25, 575
	現業職 (協約) 給 料 表	- (-)	57 (35. 2%)	32 (19. 8%)	8 (4. 9%)	65 (40. 1%)	162 (100. 0%)	21, 999

(注)1 地域手当の支給地域別の支給割合は下表のとおりである。

区分	支 給 地 域	現行支給割合
1級地	東京都の特別区	100分の17.4
2級地	京都市	100分の9.4
3級地	宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、 乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町	100分の5.4
4級地	木津川市、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町、相楽郡笠置町、 相楽郡和東町、相楽郡精華町、相楽郡南山城村	100分の4.4
5級地	2級地から4級地まで以外の府内の地域	100分の3.2

² 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の支給割合は、支給地域の区分にかかわらず、100分の16である。

第8表 職員の住居手当の支給状況

			亚 纵	平均手	当月額	職員	員自らが原	居住する信	主宅	単身赴 任者の
給	給料表区分		受給職員数	職 1 当 た り	受職 1 1 当たり	手当月額 10,000円 未満の 受給者	手当月額 10,000円 以 上 30,000円の 未 会 名	手当月額 30,000円 の受給者	小計	配偶者が居住がる住宅
		人	人	円	円	人	人	人	人	人
全 	職員	21,831	4,941	6,261	27,664	20	1,903	3,014	4,937	9 (5)
行政	職給料表	4,832	1,244	7,082	27,508	2	500	742	1,244	1 (1)
公安	職給料表	6,585	1,099	4,607	27,603	15	374	706	1,095	8 (4)
教育	職給料表(2)	3,601	985	7,583	27,722	2	393	590	985	- (-)
教育	職給料表(3)	5,980	1,448	6,739	27,832	-	573	875	1,448	- (-)
医療	職給料表(1)	43	7	4,884	30,000	-	-	7	7	- (-)
医療	職給料表(2)	177	52	8,032	27,338	_	23	29	52	- (-)
医療	職給料表(3)	127	19	4,191	28,016	_	6	13	19	- (-)
研究	職給料表	206	44	5,895	27,598	_	15	29	44	- (-)
第 2 研 究	号任期付員給料表	1	-	_	-	_	_	-	_	- (-)
特定職員	任期付	3	-	_	-	-	_	_	-	- (-)
	小 計	21,555	4,898	6,288	27,673	19	1,884	2,991	4,894	9 (5)
企業	職給料表	114	21	5,124	27,814	_	9	12	21	- (-)
現業	職 (協約) 料 表	162	22	3,465	25,514	1	10	11	22	- (-)

⁽注) 「単身赴任者の配偶者が居住する住宅」欄の()内は、「職員自らが居住する住宅」についての手当も受給している者の人数である。

第9表 職員の特地勤務(へき地)手当等及び初任給調整手当の支給状況

					特地勤	務(へき地)	手当等	初1	壬 給 調 整	手 当
糸	計 料	表 区	分	職員数	受 給	平均手	当月額	受 給	平均手当月額	
					職員数	職 員 1 人当たり	受 給 職 員 1 人当たり	職員数	職 員 1人当たり	受 給 職 員 1 人当たり
				人	人	円	円	人	円	円
	全	職	員	21, 831	126	103	17, 763	36	422	256, 089
	行 政	職給米	斗 表	4, 832	11	32	13, 949	-	-	-
	公 安	職給米	补表	6, 585	10	21	13, 668	-	-	-
	教育	膱給料表	(2)	3, 601	-	-	_	-	_	-
	教育	職給料表	(3)	5, 980	100	313	18, 742	-	_	-
	医療具	職給料表	(1)	43	-	_	_	36	214, 400	256, 089
	医療具	膱給料表	(2)	177	-	_	_	-	_	-
	医療具	膱給料表	(3)	127	-	_	_	-	_	-
	研 究	職給米	∦ 表	206	5	358	14, 767	-	_	-
		号任其員給料		1	-	-	_	-	-	-
	特定職員	至任期 給料	付表	3	-	_	_	-	_	-
		小 計		21, 555	126	104	17, 763	36	428	256, 089
	企業	職給米	→ 表	114	-	_	_	-	-	-
	現業給	職 (協為料	的) 表	162	-	_	_	-	-	-

第10表 職員の管理職手当の支給状況

					支 給	区	分別	受糸	合 職	員 数			平均 月	手当額
給	料表区分	職員数	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	9種	計	職 1 人 り	1 人
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		円
全	職員	21,831	34	126	166	107	45	281	90	372	330	1,551	4,760	66,994
行	政職給料表	4,832	32	89	98	56	-	255	-	11	42	583	9,377	77,718
公	安職給料表	6,585	-	20	52	42	-	-	-	-	-	114	1,620	93,587
教	育職給料表(2)	3,601	-	-	1	-	18	1	38	63	68	187	2,835	54,597
教	育職給料表(3)	5,980	-	-	-	-	27	1	52	298	220	597	5,266	52,748
医	療職給料表(1)	43	1	10	3	6	-	-	-	_	-	20	53,512	115,050
医	療職給料表(2)	177	_	-	3	1	-	7	-	_	-	11	4,414	71,018
医	療職給料表(3)	127	_	-	-	2	-	-	-	-	-	2	1,266	80,400
研	充職給料表	206	1	3	7	-	-	10	-	_	-	21	8,398	82,381
第研	2 号任期代完員給料表	1	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特職		3	Ι	I	I	-	-	-	-	ı	-	-	_	_
	小 計	21,555	34	122	163	107	45	272	90	372	330	1,535	4,762	66,874
企	業職給料表	114	_	4	3	-	-	9	-	-	-	16	11,024	78,544
現給	.業職 (協約) · 料 表	162	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_

第11表 職員の通勤手当の支給状況

		通勤	方 法	別 受	給 職	員 数	平均手	·当月額
給 料 表 区 分	職員数	交通機関 利 用 者	自動車・ バイクを 使用する 者	具使用者 自転車の みを使用 する者	併用者	計 (A.B.G.D.)	職 員 1 人り 当 たり	受給職員 1 人 当 た り
	人	A 人	В	C 人	D 人	(A+B+C+D)	円	円
全職員	21,831	6,065	11,402	817	507	18,791	9,451	10,981
行政職給料表	4,832	2,403	1,282	256	157	4,098	11,769	13,877
公安職給料表	6,585	2,557	2,556	416	134	5,663	9,089	10,568
教育職給料表(2)	3,601	554	2,434	72	84	3,144	9,509	10,891
教育職給料表(3)	5,980	287	4,713	45	105	5,150	7,672	8,908
医療職給料表(1)	43	20	10	1	-	31	8,348	11,579
医療職給料表(2)	177	74	62	4	9	149	13,551	16,097
医療職給料表(3)	127	15	97	1	-	113	7,328	8,236
研究職給料表	206	78	77	11	14	180	13,990	16,011
第2号任期付研究員給料表	1	-	1	-	-	1	5,700	5,700
特 定 任 期 付職 員 給 料 表	3	3	-	-	-	3	40,006	40,006
小計	21,555	5,991	11,232	806	503	18,532	9,442	10,983
企業職給料表	114	56	45	5	3	109	12,237	12,798
現業職 (協約) 給 料 表	162	18	125	6	1	150	8,709	9,406

第12表 再任用職員の適用給料表別人員

給 料 表 区 分	フルタイム勤務 職 員 数	短時間勤務職 員 数
全職員	人 550	人 302
60 歳	221	26
61 歳	178	30
62 歳	61	88
63 歳	56	82
64 歳	34	76
行 政 職 給 料 表	124	187
公安職給料表	37	-
教育職給料表(2)	229	47
教育職給料表(3)	134	15
医療職給料表(2)	4	2
医療職給料表(3)	2	7
研究職給料表	8	14
小計	538	272
企業職給料表	6	6
現業職(協約)給料表	6	24

2 民間給与関係資料

平成31年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、府の一般職の職員の給与を検討するため、平成31年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

京都府人事委員会、人事院及び京都市人事委員会等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所(母集団事業所)

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の府内の民間事業所 1,016事業所

イ 調査対象職種

76職種(行政職に相当する職種22職種 その他の職種54職種)

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を地域、産業、規模等によって24層に層化し、これらの層から245事業所を無作為に抽出(層化無作為抽出法)し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は第13表その1のとおりである。

イ 従業員の抽出

調査対象は、常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者 及び役員等を除外して抽出した。

これらの従業員数は第13表その2のとおりである。

(5) 集 計

総計及び平均の算出に際しては、得られた調査結果を上記(3)のアに示す母集団に復元して行った。

第13表 職種別民間給与実態調査の対象

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

	企業規模				
産	業	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所
Ī.	産 業 計	222	95	95	32
	農業, 林業、漁業、 鉱業, 採石業, 砂利採取業、建設業	9	3	1	5
	製造業	88	28	46	14
	電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業,郵便業	41	20	15	6
	卸売業, 小売業	19	8	10	1
	金融業,保険業、 不動産業,物品賃貸業	17	13	2	2
	教育, 学習支援業、 医療, 福祉、サービス業	48	23	21	4

- (注) 1 上記のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外である ことが判明した事業所が1事業所、調査不能の事業所が22事業所あった。
 - 2 調査対象事業所245事業所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した1事業所 を除いた244事業所に占める調査完了事業所の割合(調査完了率)は、91.0%である。

その2 産業別調査従業員数

項目			調査完了	了事業所	
産業	調査対象 事業所の 従業員数	従業員数	調査対象 職種該当 従業員数	調査実人員	うち初任給 関係職種
	人	人	人	人	人
産業計	163, 105	38, 791	21, 793	14, 032	970
農業, 林業、漁業、 鉱業, 採石業, 砂利採取業、建設業	2, 834	711	390	373	13
製造業	67, 150	17, 859	10, 342	6, 270	524
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業, 郵便業	20, 196	6, 141	2, 488	1, 747	68
卸売業, 小売業	8, 636	2, 605	1, 968	1, 418	155
金融業,保険業、 不動産業,物品賃貸業	7, 570	3,000	1, 954	1, 172	28
教育, 学習支援業、 医療, 福祉、サービス業	56, 719	8, 475	4, 651	3, 052	182

第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

				24 FF				
職	職		種	学 歴 (新規学卒者)	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
					円	円	円	円
	事務員・技術者計			大 学 卒	212, 033	216, 878	209, 229	203, 940
事	務員・	技術者	計	短 大 卒	178, 425	176, 980	182, 209	171,000
				高 校 卒	172, 314	175, 777	165, 991	169, 325
				大 学 卒	208, 523	209, 248	208, 474	205, 375
	事	務	員	短 大 卒	171, 148	171, 148	171, 300	171,000
				高 校 卒	168, 430	169, 390	166, 288	163, 586
				大 学 卒	217, 852	223, 582	211, 283	200, 471
	技	術	者	短 大 卒	182, 394	182, 074	182, 822	-
				高 校 卒	176, 875	186, 417	165, 784	172, 245

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所 について平均したもの)で、職員の地域手当のように一律に支給される給与を含めた額である。
 - 2 時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除外した額である。
 - 3 事務員と技術者のみを対象としたものである。

第15表 民間における初任給の改定状況

	項目	新規学卒者の 採用あり	初	採用なし		
学歴	企業規模	1 1 11 00 0	増額	据置き	減額	
		%	%	%	%	%
	規模計	45. 3	(48.0)	(52.0)	_	54.7
大学卒	500人以上	40.8	(47. 2)	(52.8)	_	59. 2
	100人以上500人未満	53. 5	(54. 8)	(45. 2)		46. 5
	100人未満	33.8	(18. 5)	(81.5)		66. 2
	規模計	17. 1	(57. 0)	(43.0)		82. 9
支松女	500人以上	14. 6	(44. 9)	(55. 1)		85.4
高校卒	100人以上500人未満	20. 3	(65. 1)	(34. 9)	_	79. 7
	100人未満	15. 0	(59. 7)	(40.3)	_	85.0

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 - 2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100%とした割合である。

第16表 民間における給与改定の状況

役職段	階	項目	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
			%	%	%	%
係		員	35. 9	6. 5	1. 4	56. 2
課	長	級	23. 4	10.8	1.0	64. 8

⁽注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第17表 民間における定期昇給の実施状況

		項目									
			定期昇給 制度あり	定期昇給						定期昇給	定期昇給 制度なし
役職!	段階		101/2000	実 施	増	額	減	額	変化なし	停止	111/2 3 0
			%	%		%		%	%	%	%
係		員	88. 2	87.7		16. 4		7. 9	63.4	0.5	11.8
課	長	級	76. 2	75.8		15.9		7. 1	52.8	0.4	23.8

⁽注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第18表 民間における昇給制度の状況

	_	項目	昇給制度				昇給制度
役職段階 企業規模		あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	なし	
			%	%	%	%	%
		規模計	89. 5	48.9	75.6	48.8	10.5
係	員	500人以上	92. 0	55. 7	75. 9	53.8	8.0
	N A	100人以上500人未満	86. 7	51. 1	70.8	49.8	13. 3
		100人未満	90. 5	21. 1	89. 3	30. 4	9. 5
		規模計	78. 8	41. 1	58. 7	48. 4	21. 2
課長	級	500人以上	81. 7	47. 3	51. 7	54.8	18. 3
床 文	/IVX	100人以上500人未満	73. 4	41. 9	57. 2	48. 1	26. 6
		100人未満	87. 3	21. 9	81.8	31. 5	12. 7

⁽注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第19表 企業規模別、職種別、年齡階層別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種(事務・技術関係職種)

	テル叔		永 取 俚 (引	产 作力		引杀取性)						
企業規模		規模	計		500人具	以上	100	人以上50	00人未満		100人ラ	卡満
項目職種名	調 査実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査実人員	平均 年齢	平 均 給与月額
支 店 長 工 場 長	人 29	歳 53.3	円 751, 250	人 24	歳 52.6	円 791, 098	人 5	歳 56.2	円 600, 590	人 -	歳	円 -
~19 歳 20~23	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
24~27 28~31	-	/	-	-	/	-	-		- -	-		- -
32~35 36~39	-	/	- -	-	/	- -	-	/	- -	-	/	- -
40~43 44~47	- 3	/	- 982, 861	- 3		982, 861	-		- -	-		- -
48~51 52~55	10 6		728, 960 740, 967	9 5		758, 131 797, 942	*		*	_		- -
56~59 60~	9 *		732, 657 *	7		766, 489 –	2 *		632, 080 *	-		-
大学卒 短大卒	19 3	52. 5 54. 4	807, 112 640, 425	16 2	51. 0 52. 1	858, 460 654, 774	3 *	58.0 *	625, 845 *	-	_ _	- -
高校卒 中学卒	7	54. 4 -	689, 045 -	6	55. 3 -	715, 934 -	*	*	*	_	_ _	-
事務部長 技術部長 ~19 歳	646	52. 1	644, 317 -	384	52. 6	684, 498 -	224	51.2	589, 760 -	38	53. 2	562, 840 -
20~23 24~27	- -		- -	-		- -	- -		- -	- -		- -
28~31 32~35	3	/	931, 932	-		- -	3		931, 932	-		- -
36~39 40~43	9 24		479, 936 569, 826	* 11		* 587,722	8 12		468, 147 555, 666	*		- *
44~47 48~51	81 147		612, 799 624, 025	38 93		662, 524 661, 203	38 48		573, 099 569, 811	5 6		537, 309 519, 951
52~55 56~59 60~	189 182		662, 818 664, 841	122 116 3		701, 215 703, 522	57 50 8		595, 458 601, 128 710, 668	10 16		571, 616 588, 269
大学卒 短大卒	11 492 64	52. 0 51. 7	721, 074 654, 478 598, 162	308	52. 7 51. 9	746, 942 695, 432 634, 917	163 22	50. 6 51. 2	586, 055 562, 663	21	53. 8 52. 2	586, 181 541, 595
高校卒	89 *	53. 0 *	622, 158 *	43	52. 4 -	644, 300	39 -	53. 5 -	617, 028	7 *	54. 1 *	515, 932 *
事務部次長 技術部次長	371	50. 1	570, 463	188	50. 1	608, 896	153	49.8	529, 625	30	51.0	539, 104
~19 歳 20~23	-		- -	-		- -	-		- -	_		-
24~27 28~31 32~35	*	/	*	-		-	*	/	*	-		-
36~39 40~43	13 36		454, 353 534, 972	3 21		515, 609 586, 634	10 13		434, 729 461, 851	- 2		429, 466
44~47 48~51	71 76		529, 621 563, 463	38 30		569, 192 609, 591	30 35		482, 049 509, 372	3 11		433, 795 612, 156
52~55 56~59	95 76	/	601, 920 622, 069	56 39		646, 540 628, 881	30 32		538, 526 641, 810	9 5	/	553, 017 460, 303
大学卒	3 283	50. 2	569, 188 579, 822	148	50. 4	* 615, 065	2 112	49.7	647, 500 534, 687	23	51. 0	561, 864
短大卒 高校卒 中学卒	33 54 *	49.8 50.0 *	587, 586 515, 680 *	15 24 *	49. 7 49. 1 *	638, 359 565, 162 *	15 26	51. 0 49. 8	575, 884 485, 028	3 4 -	44. 6 55. 6	439, 196 475, 392
事務課長技術課長	1, 716	49. 2	548, 495	1, 080	49. 7	586, 303	559	48.3	473, 034	77	47. 9	464, 283
~19 歳 20~23	-	/	-	-		- -	-		-	-		-
24~27 28~31 32~35	2 4	/	337, 188 426, 506	2		498, 560	2 2		337, 188 377, 728	-		207.040
36~39 40~43	27 81 203		478, 457 488, 659 516, 023	12 37 116		561, 359 549, 935 562, 827	13 37 79		431, 945 427, 508 449, 062	2 7 8		397, 040 392, 361 397, 537
44~47 48~51	334 439		522, 687 558, 221	200 297		554, 982 588, 407	113 125		462, 501 489, 075	21 17		496, 838 455, 055
52~55 56~59	352 259		572, 698 579, 866	234 175		606, 944 612, 345	107 74		487, 618 494, 203	11 10		486, 850 503, 537
60~ 大学卒	15 1, 211	48. 7	590, 424 562, 501	7 790	49. 2	614, 347 594, 811	7 375	47. 5	574, 315 487, 767	* 46	48.0	* 482, 868
短大卒 高校卒	198 307	50. 2 50. 9	522, 087 503, 762	108 182	50. 8 51. 7	559, 061 559, 644	75 109	50. 0 49. 9	471, 728 425, 766	15 16	46. 6 48. 9	444, 531 428, 185
中学卒	-	-	-	_	-	_	-	_	-	_	-	_

企業規模		規模	計		500人以	以上	100	人以上50	00人未満		100人表	₹満
項目	調査	平均	平均	調査	平均	平均	調査	平均	平均	調査	平均	平均
職種名	実人員	年齢歳	給与月額 円	実人員	年齢歳	給与月額 円	実人員	年齢歳	給与月額 円	実人員	年齢歳	給与月額 円
事務課長代理	765	мх. 45. 5	466, 226	493	мх. 45. 1	464, 331	227	ых 46. 4	482, 433	人 45	加久 46. 9	410, 673
技術課長代理 ~19 歳	-	101.0	-	-	/	-	_	10.1	-	-	10.0	-
20~23	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
24~27 28~31	3	/	369, 145	2	/	335, 808	*	/	*	_	/	_
32~35	67	/ /	401, 317	48	/	427, 752	16	/	320, 892	3	/	274, 376
36~39	106	/	438, 074	84	/	455, 624	22	/	352, 305	-	/	450.075
40~43 44~47	129 156	/	445, 045 457, 832	83 97	/	446, 898 470, 631	35 48	/	436, 711 434, 245	11 11	/	452, 875 430, 629
48~51	110	/	497, 593	55	/	469, 971	46	/	553, 646	9	/	395, 727
52~55 56~59	111 83	/	515, 119 507, 586	68 56	/	494, 951 487, 809	37 22	/	584, 762 588, 987	6 5	/	385, 205 415, 334
60~	-	/	- 507, 500	-	/	401,009		/	- 500, 501	-	/	410, 554
大学卒	493	44.7	483, 458	312	43.9	482, 342	154	46. 3	492, 166	27	47. 2	450, 971
短大卒 高校卒	101 167	48. 2 46. 2	457, 759 417, 072	55 124	48. 9 46. 2	439, 327 424, 793	38 33	47. 2 46. 1	507, 885 416, 993	8 10	46. 0 47. 1	394, 130 313, 481
中学卒	4	52.0	407, 272	2	58.3	421, 369	2	47. 0	396, 256	-	-	-
事務係長技術係長	1, 392	44. 4	395, 227	825	44. 6	418, 186	460	44. 1	357, 014	107	43. 1	352, 957
~19 歳	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-		_
20~23	-	/	- 004 504	_	/	-	-	/	004 504	-	/	-
24~27 28~31	8 28	/	264, 524 312, 808	7	/	397, 971	8 17	/	264, 524 267, 410	4	/	305, 372
32~35	158	/	358, 723	83	/	368, 184	58	/	344, 926	17	/	344, 320
36~39 40~43	201 238	/	381, 356 397, 886	115 148	/	401, 538 416, 701	66 75	/	341, 463 359, 780	20 15	/	371, 988 353, 544
44~47	251	/	381, 757	158	/	403, 715	73	/	338, 890	20	/	336, 545
48~51	215	/	431, 885	136	/	466, 229	67	/	374, 128	12	/	347, 090
52~55 56~59	163 120	/	429, 433 413, 864	92 77	/	452, 041 433, 099	59 36	/	405, 209 377, 416	12 7	/	365, 017 380, 906
60~	10	/	335, 125	9	/	329, 610	*	/	*	-	/	-
大学卒	824	42.3	405, 540	495	42.6	424, 281	271	41.9	371, 912	58	40.3	367, 398
短大卒 高校卒	202 359	46. 7 48. 0	369, 925 385, 898	96 230	46. 0 48. 7	384, 168 420, 274	90 97	47. 8 46. 7	351, 360 322, 998	16 32	45. 2 47. 1	372, 752 318, 992
中学卒	7	49.0	334, 089	4	50.8	349, 529	2	47.5	333, 525	*	*	*
事務主任 技術主任	1,634	40.8	352, 445	1,031	41.0	368, 800	494	40.8	301, 335	109	38. 3	292, 766
~19 歳	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
20~23 24~27	* 43	/	* 241, 902	25	/	242, 115	* 10	/	* 232, 731	8	/	251, 584
28~31	225	/	290, 981	132	/	295, 759	70	/	279, 327	23	/	277, 757
32~35 36~39	273 254	/	322, 663 341, 149	184 159	/	333, 643 353, 215	77 76	/	273, 215 299, 707	12 19	/	313, 357 286, 173
40~43	227	/	356, 160	128	/	376, 461	81	/	303, 768	18	/	302, 730
44~47	213	/	380, 213	130	/	406, 063	71	/	308, 304	12	/	313, 600
48~51 52~55	195 138	/	394, 535 422, 343	130 103	/	414, 368 438, 077	53 33	/	324, 225 338, 103	12 2	/	316, 380 258, 997
56~59	62	/	393, 069	38		419, 539	22	/	346, 310	2	/	303, 080
60~	1,032	30.2	271, 532	628	30. 4	346, 341 370, 749	339	39. 0	305, 786	* 65	/ 35.0	303, 386
大字卒 短大卒	1, 032 226	39. 2 44. 0	356, 111	133	39. 4 44. 0	370, 749 361, 331	72	39. 0 44. 4	305, 786	65 21	35. 0 43. 1	280, 917
高校卒	368	45.0	346, 027	262	45. 1	366, 706	83	44. 9	284, 731	23	43.6	272, 991
中学卒 事務係員	8	48.3	325, 003	8	48. 3	325, 003	1 00:	- 00.0	050 500		- 0.4 0	
技術係員	4, 904	35. 0	283, 952	2, 931	34. 6	292, 247	1, 684	36. 0	270, 762	289	34. 9	244, 590
~19 歳 20~23	20 299	/	174, 666 208, 239	14 186	/	175, 414 207, 268	4 91	/	171, 693 210, 046	2 22	/	174, 134 212, 957
24~27	1,015	/	240,674	620	/	243, 877	334	/	233, 898	61	/	227, 882
28~31	825 598	/	270, 118 290, 519	465 342	/	279, 735 301, 432	302 233	/	252, 363 270, 841	58 23	/	244, 270 245, 001
32~35 36~39	598 465		306, 402	272		301, 432 321, 239	233 165	/	282, 207	23 28	/	259, 423
40~43	439		308, 055	257	/	318, 556	148	/	296, 601	34	/	256, 085
44~47 48~51	485 341	/	314, 695 339, 122	315 208	/	325, 471 359, 860	148 116	/	297, 006 309, 401	22 17	/	246, 473 269, 550
48~51 52~55	236	/	351, 476	144	/	378, 613	79	/	316, 847	13	/	263, 704
56~59	158	/	362, 459	96	/	392, 457	53	/	323, 809	9	/	276, 111
60~ 大学卒	23 2, 915	32.3	371, 270 281, 417	12 1,627	31.5	395, 412 286, 948	1, 131	33. 9	351, 275 274, 096	157	32.3	248, 889
短大卒	723	37.8	277,670	448	37. 3	282, 185	209	38.8	274, 127	66	38.8	242, 280
高校卒	1, 242	40.5	295, 165	843	40.3	311, 372	335	41. 2	257, 084	64	37. 7	237, 321
中学卒	24	43.2	255, 977	13	43.4	259, 679	9	46.5	259, 183	2	23. 1	204, 869

⁽注) 1 平均給与月額とは、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。(その 2 、その 3 に おいて同じ。)

^{2 「*」}は、調査実人員が1人の場合である。(その2、その3において同じ。)

³ 平均年齢及び平均給与月額は、得られた調査結果を調査対象事業所に勤務する調査対象職種該当従業員数に復元して算出した。(その2において同じ。)

(参考)調査職種の該当要件

	職種	要件
	支 店 長工 場 長	構成員50人以上の支店(社)・工場の長(取締役兼任者を除く。)
事務	事務部長技術部長	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
· 技	事務部次長 技術部次長	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
術	事務課長技術課長	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
関係職	事務課長代理技術課長代理	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
種	事務係長技術係長	係の長及び係長級専門職
	事務主任技術主任	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められ る主任 中間職(係長-係員間)
	事務係員技術係員	上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員・技術者

(注) 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいい、「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいい、「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

(参考) 公民給与の比較における対応関係

	14C1-00-17 @ 7-17-17								
	府内の民間事業所								
行政職給料表	企業規模500人以上の 事業所	企業規模100人以上500 人未満の事業所	企業規模50人以上100 人未満の事業所						
10 級 9 級	部長等								
8 級 7 級	課長	部 長 等	ψη Ε AA						
6 級 5 級	課長代理	課長	部 長 等						
4 級	係 長	課長代理	課長代理						
3 級		係 長	係 長						
2 級	主任	主任	主任						
1 級	係員	係員	係員						

(注) 部長等には、支店長・工場長、部次長を含む。

その2 給与比較の対象外職種(企業規模計)

	職種名	調 査実人員	平 均年 齢	平均給与月額	備考
技		人	歳	円	
能	電 話 交 換 手	2	27.0	206, 163	見習、外国語の電話交換手を除く。
労	自家用乗用自動車運転手	-	-	_	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
務関	守衛	-	-	=	伤に促事している名を称く。
係職	用 務 員	*	*	*	
種					
教	大学学長・副学長・学部長	21	59.0	846, 081	
	大 学 教 授	203	54.2	720, 874	
育	大 学 准 教 授	132	45.2	576, 045	
関	大 学 講 師	84	45.4	470, 225	
係	大 学 助 教	52	37.5	408, 089	
職	高 等 学 校 校 長	-	_	-	
種	高 等 学 校 教 頭	3	55.0	743, 500	
	高 等 学 校 教 諭	28	41.4	538, 018	
研	研 究 所 長	*	*	*	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
究	研究部(課)長	52	50.4	723, 681	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
関	研究室(係)長	33	45.8	500, 658	構成員3人以上の室(係)の長
係	主 任 研 究 員	66	39. 1	432, 692	下記研究員より上位の者
職	研 究 員	56	30. 3	285, 108	
	研究補助員	-	-	=	
種	 病 院 長	5	63. 8	1, 662, 415	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	4	58. 5	1, 766, 409	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	28	51. 7	1, 335, 877	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	52	46. 8	1, 046, 056	PR (CERTACIONAL PROPERTIES
医	歯 科 医 師	*	*	*	
療	薬 局 長	7	52. 7	452, 393	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	40	35. 0	292, 943	
関	診療放射線技師	67	42.4	382, 810	
係	臨 床 検 査 技 師	59	38. 7	310, 766	
ÞΝ	栄 養 士	35	32.6	227, 199	
職	理学療法士	88	30. 5	256, 311	
1#	作業療法士	45	35. 4	275, 181	
種	総 看 護 師 長	7	53. 5	552, 808	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	81	48.2	417, 603	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	272	35.8	303, 961	
	准 看 護 師	65	47.1	309, 769	

その3 再雇用者(企業規模計)

	琑	戈	種	名		調人	查員	平年	均齡	平給	与	月	均額	備 考
	支	店	長・	工	場 長		人 -		歳				円	
			60歳	男性	Ė		-		-				_	
事	事	務	· 技	術	部 長		37	6	3. 0		52	1, 0	29	
務			60歳	男性	Ė		4		-		669	9, 3	49	
455	事	務	・技行	析 部	次長		16	6	3. 0		418	8, 5	50	
技			60歳	男性	Ė		*		_				*	
	事	務	· 技	術	課 長		33	6	1.8		36	5, 5	82	
術			60歳	男性	Ė		8		_		418	8, 1	78	その1の(参考)調査職
関	事	務・	技術	課長	長代理		14	6	2.0		280	6, 4	79	種の該当要件を参照
			60歳	男性	Ė		3		-		320	0, 6	67	
係	事	務	• 技	術	係 長		13	6	3. 0		239	9, 9	45	
職			60歳	男性	Ė		2		-		26	5, 3	80	
	事	務	· 技	術	主任		3	6	5. 0		25	1, 79	95	
種			60歳	男性	Ė		*		-				*	
	事	務	· 技	術	係 員	,	569	6	2.0		26	3, 3	03	
			60歳	男性	Ė		110		-		298	8, 3	84	

第20表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	子に家族手当を 支給する	家族手当制度がない
79.0%	(85.1%)	(99.6%)	21.0%

(注) ()内は、家族手当制度がある事業所を100%とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12, 078円
配偶者と子1人	18, 045円
配偶者と子2人	23,821円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第21表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 0) 有 無	事業所割合
支	給	55. 9%
非 3	左 給	44. 1%

借家・借間居住者に対する住宅手当	(30,000円以上
月額の最高支給額の中位階層	31,000円未満

備 考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、30,000円である。

第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

	項目	部長級(非役員)	課長	長 級	係	員
企	業規模	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
ŧ	規模計	47. 6	52.4	49. 2	50.8	55. 8	44. 2
	500人以上	50. 5	49. 5	51.3	48.7	59.8	40. 2
	100人以上500人未満	48. 2	51.8	49.9	50. 1	56. 7	43. 3
	100人未満	38. 2	61.8	41.1	58.9	41. 2	58. 8

第23表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年	年 齢	定年制なし
, _ ,, .	60歳	61歳以上	, _ ,
100.0%	83. 0%	17. 0%	0.0%

⁽注) 定年制の有無を回答した事業所を100%とした割合である。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額 の状況

区分	項	目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
係		員	49. 6%	38. 9%	50. 4%
課	長	級	50. 1%	35. 5%	49.9%

⁽注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。 (第25表において同じ。)

第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所に おける60歳を超える従業員の年間給与水準

課	長	級	係	Ħ
	87.0%		82.	7%

⁽注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100%とした場合に60歳を超えて 受ける年間給与水準の割合である。

² 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100%とした割合である。

3 生計費関係資料

平成31年4月の標準生計費算定方法の概要

府民一般の標準的な生活の水準を把握するため、人事院が行う計算方法により、「家計調査」 (総務省)等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

なお、職員給与決定に当たっては、標準生計費を参考にするとともに、生計費を踏まえて 民間給与が決定されていると考えられることから、「2 民間給与関係資料」に示す民間給与 と水準の均衡を図ることを通じて、生計費が反映されることとなる。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる 家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雜 費 I …… 保健医療、交通·通信、教育、教養娯楽

雑 費 Ⅱ …… その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人~5人世帯については、家計調査における平成31年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、平成31年4月の費目別標準生計費を算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成30年1月~12月の家計調査の調査世帯(全国・勤労者世帯)のうち、有業人員が1人で 夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出 金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して、費目別、世帯人員別生計 費換算乗数を求めた。

第26表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成31年4月)

世帯人員費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食 料 費	25, 080	39, 520	48, 930	58, 340	67, 750
住居関係費	55, 020	44, 140	47, 530	50, 940	54, 330
被服・履物費	1,620	4, 570	5, 080	5, 590	6, 100
雑 費 I	24, 930	22, 120	37, 580	53, 040	68, 500
雑 費 Ⅱ	5, 580	13, 080	15, 890	18, 700	21, 510
合 計	112, 230	123, 430	155, 010	186, 610	218, 190

労働経済関係資料

第27表 労働経済指標 4

第2/改	力剛社併相悰	账															
画型		#	: A	平成30年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平成31年 1月	2 月	3 月	4 月	令者元年 5 月
		E	金額	310,608円	311,618	552, 565	434, 980	306, 215	303, 395	306, 464	323, 511	690, 335	304, 728	296, 303	318, 496	311,069	311, 733
	田人心口心如	H	対前年同月 増減率	%0 *0	1.2	2.5	1.1	0.7	0. 4	1.2	1.8	1.6	0.2	△ 0.1	△ 1.1	0.1	0.1
此	况货柜子諮復		金額	283, 731円	273, 460	477, 154	392, 213	277, 782	269, 685	275,824	284, 148	610, 137	271, 737	270, 510	287, 079	285, 217	273, 594
計算 全		以 和析	対前年同月 増減率	0.5%	□ 1.3	▷ 5.8	6.8	0.8	△ 2.7	0.0	0.2	△ 7.4	1.5	1.2	2.3	0.5	0.1
			金額	298, 466円	294, 500	296, 802	296, 444	295, 546	295, 548	298, 297	298, 747	297, 598	291, 891	292, 808	295, 281	299, 489	294, 772
■ 生	き ま ら て ろ	<u>폐</u> 1H	対前年同月 増減率	0.2%	0.8	0.8	0.8	1.1	0.5	1.1	1.4	0.9	0.0	0.3	△ 0.1	0.3	0.1
七毫分	大器 かん はん かん	T F	金額	273, 425円	265, 852	271, 128	269, 370	270, 127	267, 253	270,027	270, 394	268, 483	266, 201	268, 205	268, 922	275, 343	269, 421
甲甲		从他们	対前年同月 増減率	0.2%	△ 2.3	△ 0.8	△ 0.2	0.0	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.9	△ 1.3	0.8	1.3	1.2	0.7	1.4
調査		E	金額	330, 581円	324, 966	329, 401	329, 274	326, 756	329, 341	331, 305	333, 104	331,057	323, 898	328, 106	329, 944	332, 272	326, 648
) 默排	ままった	AI H	対前年同月 増減率	1.0%	1. 4	1.4	1.4	1.2	1.0	1.3	1.6	0.7	0.5	0.4	0.6	0.6	0.5
叫無	人 格 か で の	计	金額	327, 109円	319, 521	324, 033	320, 339	318, 941	321, 773	321, 374	324, 130	318,637	319, 949	327,051	326, 088	330, 243	322, 569
		从他们	対前年同月 増減率	△1.0%	○ 0.5	□ 1.1	△ 1.9	△ 0.3	△ 2.2	△ 2.4	△ 1.8	△ 3.2	1.7	2.2	1.0	1.0	1.0
		④	額	294, 439円	281, 307	267, 641	283, 387	292, 481	271, 273	290, 396	281,041	329, 271	296, 345	271, 232	309, 274	301, 136	300, 901
計實質支出	₩ ₩	対前年	対前年同月増減率	70.5%	○ 0.6	△ 0.4	1.5	4.3	0.9	2.7	1.3	2.2	2.3	2.1	2.7	2.3	7.0
		H	エンゲル係数	24.2%	26. 2	26.6	26. 1	26.2	26. 6	25.7	25.4	27.1	23.9	25.1	24.4	24.3	25.3
	1. 李蒙市	Ө	額	274,841円	273, 422	263, 513	272, 497	276, 613	261,081	287, 982	278, 246	319, 777	290,858	255,091	292, 986	283, 815	291, 230
	と一般を担い	H	エンゲル係数	26.1%	26.8	26.8	27.7	28.4	27.8	26.6	26.9	29. 6	24.5	27.2	26.0	25.7	26.1
調査]	计	毎	額	254,737円	291, 521	239, 100	244, 565	304, 553	279,061	300, 300	342, 245	302, 139	293, 300	265, 324	266, 687	253, 969	277, 334
	不相叫	Hング	ンゲル係数	29.1%	26.9	31.0	32. 2	27.9	28. 2	27.0	23.2	28.9	24.0	25.9	28.3	27.2	27.6
参	鞍	対前年同月	金田	0.6%	0.7	0.7	0.9	1.3	1.2	1.4	0.8	0.3	0.2	0.2	0.5	0.9	0.7
角	(松務省)	上昇率	京都市	%8 *0	0.6	0. 4	0.6	1.1	1.1	1.5	0.5	0.3	0.2	0.0	0.7	0.8	0.7
雇用	[用者数(労働力調査)	調査)		5, 939万人	5, 930	5, 921	5, 946	5, 952	5,945	5, 961	5, 973	5, 960	5,953	5, 988	5, 998	5, 979	5, 992
1	4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4	∜∄	王	1.60倍	1.61	1.61	1.62	1.63	1.63	1.62	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63	1.62
か ∈ ∑	14八日本	立	京都府	1.58倍	1.56	1.57	1.57	1.58	1.58	1.57	1.57	1.57	1.56	1.58	1.61	1.63	1.61
	総実労働時間数 (á	(毎勤・全産業)	業)	150.8時間	146.5	152. 5	150.8	145.9	143.3	150.2	153.6	145.9	136.6	142.1	144.1	148.7	141.4
	うち所	ち所定外労働時間数	宇間数	13.0時間	12. 4	12. 4	12. 4	11.8	12. 2	12.9	13.1	12.8	12.1	12.5	12.8	13.1	12.4
鉱工	鉱工業生産指数(経済産業省)	圣済産業省)	対前年同月 増減率	1.9%	3.5	\triangle 1.5	2. 4	0.6	△ 2.5	4.2	1.9	△ 2.0	0.7	\triangle 1.1	\triangle 4.3	\triangle 1.1	\triangle 1.8

(注) 1.雇用者数及び有効求人倍率は季節調整済値である。 2 民間給与は、厚生労働省毎月勤労統計調査の常用労働者30人以上の事業所の数値である。なお「全国」の数値は「再集計値」である。

給与勧告の骨子

- 〇 本年の給与勧告のポイント
 - ~月例給、ボーナスともに引上げ~
 - ① 民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を 引上げ
 - ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
 - ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。 その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機 能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年 齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公 務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれ ば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

Ⅱ 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与を実地調査(完了率87.9%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

- **○民間給与との較差** 387円 0.09%[行政職(一)…現行給与 411,123円 平均年齢43.4歳] [俸給 344円 はね返り分(注) 43円] (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分
- 〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務 の年間の支給月数を比較
 - **○民間の支給割合** 4.51月 (公務の支給月数 4.45月)

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を1,500円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定(平均改定率0.1%)

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表 は改定なし)

(2) 住居手当

公務員宿舎使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ (12,000円 \rightarrow 16,000円)。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ (27,000円 \rightarrow 28,000円)

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当 に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和元年度	期末手当	1.30 月 (支給済み)	1.30 月 (改定なし)
	勤勉手当	0.925月 (支給済み)	0.975月(現行0.925月)
2年度	期末手当	1.30 月	1.30 月
以降	勤勉手当	0.95 月	0.95 月

[実施時期]

・月 例 給:平成31年4月1日(住居手当については令和2年4月1日)

・ボーナス:法律の公布日

3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。 民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

公務に対する国民の信頼を回復し、更に高めるため、全体の奉仕者としての公務員の使命等を再認識させるよう、倫理感・使命感の醸成や職務に対する責任の自覚を働きかけるなど一層の対応に努力。キャリア形成に強い関心を持つ若手職員が増加し、育児、介護等の事情を抱えた職員の存在が顕在化する中で、多様な有為の人材を公務に誘致し、これらの人材が活躍できる公務職場の実現に向けた取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要

(2) 人材の育成

管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、 専門的な知見を活かした研修を実施

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に関する運用の徹底など必要な取組を実施

2 勤務環境の整備

(1) 勤務時間等に関する取組

- ・ 本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府 省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援
- ・ 仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成
- 心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進

(2) ハラスメント防止対策

現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化

(3) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

3 障害者雇用に関する取組

障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまでに実施。 本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

4 定年の引上げ

昨年8月の本院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が 早期に実施されるよう、改めて要請

令和元年10月発行

☎ 京都府人事委員会事務局

郵便番号 602-8570 京都市上京区下立売通新町西入